



第V章

国有林野の管理経営

国有林野は我が国の国土の約2割、森林面積の約3割を占めており、国土の保全、水源の涵養、生物多様性の保全をはじめ、広く国民全体の利益につながる多面的機能を有している。

国有林野は重要な国民共通の財産であり、林野庁が国有林野事業として一元的に管理経営を行っている。国有林野事業では、平成25(2013)年度の一般会計化等を踏まえ、公益重視の管理経営の一層の推進、森林・林業再生に向けた貢献等に取り組んでいる。

本章では、国有林野の役割や国有林野事業の具体的な取組について記述する。

1. 国有林野の役割

(1) 国有林野の分布と役割

国有林野は758万haの面積を有しており、これは我が国の国土面積(3,779万ha)の約2割、森林面積(2,508万ha)の約3割に相当する。国有林野の土地面積に占める割合は、地域によって異なり、北海道森林管理局及び東北森林管理局管内では3割以上であるのに対して、近畿中国森林管理局管内では1割未満等となっている(資料V-1)。

国有林野は、奥地脊梁山地や水源地域に広く分布しており、国土の保全、水源の涵養等の公益的機能の発揮に重要な役割を果たしている。また、国有林野は、人工林、原生的な天然林等の多様な生態系を有し、希少種を含む様々な野生生物の生育・生息の場となっている。さらに、国有林野の生態系は、里山林、溪畔林、海岸林等として、農地、河川、海洋等の森林以外の生態系とも結び付いており、我が国全体の生態系ネットワークの根幹として、生物多様

性の保全を図る上で重要な位置を占めている。特に、我が国における原生的な天然林は国有林野に多く分布しており、世界遺産一覧表に記載された我が国の世界自然遺産*1は、その陸域のほぼ全域(95%)が国有林野である。

一方、国有林野は、都市近郊(北海道野幌、東京都高尾山、京都府嵐山等)や海岸付近(福井県気比の松原、佐賀県虹の松原等)にも分布し、保健休養の場や森林との触れ合いの場を提供している。

このような国有林野の有する多面的機能は、広く国民全体の利益につながるものであり、昨今の頻発する自然災害への対応や地球温暖化の防止への国民の強い関心等も踏まえて、適切に発揮させることが求められている(資料V-2)。

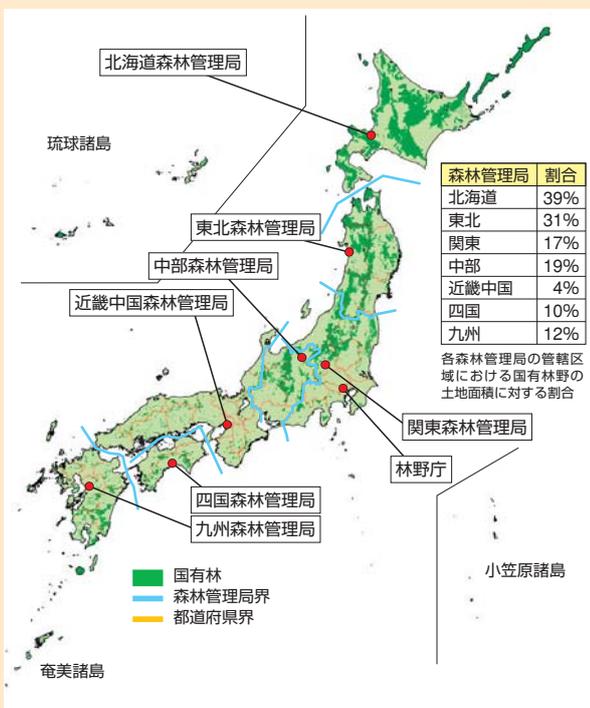
(2) 国有林野の管理経営の基本方針

国有林野は重要な国民共通の財産であり、林野庁が国有林野事業として一元的に管理経営を行っている。国有林野の管理経営は、森林経営の用に供するものとされた国有財産として、国土の保全その他国有林野の有する公益的機能の維持増進を図るとともに、あわせて、林産物を持続的かつ計画的に供給し、国有林野の活用によりその所在する地域の産業の振興又は住民の福祉の向上に寄与することを目標として行うこととされている*2。

国有林野事業は、戦後は林産物の供給に重点が置かれ、その事業を企業的に運営するため特別会計(国有林野事業特別会計)において経理されてきたが、平成10(1998)年度の抜本的改革で「公益的機能の維持増進」を旨とする方針に大きく転換した。平成25(2013)年度には、公益重視の管理経営を一層推進するとともに、その組織、技術力及び資源を活用して我が国の森林・林業の再生へ貢献するため、一般会計で行う事業に移行した。

林野庁では、国有林野の管理経営の基本方針等を明らかにするため、5年ごとに10年を計画期間とする「国有林野の管理経営に関する基本計画」(以下「管理経営基本計画」という。)を策定している。

資料V-1 国有林野の分布



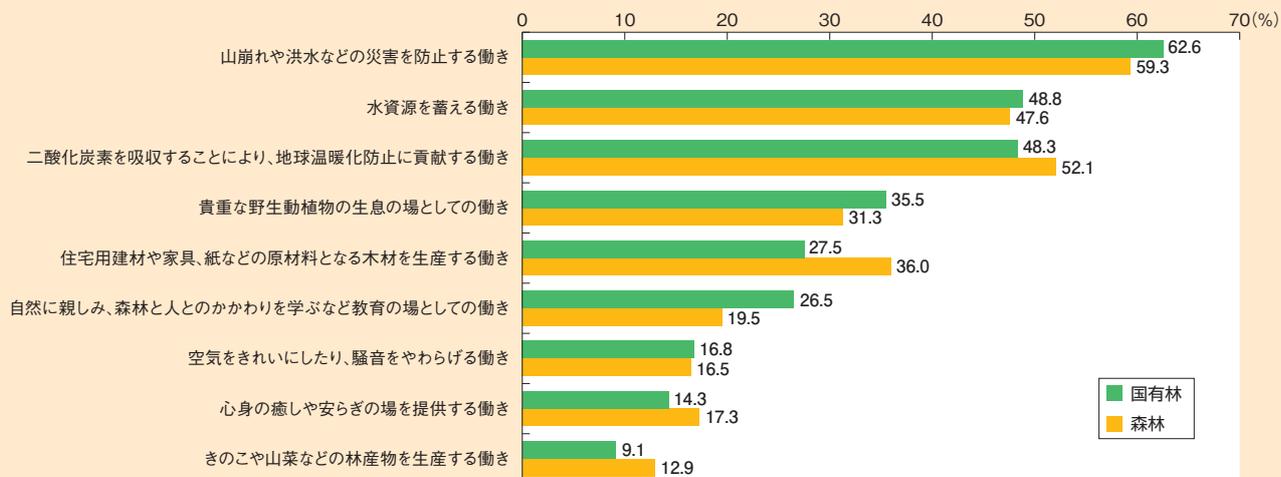
*1 現在、我が国の世界自然遺産は、「知床」(北海道)、「白神山」(青森県、秋田県)、「小笠原諸島」(東京都)及び「屋久島」(鹿児島県)の4地域となっている。

*2 「国有林野の管理経営に関する法律」(昭和26年法律第246号)第3条

現行の管理経営基本計画は、一般会計移行後初めて、平成25(2013)年12月に策定されたもので、平成26(2014)年4月から平成36(2024)年3月までの10年間を計画期間としている。



資料V-2 森林と国有林に期待する役割(複数回答)



注1：消費者モニターを対象とした調査結果。

注2：この調査での「消費者」は、農林水産行政に関心がある20歳以上の者で、原則としてパソコンでインターネットを利用できる環境にある者。

資料：農林水産省「森林資源の循環利用に関する意識・意向調査」(平成27(2015)年10月)

2. 国有林野事業の具体的取組

平成27(2015)年度における国有林野事業については、国有林野事業の一般会計化等を踏まえ平成25(2013)年12月に策定された「管理経営基本計画」に基づき取り組まれた。

以下では、国有林野事業の管理経営の取組を、「公益重視の管理経営の一層の推進」、「森林・林業の再生への貢献」及び「国民の森林」としての管理経営等」の3つに分けて記述する。

(1) 公益重視の管理経営の一層の推進

森林に対する国民の要請は、国土の保全や水源の涵養に加え、地球温暖化の防止、生物多様性の保全等の面で期待が高まるなど、公益的機能の発揮に重点を置きつつ更に多様化している。

このため、国有林野事業では、公益重視の管理経営を一層推進するとの方針の下、重視される機能に応じた管理経営を推進するとともに、民有林との一体的な整備・保全を実施し、民有林を含めた面的な機能発揮に積極的に取り組んでいる。

(ア) 重視すべき機能に応じた管理経営の推進

(重視すべき機能に応じた森林の区分と整備・保全)

国有林野の管理経営に当たっては、個々の国有林野を重視すべき機能に応じて、「山地災害防止タイプ」、「自然維持タイプ」、「森林空間利用タイプ」、「快適環境形成タイプ」及び「水源涵養タイプ」の5つに区分した上で、それぞれの流域の自然的特性等を勘案しつつ、これらの区分に応じて森林の整備・保全を推進することとしている(資料V-3)。また、木材等生産機能については、これらの区分に応じた適切な施業の結果として得られる木材を、木材安定供給体制の整備等の施策の推進に寄与するよう計画的に供給することにより、発揮するものと位置付けている。

国有林野においては、人工林の多くがいまだ間伐が必要な育成段階にある一方、伐採適期を迎えた高齢級の人工林が年々増加していることから、将来的に均衡が取れた齢級構成としていくとともに、森林生態系全般に着目し、公益的機能の向上に配慮した施業を行っていく必要がある。このため、長伐期化、

複層林化、小面積・モザイク的配置に留意した施業、針広混交林化を促進する施業等に取り組んでいる。

(治山事業の推進)

国有林野には、公益的機能を発揮する上で重要な森林が多く存在し、平成26(2014)年度末現在で国有林野面積の90%に当たる685万haが水源かん養保安林や土砂流出防備保安林等の保安林に指定されている。国有林野事業では、国民の安心・安全を確保するため、自然環境保全への配慮やコストの縮減を図りながら、治山事業による荒廃地の復旧整備や保安林の整備を計画的に進めている。

国有林内では、集中豪雨や台風等により被災した山地の復旧整備、機能の低下した森林の整備等を推進する「国有林直轄治山事業」を行っている。

民有林内でも、大規模な山腹崩壊や地すべり等の復旧に高度な技術が必要となる箇所等では、地方公共団体からの要請を受けて、「民有林直轄治山事業」と「直轄地すべり防止事業」を行っており、平成27(2015)年度においては、15県23地区の民有林でこれらの事業を実施した。

また、民有林と国有林の間での事業の調整や情報の共有を図るため、各都道府県を単位とした「治山

資料V-3 機能類型区分ごとの管理経営の考え方

機能類型区分	管理経営の考え方
山地災害防止タイプ 145万ha	根や表土の保全、下層植生の発達した森林の維持
自然維持タイプ 166万ha	良好な自然環境を保持する森林、希少な生物の生育・生息に適した森林の維持
森林空間利用タイプ 54万ha	保健・文化・教育的利用の形態に応じた多様な森林の維持・造成
快適環境形成タイプ 0.2万ha	汚染物質の高い吸着能力、抵抗性がある樹種から構成される森林の維持
水源涵養タイプ 393万ha	人工林の間伐や伐期の長期化、広葉樹の導入による育成複層林への誘導等を推進し、森林資源の有効活用にも配慮

注：面積は、平成27(2015)年4月1日現在の数値である。
資料：農林水産省「平成26年度 国有林野の管理経営に関する基本計画の実施状況」

事業連絡調整会議」を定期的で開催している。民有林と国有林の治山事業実施箇所が近接している地域においては、流域保全の観点から一体的な全体計画を作成し、民有林と国有林が連携して荒廃地の復旧整備を行っている。

さらに、大規模な山地災害が発生した際には、国有林内の被害状況調査を実施するとともに、民有林への職員派遣やヘリコプターによる広域的な被害状況調査を実施するなど迅速な対応に取り組んでいる(事例V-1)。

(路網整備の推進)

国有林野事業では、機能類型に応じた適切な森林の整備・保全や林産物の供給等を効率的に行うため、林道(林業専用道を含む。以下同じ。)及び森林作業道について、それぞれの役割や自然条件、作業シス

テム等に応じて組み合わせた整備を進めている。このうち、林道については、平成26(2014)年度末における路線数は13,206路線、総延長は45,265kmとなっている。

路網の整備に当たっては、地形に沿った路線線形にすることで切土盛土等の土工量や構造物の設置数を必要最小限に抑えるとともに、現地で発生する木材や土石を土木資材として活用することにより、コスト縮減に努めている。また、橋梁等の施設について、長寿命化を図るため、点検、補修等に関する計画の策定を進めている。

国有林と民有林が近接する地域においては、民有林林道等の開設計画と調整を図り、計画的かつ効率的な路網整備を行っている(事例V-2)。

事例V-1 「平成27年9月関東・東北豪雨」被災地における関係機関と連携した被害調査

平成27(2015)年9月に、台風第18号等の影響で西日本から北日本にかけて広い範囲で大雨となり、特に関東地方と東北地方では記録的な大雨となったため、各地で山地災害が発生した。

このため、関東森林管理局では、災害発生直後にヘリコプターによる広域的な被害状況調査を栃木県や福島県の災害担当者と合同で実施するとともに、国立研究開発法人森林総合研究所の専門家の派遣を要請し現地調査を実施した。



被害箇所の様子

事例V-2 民有林と連携した路網の整備

広島北部森林管理署(広島県三次市)では、酒造会社A社(東京都墨田区)及び国立研究開発法人森林総合研究所との間で、森林整備等を協力して進めるための基本的な事項を盛り込んだ「森林整備推進協定」(区域面積908ha)を平成27(2015)年3月に締結し、民有林と国有林の連携した間伐等の施業や効率的な路網整備を推進している。

平成27(2015)年度には、協定区域において林業専用道を2.3km開設するための調査設計や森林作業道開設の検討に着手した。これらの路網は、民有林における施業の集約化を推進しつつ効率的な森林施業に資することが期待される。また、協定区域は地域における路網整備技術の研修や普及活動の場としても活用することとしている。



協定区域内の国有林における森林作業道の線形等の検討の様子

(イ)地球温暖化対策の推進

(森林吸収源対策と木材利用の推進)

国有林野事業では、森林吸収源対策を推進する観点から、引き続き間伐の実施に取り組むとともに、保安林等に指定されている天然生林の適切な保全・管理に取り組んでいる。平成26(2014)年度には、全国の国有林野で約13万haの間伐を実施した(資料V-4)。

また、今後、人工林の高齢級化に伴う二酸化炭素の吸収能力の低下や、資源の成熟に伴う伐採面積の増加が見込まれる中、将来にわたる二酸化炭素の吸収作用の保全及び強化を図る必要があることから、効率的かつ効果的な再造林手法の導入・普及等に努めながら、主伐後の確実な再造林を推進することとしている。平成26(2014)年度の人工造林面積は、全国の国有林野で約0.4万haとなっている。

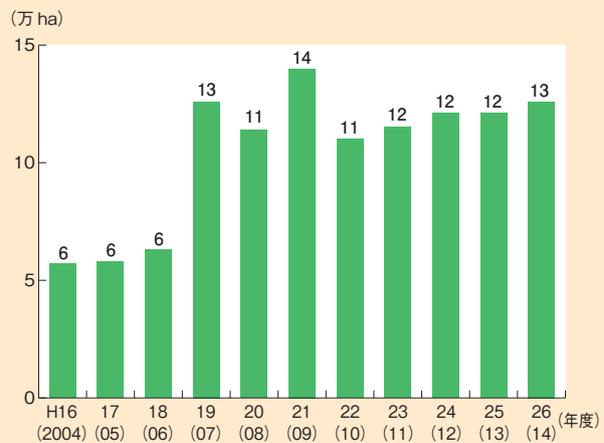
さらに、間伐材等の木材利用の促進は、間伐等の森林整備の推進のみならず、木材による炭素の貯蔵にも貢献することから、森林管理署等の庁舎の建替えに当たっては、木造建築物として整備するとともに、林道事業や治山事業の森林土木工事においても、間伐材等を資材として積極的に利用している。平成26(2014)年度には、林道事業で約0.9万m³、治山事業で約5.3万m³の木材・木製品を使用した(事例V-3)。

(ウ)生物多様性の保全

(国有林野における生物多様性の保全に向けた取組)

国有林野事業では、森林における生物多様性の保全を図るため、「保護林」や「緑の回廊」の設定、モニタリング調査の実施、渓流等と一体となった森林の連続性の確保による森林生態系ネットワークの形成に努めている。これらの取組は、平成24(2012)年9月に閣議決定された「生物多様性国家戦略2012-2020」にも生物多様性の保全と持続的な利用を実現するための具体的施策として位置付けられている。各森林管理局の森林生態系保全セン

資料V-4 国有林野における間伐面積の推移



資料：農林水産省「平成26年度 国有林野の管理経営に関する基本計画の実施状況」、林野庁「森林・林業統計要覧」

事例V-3 治山事業における木材利用の推進

北海道森林管理局では、林道事業や治山事業において間伐材を使用したコンクリート型枠用合板の利用に積極的に取り組むこととし、平成25(2013)年度から平成26(2014)年度にかけて、道内各地6か所で、国産トドマツの間伐材を活用したコンクリート型枠用合板約210枚による試験施工を実施した。この結果、コンクリート構造物の性能に問題ないことが確認された。

このことを受け、平成27(2015)年度からは北海道森林管理局の森林土木工事(林道事業、治山事業)において間伐材を使用した型枠用合板を採用することとし、宗谷森林管理署(北海道稚内市)では治山事業(コンクリート谷止工2基)においてトドマツ間伐材のコンクリート型枠用合板を268枚使用した。

今後も、間伐材を活用したコンクリート型枠用合板を積極的に使用することにより、国産材の利用及び木材需要の拡大につなげていくこととしている。



設置された国産材型枠用合板

ターや森林ふれあい推進センター等では、地域の関係者の協働・連携による森林生態系の保全・管理や自然再生、希少な野生生物の保護等の取組を進めている。また、来訪者の集中により植生の荒廃等が懸念される国有林野においては、「グリーン・サポート・スタッフ(森林保護員)」による巡視やマナーの啓発活動を行い、貴重な森林生態系の保全・管理に取り組んでいる。

(保護林の設定)

国有林野事業では、世界自然遺産をはじめとする原生的な森林生態系や希少な野生生物の生育・生息の場となっている森林など、生物多様性の核となる森林生態系を「保護林」に設定している。保護林では、森林の厳格な保護・管理を行うとともに、森林や野生生物等の状況変化に関するモニタリング調査を実施して、森林生態系の保護・管理や区域の見直し等に役立てている。

平成26(2014)年度には、「^{ちみね}地峯水生生物生息地保護林」を奈良県吉野郡^{よしのぐんてんかわむら}天川村に新たに設定するなど、保護林の設定・変更等を行った。この結果、平成27(2015)年4月現在における保護林の設定面積(箇所数)は、前年から約300ha増加して96.8万ha(855か所)となり、国有林野全体の面積の13%を占めている。

(保護林制度の見直し)

国有林における保護林制度は、大正4(1915)年に学術研究等を目的に発足して以来、原生的な天然林や貴重な動植物の保護等に重要な役割を担ってきた。このような中、近年の森林の生物多様性に対する国民の認識の高まりや、学術的な知見が蓄積されてきたことを踏まえ、現在の保護林の設定状況や保全・管理状況における課題等の点検・整理を行うため、学識経験者等を構成員とする「保護林制度等に関する有識者会議」を平成26(2014)年6月から平成27(2015)年2月にかけて5回開催した。林野庁では、同会議で取りまとめられた報告を基に、平成27(2015)年9月に保護林制度の改正を行った。

この改正では、森林生態系や個体群の持続性に着

目した分かりやすく効果的な保護林区分を導入し、これまで7種類であった保護林を「森林生態系保護地域」、「生物群集保護林」、「希少個体群保護林」の3種類に再編したほか、自律的復元力を失った森林を、潜在的な自然植生を基本とした生物群集へ誘導する「復元」の考え方の導入、専門的な知見を活用した簡素で効率的な管理体制の構築等を行った*3。

(緑の回廊の設定)

国有林野事業では、野生生物の生育・生息地を結ぶ移動経路を確保することにより、個体群の交流を促進し、種や遺伝子の多様性を保全することを目的として、必要に応じて民有林とも連携しつつ、保護林を中心にネットワークを形成する「緑の回廊」を設定している。平成27(2015)年4月現在における緑の回廊の設定箇所数は24か所、設定面積は58.3万haとなり、国有林野全体の面積の8%を占めている(資料V-5)。

緑の回廊では、^{きん}猛禽類の採餌環境や生息環境の改善を図るためにうっ閉した林分を伐開したり、人工林の中に芽生えた広葉樹を積極的に保残するなど、野生生物の生育・生息環境に配慮した施業を行っている。また、森林の状態と野生生物の生育・生息実態に関するモニタリング調査を実施して、保全・管理に反映している。

(世界遺産等における森林の保全)

国有林野事業では、我が国の世界自然遺産区域内の陸域のほぼ全域(95%)を占める国有林野について、そのほとんどを世界自然遺産の保護担保措置となっている「森林生態系保護地域」(保護林の一種)に設定しており、厳格な保護・管理に努めている(資料V-6)。また、地元関係者と連携しながら、希少な野生生物の保護や外来種等の駆除による固有の森林生態系の修復、利用ルールの導入や普及啓発等の保全対策に取り組んでいる。世界自然遺産の国内候補地である「^{あまみ おおしま とくのしま おきなわじま}奄美大島、徳之島、沖縄島北部及び^{いりおもてじま}西表島」(鹿児島県、沖縄県)の国有林野については、「森林生態系保護地域」の設定等を行っており、貴重な森林生態系の保護対策に取り組んでいる。

世界自然遺産の「^{しれとこ}知床」については、世界遺産一

*3 174ページのコラム「保護林制度の改正の概要」を参照。

コラム 保護林制度の改正の概要

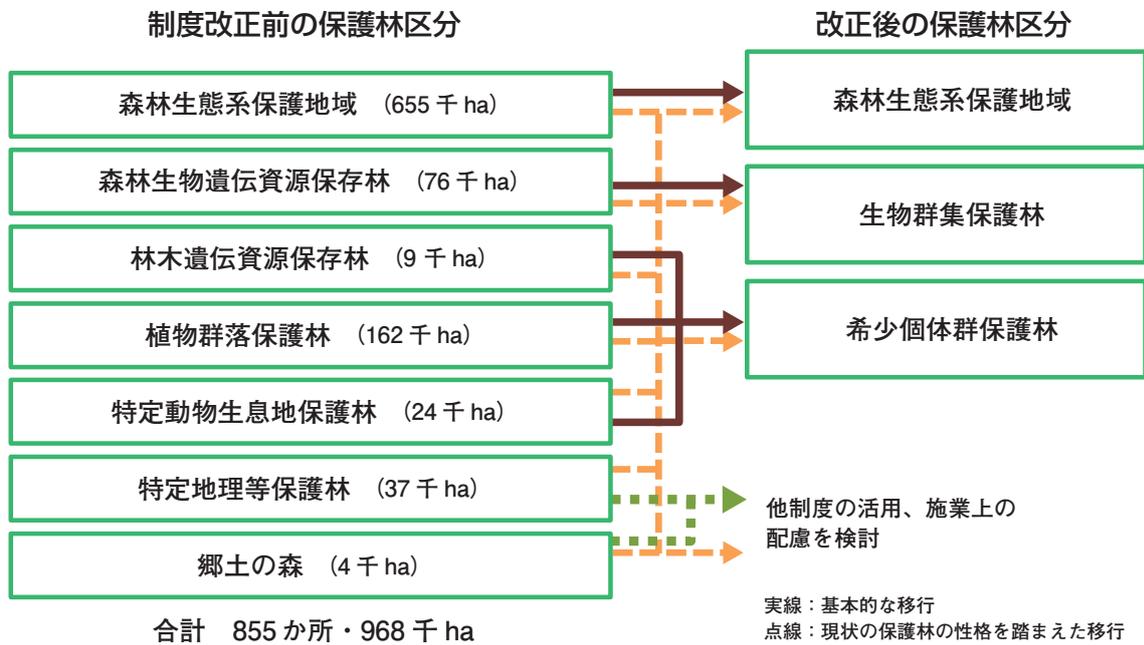
平成27(2015)年9月の保護林制度の改正では、新たな保護林区分の導入や、「復元」等の生物多様性保全手法の導入、簡素で効率的な管理体制の構築等が行われた。

保護林区分については、森林生態系や個体群の持続性に着目した分かりやすく効果的な区分とするため、これまでの7種類から、我が国の気候帯又は森林帯を代表する原生的な天然林を対象とした「森林生態系保護地域」、地域固有の生物群集を有する森林を対象とした「生物群集保護林」及び希少な野生生物の生育・生息に必要な森林を対象とした「希少個体群保護林」の3種類に整理した。

保護林の取扱いについては、生物多様性保全に関する科学的知見の進歩を踏まえ、新たな手法を導入した。「生物群集保護林」においては、自律的復元力を失った森林を対象に、長期にわたる森林施業等を専門家の科学的知見に基づく意見を踏まえ実施することを通じて、潜在的自然植生を基本とした生物群集へ誘導する「復元」を行うことができるようにした。また、「希少個体群保護林」においては、対象個体群の存続に必要な個体群の集合体(メタ個体群)を保護することを目的に、核となる森林の周辺に飛び地として存在する、遺伝的な関連のある個体群の生育・生息地等も保護林に含めて一体的に保護・管理できるようにしたほか、一時的な裸地の出現等、遷移過程における攪乱が個体群の持続に不可欠な場合には、森林施業による人為的な環境創出を行うことができるようにした。

保護林の管理体制については、既存の各種委員会を整理し、森林管理局ごとの保護林管理委員会(必要に応じて部会等を置く。)により一元化することとして効率化を図った。また、保護林のモニタリングについてもより効果的・効率的なものとするため、各保護林の状況に応じて、実施する間隔を設定できるようにした。

「特定地理等保護林」や「郷土の森」といった改正前の制度により設定されていた7種類の保護林については、今後数年間かけて有識者の意見を踏まえつつ再編を行うこととしている。



保護林区分の再構築

注：保護林の箇所数及び面積は、平成27(2015)年4月1日現在のデータである。

覧表への記載が決定されてから平成27(2015)年で10周年を迎えたことから、北海道森林管理局では、関係機関と連携して記念行事の開催等に取り組んだ(事例V-4)。

一方、世界文化遺産についても、「富士山ー信仰の対象と芸術の源泉」(山梨県、静岡県)、「古都京都の文化財」(滋賀県、京都府)、「古都奈良の文化財」(奈良県)、「法隆寺地域の仏教建造物」(奈良県)、「紀伊山地の霊場と参詣道」(三重県、奈良県、和歌山県)及び「厳島神社」(広島県)など、その構成資産や緩衝地帯に国有林野が含まれるものが少なくない。国有林野事業では、これらの国有林野についても、厳格な保護・管理や森林景観等に配慮した管理経営を行っている。

また、「世界文化遺産貢献の森林」として、京都

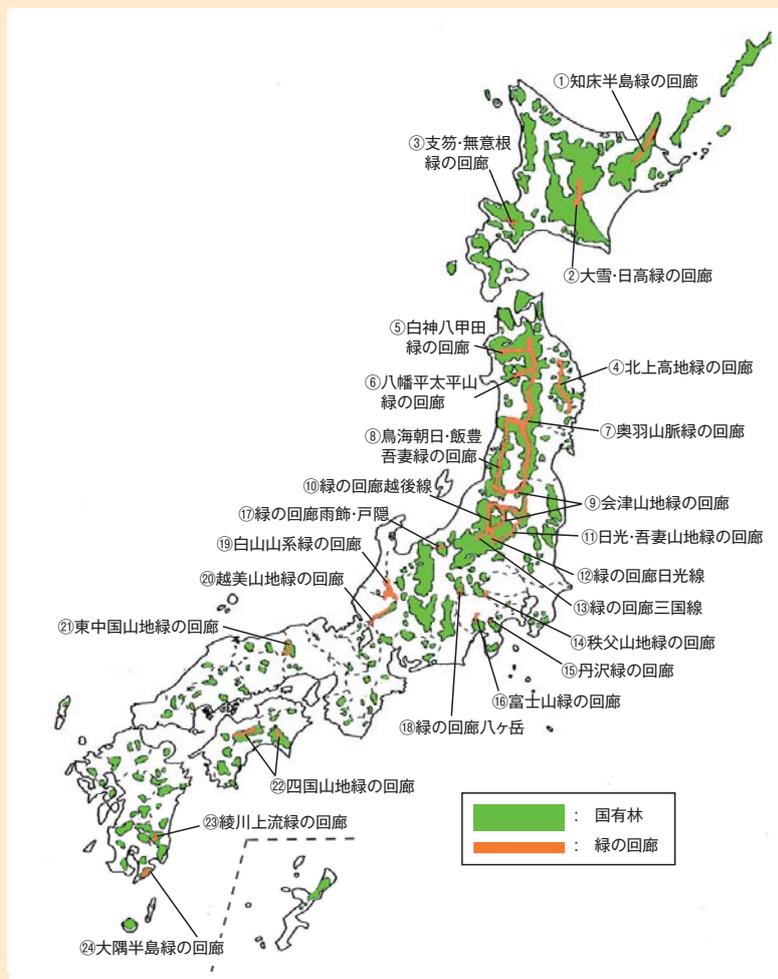
市内や奈良盆地、紀伊山地及び広島^{みやしま}の宮島における約4,600haの国有林野を設定し、文化財修復資材の供給、景観の保全、檜皮採取技術者養成フィールド^{ひわだ}の提供、森林と木造文化財の関わりに関する学習

資料V-6 我が国の世界自然遺産における国有林野の割合

遺産名	陸域面積 (ha)	国有林野面積 (ha)	国有林野の割合
知床	48,700	45,989	94%
白神山地	16,971	16,971	100%
屋久島	10,747	10,260	95%
小笠原諸島	6,358	5,161	81%
計	82,776	78,381	95%

資料：林野庁経営企画課調べ。

資料V-5 緑の回廊の位置



名称	面積(万ha)	延長(km)
①知床半島	1.2	36
②大雪・日高	1.7	57
③支笏・無意根	0.7	30
④北上高地	2.6	150
⑤白神八甲田	2.2	50
⑥八幡平太平洋山	1.1	60
⑦奥羽山脈	7.3	400
⑧鳥海朝日・飯豊吾妻	5.8	260
⑨会津山地	10.5	100
⑩越後線	1.6	70
⑪日光・吾妻山地	9.4	180
⑫日光線	1.1	38
⑬三国線	1.3	52
⑭秩父山地	0.6	44
⑮丹沢	0.4	43
⑯富士山	0.2	24
⑰雨飾・戸隠	0.4	17
⑱八ヶ岳	0.6	21
⑲白山山系	4.3	70
⑳越美山地	2.4	66
㉑東中国山地	0.6	42
㉒四国山地	1.7	137
㉓綾川上流	0.2	5
㉔大隅半島	0.1	22
合計	58.3	

注1：面積と延長は、平成27(2015)年4月1日現在のデータである。
 注2：面積は、国有林の緑の回廊を記載。
 注3：計の不一致は四捨五入による。

の場の提供等に取り組んでいる。さらに、世界文化遺産として、平成27(2015)年7月に世界遺産一覧表に記載することが決定した「明治日本の産業革命遺産 製鉄・製鋼、造船、石炭産業」についても、その構成資産の一つである「橋野鉄鉱山・高炉跡」(岩手県)内の国有林野について、地域と連携しながら自然景観の保全等に取り組んでいる。

また、「ユネスコエコパーク^{*4}」については、平成24(2012)年に登録された「綾」(宮崎県)、平成26(2014)年6月に登録された「只見」(福島県)と「南アルプス」(山梨県、長野県、静岡県)では、その核心地域及び緩衝地域に所在する国有林野を「森林生態系保護地域」等に設定しており、厳格な保護・管理を行っている。その他のユネスコエコパー

クに所在する国有林野でも保護林や緑の回廊を設定するなどしており、厳格な保護・管理や野生生物の生育・生息環境に配慮した施業等を行っている^{*5}。

(希少な野生生物の保護と鳥獣被害対策)

国有林野事業では、国有林野内を生育・生息の場とする希少な野生生物の保護を図るため、野生生物の生育・生息状況の把握、生育・生息環境の維持及び整備等に取り組んでいる。

一方、近年、シカによる森林植生への食害やクマによる樹木の剥皮等の、野生鳥獣による森林被害が深刻化しており、希少な高山植物など、他の生物や生態系への脅威ともなっている。

このため、各森林管理局では、野生鳥獣との共生を目指して、関係者と連携しながら、効果的な手法

事例V-4 「知床」が世界遺産登録から10周年

「知床」は、流水が接岸する北半球で最も低緯度の地域であり、海氷の影響による特異な生態系が見られることや、陸上の生態系においてもシマフクロウ、シレットコスミレ等多くの希少種が含まれていることが高く評価され、平成17(2005)年にユネスコ(UNESCO^注)の第29回世界遺産委員会において、世界自然遺産として世界遺産一覧表への記載が決定した。登録から10周年となる平成27(2015)年に、北海道森林管理局は、関係機関と連携して記念式典を共催するとともに、関連行事として「エゾシカ食害防止体験」や「羅臼湖自然観察会」といった取組を行った。

「知床」の世界自然遺産地域の陸域のうち94%を国有林野が占めており、全域を保護林の一種である「森林生態系保護地域」として設定し、同森林管理局が厳格に保護・管理を行っている。

注：United Nations Educational, Scientific and Cultural Organization (国際連合教育科学文化機関)の略。



「エゾシカ食害防止体験」におけるエゾシカ防護ネット巻き作業体験の様子



10周年記念式典の様子

*4 ユネスコの「生物圏保存地域」の国内呼称で、1976年に、ユネスコの自然科学セクターの「ユネスコ人間と生物圏計画」における一事業として開始された。生態系の保全と持続可能な利活用の調和(自然と人間社会の共生)を目的としている。

*5 「只見」では、雪食地形の上にブナをはじめとする落葉広葉樹林や針葉樹林等により構成されるモザイク植生が原生的な状態で広がっており、「奥会津森林生態系保護地域」や「会津山地緑の回廊」等を設定している。また、「南アルプス」では、本州中部の太平洋側における山地帯から高山帯に至る典型的な植生の垂直分布が残されており、「南アルプス南部光岳森林生態系保護地域」等を設定している。

の実証を進めつつ、防護柵の設置等による被害の防除、生育・生息環境の保全・管理、被害箇所の回復措置等とあわせて、捕獲による個体数管理に積極的に取り組んでいる(事例V-5、6、7)。

(自然再生の取組)

国有林野事業では、シカやクマ等の野生鳥獣、松くい虫等の病害虫や、強風や雷等の自然現象によ

て被害を受けた森林について、その再生及び復元に努めている。また、地域の特性を活かした効果的な森林管理が可能となる地区においては、地域、ボランティア、NPO等と連携し、生物多様性についての現地調査や荒廃した植生回復等の森林生態系の保全等の取組を実施している。

さらに、国有林野の優れた自然環境を保全・管理

事例V-5 希少植物キレンゲショウマの保全

主に渓谷沿いの岩場に生育するユキノシタ科植物であるキレンゲショウマは、九州では熊本県、大分県、宮崎県でしか自生が確認されておらず、環境省版レッドリストで絶滅危惧Ⅱ類(VU)に指定されており、絶滅の危機が増大している種とされている。

宮崎県西臼杵郡五ヶ瀬町の国有林内にあるキレンゲショウマの自生地がシカの食害を受け、保全が必要な状態となったことから、宮崎北部森林管理署(宮崎県日向市)では平成27(2015)年8月に、シカの侵入を防ぐためにシカ侵入防止柵(フェンス)を設置し、キレンゲショウマの保全及び林内下層植生の回復に努めている。



国有林内に自生するキレンゲショウマ

事例V-6 罠いわなによるエゾシカ捕獲の取組

北海道根室地域では、多数生息するエゾシカが農林業に深刻な被害をもたらしている。根釧東部森林管理署(北海道標津郡標津町)では、この被害を減少させるため、根室市長節の国有林においてエゾシカの捕獲を実施した。

捕獲に当たっては、シマフクロウ等の希少な動物の生息環境に配慮し、銃器ではなく罠いわなを使用した。実施に当たっては、エゾシカの移動経路を考慮して最も捕獲に効果的と思われる場所に罠いわなを設置するとともに、餌による誘引を行い、徐々にエゾシカの警戒心を和らげる等の工夫をしている。実施前には、地域住民の理解と協力を得るため住民説明会も行った。

平成26(2014)年度には、平成27(2015)年1月から3月までの間に合計106頭のエゾシカを捕獲した。平成27(2015)年度には、平成28(2016)年1月25日から31日までに50頭以上を捕獲しており、その後も引き続き捕獲を実施した。捕獲されたエゾシカについては、地域の資源として生体のまま地元企業に搬送し、食肉等として有効活用が図られている。



罠いわな内での追い込みの様子



エゾシカを活用したジビエ料理

するため、環境省や都道府県の環境行政関係者との連絡調整や意見交換を行い、関係機関と連携して「自然再生事業*6」の実施や「生態系維持回復事業計画*7」の策定等の自然再生に向けた取組を進めている。

**(工) 民有林との一体的な整備・保全
(公益的機能維持増進協定の推進)**

国有林に隣接・介在する民有林の中には、森林所有者等による間伐等の施業が十分に行われず、国有林の発揮している公益的機能に悪影響を及ぼす場合や、民有林における外来樹種の繁茂が国有林で実施する駆除の効果の確保に支障となる場合もみられる。このような民有林の整備・保全については、平成25(2013)年度より、「森林法」に基づき森林管理局长が森林所有者等と協定を締結して、国有林野事業により国有林と一体的に行う制度(公益的機能維持増進協定制)が開始された。

国有林野事業では、同制度の活用により、隣接・介在する民有林と一体となった間伐等の施業の実

資料V-7 公益的機能維持増進協定の締結状況

	森林管理局	協定区域の管轄署等	協定面積 (ha)
森林整備(間伐)の実施	東北	上小阿仁支署	31
	関東	日光森林管理署	33
		天竜森林管理署	41
	近畿中国	奈良森林管理事務所	27
外来種の駆除	九州	鹿児島森林管理署	38
	関東(小笠原)	関東森林管理局(局直轄)	2
	九州	屋久島森林管理署	1
計			172

注：計の不一致は四捨五入による。
資料：農林水産省「平成26年度 国有林野の管理経営に関する基本計画の実施状況」

事例V-7 国有林野及び隣接する自衛隊演習場における一体的なシカ捕獲の取組

静岡県の富士山周辺ではシカによる被害が深刻となっている。シカは行動範囲が広いことから、個体数管理を効率的に行うためには、国有林野内における対策だけでなく、地域の関係者が一体となって広域的な対策を講ずることが重要である。

このような中、平成27(2015)年度には、静岡森林管理署(静岡県静岡市)、陸上自衛隊富士学校、静岡県の3者が連携を図り、地元の御殿場市、小山町や猟友会の協力を得ながら、富士山東部地域において、国有林野及び隣接する陸上自衛隊東富士演習場の一部を一体的に捉え、くくりわなによる試験的捕獲を実施した。自衛隊演習場内における初の試みとなる今回の取組は平成27(2015)年10月から12月にかけて実施され、シカ95頭(うち演習場内は11月から12月の間で21日間実施し、捕獲頭数は18頭)を捕獲した。

今後も、関係機関が広域的に連携しつつ、効果的なシカ個体数管理に努めていくこととしている。



自衛隊演習場内での事前打ち合わせの様子



くくりわなによるシカ捕獲の様子

*6 「自然再生推進法」(平成14年法律第148号)に基づき、過去に失われた自然を積極的に取り戻すことを通じて、生態系の健全性を回復することを直接の目的として行う事業。
*7 「自然公園法」(昭和32年法律第161号)に基づき、国立公園又は国定公園における生態系の維持又は回復を図るため、国又は都道府県が策定する計画。

施、世界自然遺産地域における生物多様性保全に向けた外来樹種の駆除等に向け民有林所有者等との合意形成を進めており、平成26(2014)年度末現在で7件(172ha)の協定が締結されている(資料V-7)。

(2)森林・林業の再生への貢献

現在、施業の集約化等による低コスト化や担い手の育成をはじめ、森林・林業の再生に向けた取組の推進が課題となっている。

事例V-8 早生樹の試験植栽や早生樹の産学官共催セミナーを実施

20年程度で50cmもの胸高直径になる早生広葉樹であり、材質の堅いセンダンは、現在輸入材に大きく依存している家具、内装材に適した国産材としての供給が川下側から期待されている。また、森林所有者が短伐期で収入を得ることができる可能性があり、造林樹種としての活用が注目されている。

近畿中国森林管理局では、京都府立大学と共同で、平成27(2015)年3月から5月にかけて、管内の国有林野10か所においてセンダン170本の試験植栽を行った。今後、気温や施肥等の条件が成長に与える影響等を明らかにするため、継続的に調査を行うこととしている。

また、同森林管理局では、同9月に日本木材加工技術協会関西支部早生植林材研究会、京都府立大学と産学官共同で早生樹林業に関するセミナーを開催するなど、早生樹林業の持つ可能性についての認識を広めるための取組を行っている。



試験植栽されたセンダン
(三重県北牟婁郡紀北町)

事例V-9 一貫作業システムの実証試験を実施

東北森林管理局では、再造林の低コスト化を図るため、伐採から植栽までを一体的に行う「一貫作業システム」の実証・普及に管内各県や研究機関等と連携して取り組んでいる。

平成27(2015)年10月には、同森林管理局が国立研究開発法人森林総合研究所、管内の県担当者、森林組合や林業事業者等を対象とした「平成27年度一貫作業システム現地検討会」を開催した。検討会では、同森林管理局が行ってきた一貫作業システムの成果や課題について、同研究所東北支所の研究者による講演等が行われた後、実際に試験が行われている秋田森林管理署湯沢支署(秋田県湯沢市)管内の国有林野において現地検討会を行った。

同森林管理局では、地域林業の抱える課題の解決に向け、このような技術開発を更に進め、その成果の普及に努めることとしている。



伐採と同時期に実施する地拵えの様子



伐採・地拵えと一体的に実施するコンテナ苗植栽の様子

このため、国有林野事業では、その組織、技術力及び資源を活用することにより、林業の低コスト化等に向けた技術の開発及び普及、民有林と連携した施業の推進、林業事業者や森林・林業技術者等の育成及び林産物の安定供給に取り組んでいる。

(低コスト化等に向けた技術の開発・普及と民有林との連携)

国有林野事業では、多様なフィールドを活用し、林業の低コスト化等に向け、先駆的な技術等について、各森林管理局が中心となり、地域の研究機関等と連携しつつ、事業レベルでの試行を進めている。さらに、現地検討会等を開催するなど、地域の林業関係者等との情報交換や普及に努めている(事例V-8)。

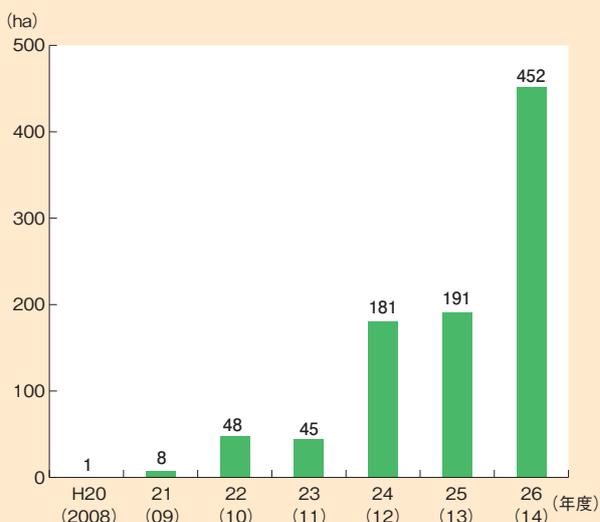
また、全国における多数の事業実績の統一的な分析等が可能な国有林野事業の特性を活かし、地域ごとの地形条件や資源状況の違いに応じた低コストで効率的な作業システムの提案及び検証を行い、民有林への普及と定着に努めている。

特に近年は、施工性に優れたコンテナ苗の活用による効率的かつ効果的な再造林手法の導入・普及等を進めるとともに、植栽適期の広さ等のコンテナ苗の優位性を活かして伐採から植栽までを一体的に行う「一貫作業システム^{*8}」の実証・普及に取り組ん

でいる(事例V-9)。国有林野事業では、平成26(2014)年度には452haでコンテナ苗等を植栽し、31か所・232haで伐採と造林の一括発注による一貫作業システムを実施した(資料V-8、9)。なお、コンテナ苗の活用に当たっては、実証を通じた技術的課題の把握等を行い、我が国でのコンテナ苗の普及に向け、生産方法や使用方法の改善を支援することとしている。

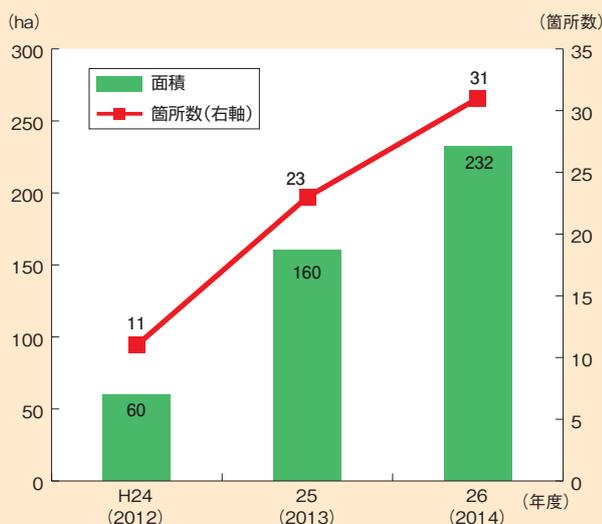
また、国有林野事業では、地域における「施業の

資料V-8 コンテナ苗の植栽面積の推移



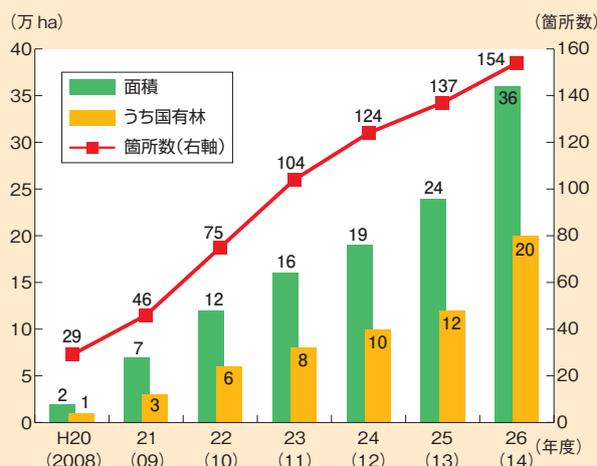
資料：林野庁業務課調べ。

資料V-9 伐採と造林の一括発注の実績



資料：林野庁業務課調べ。

資料V-10 森林共同施業団地の設定状況



注：各年度末の数字である。
資料：農林水産省「平成26年度 国有林野の管理経営に関する基本計画の実施状況」

*8 一貫作業システムとは、伐採から植栽までを一体的に行う作業システムのこと。

集約化」の取組を支援し、森林施業の低コスト化に資するため、民有林と連携することで事業の効率化や低コスト化等を図ることのできる地域において「森林共同施業団地」を設定し、民有林と国有林を連結した路網の整備と相互利用、計画的な施業の実施、民有林材と国有林材の協調出荷等に取り組んでいる。平成26(2014)年度末現在、森林共同施業団地の設定箇所数は154か所、設定面積は約36万ha(うち国有林野は約20万ha)となっている(資料V-10)。

(林業事業体及び森林・林業技術者等の育成)

国有林野事業は、国内最大の森林所有者として、

林業事業体への事業の発注を通じ、その経営能力の向上等を促すこととしている。具体的には、①総合評価落札方式や複数年契約*9、事業成績評定制度の活用による林業事業体の創意工夫の促進、②市町村単位での将来事業量の明確化、③特記仕様書の活用による先駆的な作業システムや手法の事業レベルでの展開の促進等の取組等により、林業事業体の能力向上や技術者の育成、林業事業体の計画的な実行体制の構築の促進に取り組んでいる(事例V-10)。

また、近年、都道府県や市町村における林務担当職員の数が増加傾向にある中、国有林野事業の職員には森林・林業の専門家として、地域において指導

事例V-10 複数年契約による間伐及び路網整備の実施

平成23(2011)年度から、全国の森林管理局では、一定の区域において間伐及び路網整備を複数年契約により一括して発注する取組を進めている。この取組では、林業事業体が創意工夫した効率的な路網整備や高性能林業機械を組み合わせた作業システム等を企画提案することとなり、生産性の向上や林業事業体の育成整備につながることが期待される。

中部森林管理局の東信森林管理署(長野県佐久市)では、管内の183haの区域において、平成26(2014)年度から3年間の複数年契約により間伐及び路網整備を一括して発注しており、平成27(2015)年度には72haの間伐を実施した。



複数年契約に基づく間伐材の造材の様子

事例V-11 森林管理局及び森林管理署が実施する研修への市町村職員等の受入れ

東北森林管理局では、地域の森林・林業を支える人材の育成に向けて、民有林と国有林との連携をより一層推進しつつ取り組んでいる。

同森林管理局では、従来、国有林職員向けに実施してきた研修に、地方公共団体の林務担当職員等を受け入れることとした。その結果、平成27(2015)年度は、管内の市職員など計10名が、森林・林業に関する基礎的知識を習得するための研修に参加した。

また、三陸北部森林管理署(岩手県宮古市)及び米代東部森林管理署上小阿仁支署(秋田県北秋田郡上小阿仁村)では、署内の若手職員を対象とした日常業務を通じて行う教育訓練(OJT^注)の場に管内の村職員等を受け入れ、森林調査の体験機会を設けた。



地方公共団体職員等の森林調査体験の様子

注：「on-the-job training」の略。

*9 国有林野では、平成23(2011)年度から、まとまりのある区域でおおむね100~200ha程度の事業量の間伐事業を、3か年契約で一括発注する取組を実施している。

的な役割を果たすことが期待されている。このため、国有林野事業では、職員を専門的かつ高度な知識や技術と現場経験を有する「森林総合監理士(フォレストラー)」等に系統的に育成して、市町村行政に対し「市町村森林整備計画」の策定支援等の技術的支援を行っている。

また、事業発注や研修フィールドの提供等を通じて、民有林における人材育成の取組に対しても支援しているほか、大学等の研究機関と連携して技術者の育成を推進している(事例V-11)。

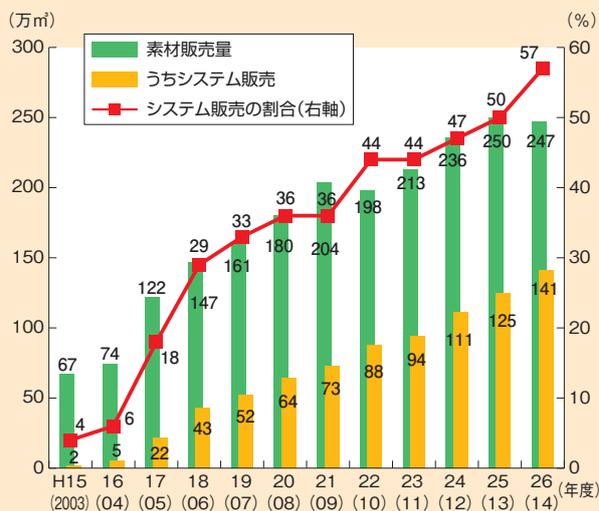
(林産物の安定供給)

国有林野事業では、公益重視の管理経営の下で行われる施業によって得られる木材について、持続的かつ計画的な供給に努めることとしている。国有林野事業から供給される木材は、国産材供給量の約2割を占めており、平成26(2014)年度の木材供給量は、立木によるものが前年度より1万m³減の108万m³(丸太換算)、素材(丸太)によるものが前年度より3万m³減の247万m³となっている。

国有林野事業からの木材の供給に当たっては、素

材生産事業体や製材工場、集成材・合板工場等の需要者と協定を締結して、国有林材(間伐材等)を安定的に供給する「システム販売^{*10}」を進めている。システム販売による丸太の販売量は増加傾向で推移しており、平成26(2014)年度には丸太による販

資料V-11 国有林からの素材販売量の推移



資料：素材販売量については林野庁「国有林野事業統計」、うちシステム販売については林野庁業務課調べ。

事例V-12 民有林と連携したシステム販売により中国への輸出向け原木を供給

関東森林管理局は、平成27(2015)年10月に、碓氷川森林組合(群馬県安中市)と連携し、A社(群馬県前橋市)との間で、中国への輸出向けのスギ原木を供給するシステム販売の協定を締結した。平成27(2015)年度末までに群馬森林管理署(群馬県前橋市)管内から国有林材2,000m³、同森林組合から民有林材600m³の合計2,600m³が供給される協定となっており、平成27(2015)年12月末までに1,238m³が供給された。

A社が購入したこれらの原木は、群馬県内の運送業者を通じて中国へ輸出され、平成27(2015)年12月に上海港へ最初の荷揚げが行われた。



協定締結の様子



中間土場での木材の積み込みの様子

*10 システム販売とは、「国有林材の安定供給システムによる販売」の略称で、森林吸収源対策として積極的に推進している間伐に伴い生産された間伐材等について、森林管理局が、国産材の需要拡大や加工・流通の合理化等に取り組む素材生産事業体や製材工場、集成材・合板工場等と協定を締結し、国有林材を安定的に供給すること。

売量の57%に当たる141万㎡となった(資料V-11)。また、システム販売の実施に当たっては、民有林所有者等との連携による協調出荷に取り組むとともに、新規需要の開拓に向けて、燃料用チップ、薪等を用途とする未利用間伐材等の安定供給にも取り組んでいる(事例V-12)。

さらに、国有林野事業については、国産材の約2割を供給している特性を活かして、地域の木材需要が急激に増減した場合に、地域の需要に応える供給調整機能を発揮することが重要となっている。このため、平成25(2013)年度からは、林野庁及び全国7つの森林管理局において、学識経験者のほか川上、川中及び川下関係者等から成る「国有林材供給調整検討委員会」を開催することにより、地域の木材需給を迅速かつ的確に把握し、需給に応じた国有林材の供給に資することとしている。これに加え、平成27(2015)年度からは、全国7ブロックで開催されている「需給情報連絡協議会*11」に各森林管理局も参画している。

(3) 「国民の森林」^{もり}としての管理経営等

国有林野事業では、国有林野を「国民の森林」^{もり}として位置付け、国民に対する情報の公開、フィールドの提供、森林・林業に関する普及啓発等により、国民に開かれた管理経営に努めている。

また、国有林野が、国民共通の財産であるとともに、それぞれの地域における資源でもあることを踏

まえ、地域振興へ寄与する国有林野の活用にも取り組んでいる。

さらに、東日本大震災からの復旧及び復興へ貢献するため、国有林野等における被害の復旧に取り組むとともに、被災地のニーズに応じて、海岸防災林の再生や原子力災害からの復旧等に取り組んでいる。

(ア) 「国民の森林」^{もり}としての管理経営 (双方向の情報発信)

国有林野事業では、「国民の森林」^{もり}としての管理経営の透明性を確保するため、ホームページや広報誌を通じた情報発信、現地見学会の開催等により、国有林野事業の実施に関する情報の提供に取り組んでいる。

また、国有林野における活動全般について国民の意見を聴取するため、一般公募により「国有林モニター」を選定して、「国有林モニター会議」や現地見学会、アンケート調査等を行っている。国有林モニターには、平成27(2015)年4月現在、全国で350名が登録している(事例V-13)。

さらに、各森林管理局の「地域管理経営計画」等の策定に当たっては、地域懇談会等を通じて、それまでの計画に基づく取組、実績及び現状を評価した結果を提示した上で、計画案の作成前の段階から国民や市町村等の意見を積極的に反映するとともに、民有林と国有林の計画が一層調和したものとなるよう取り組んでいる。

事例V-13 国有林モニターを対象に現地見学会を開催

東北森林管理局では、平成27(2015)年7月に、岩手南部森林管理署遠野支署(岩手県遠野市)管内の国有林において、国有林モニターを対象とした現地見学会を開催した。見学会では、カラマツの低密度植栽の試験地や、チューブを用いたシカ被害対策を行っている森林を見学し、同支署職員から説明が行われた後、モニターとの質疑応答が行われた。

このような取組をパンフレット等を用いた情報提供と併せて行うことで、国有林野事業についての理解が促進されることが期待される。



現地見学会の様子

*11 需給情報連絡協議会については、第I章(32ページ)を参照。

(森林環境教育の推進)

国有林野事業では、森林環境教育の場としての国有林野の利用を進めるため、森林環境教育のプログラムの整備やフィールドの提供等に取り組んでいる。

この一環として、学校等と森林管理署等が協定を結び、国有林の豊かな森林環境を子供たちに提供する「遊々の森」の設定を進めている。平成26(2014)年度末現在、168か所で学校等と協定が締結されており、地域の地方公共団体やNPO等の主催により、森林教室や自然観察、体験林業等の活動が行われている。

このほか、国有林野事業では、森林環境教育に取り組む教育関係者の活動に対して支援するため、森林環境教育の推奨事例集の作成や、小中学校の教員を対象とする森林環境教育に関するセミナーの開催等に取り組んでいる(事例V-14)。

(地域やNPO等との連携)

地域の森林の特色を活かした効果的な森林管理が期待される地域においては、各森林管理局が、地方公共団体、NPO、自然保護団体等と連携して森林整備・保全活動を行う「モデルプロジェクト」を実施している。

例えば、群馬県利根郡みなかみ町に広がる国有林野約1万haを対象にした「赤谷プロジェクト」は、平成15(2003)年度から、関東森林管理局、地域住民で組織する「赤谷プロジェクト地域協議会」及び公益財団法人日本自然保護協会の3者の協働によ

り、生物多様性の保全と持続可能な地域社会づくりを目指した森林管理を実施している。平成23(2011)年に同森林管理局と関係者の協働により策定された「赤谷の森管理経営計画」では、将来の目標とする森林の姿や今後の方針等として、人工林を天然林へ誘導することなどにより、希少な野生生物の生育・生息可能な環境を創出するとともに、木材資源の持続的な利用も図ることとしている。

このほか、宮崎県東諸県郡綾町に広がる国有林野約9千haを核にした「綾の照葉樹林プロジェクト」は、平成16(2004)年度から、九州森林管理局、綾町、宮崎県、公益財団法人日本自然保護協会、地元の複数のNPO等によって設立された「一般社団法人てるはの森の会」の5者の協働により、照葉樹林の保護及び復元を目指した森林管理を実施している。

また、国有林野事業では、自ら森林づくりを行いたいという国民からの要望に応えるため、NPO等と協定を締結して森林づくりのフィールドを提供する「ふれあいの森」を設定している。「ふれあいの森」では、NPO等が、植栽、下刈りのほか、森林浴、自然観察会、森林教室等の活動を行うことができる。平成26(2014)年度末現在、全国で140か所の「ふれあいの森」が設定されており、同年度には、年間延べ約1.9万人が国有林野における森林づくり活動に参加した(事例V-15)。

なお、森林管理署等では、NPO等に継続的に森林づくり活動に参加してもらえるよう、技術的な助

事例V-14 教員を対象とした森林環境教育セミナーの実施

箕面森林ふれあい推進センター(大阪府箕面市)では、森林環境教育の推進を図るため、教職員への普及啓発や林業体験の指導、森林環境教育のプログラムや教材の提供等に積極的に取り組んでいる。平成27(2015)年7月には、箕面国有林内の「勝尾寺園地」において、箕面市教育委員会、大学教授、ボランティアと連携して、市内の小中学校の採用2年目の教員を対象とした森林環境教育セミナーを実施し、森林環境教育についての講義や間伐体験を行った。



間伐体験を行う教員

言や講師の派遣等の支援も行っている。

さらに、国有林野事業では、歴史的に重要な木造建造物や各地の祭礼行事、伝統工芸等の次代に引き継ぐべき木の文化を守るため、「木の文化を支える森」を設定している。「木の文化を支える森」には、歴史的木造建造物の修復等に必要となる木材を安定的に供給することを目的とする「古事の森」、木造建築物の屋根に用いる檜皮ひわだの供給を目的とする「檜皮の森」、神社の祭礼で用いる資材の供給を目的とする「御柱おんばしらの森」等がある。

「木の文化を支える森」を設定した箇所では、地元の地方公共団体等から成る協議会が、作業見学会の開催や下刈り作業の実施等に継続的に取り組むなど、国民参加による森林づくり活動が進められており、平成26(2014)年度末現在、全国で合計24か所が設定されている。

(分収林制度による森林づくり)

国有林野事業では、将来の木材販売による収益を分け合うことを前提に、契約者が苗木を植えて育てる「分収造林」や、契約者が生育途中の森林の保育や管理等に必要な費用の一部を負担して国が育てる「分収育林」による分収林制度を通じて、国民参加の森林づくりを進めている。平成26(2014)年度末現在の設定面積は、分収造林で約12万ha、分収育林で約2万haとなっている^{*12}。

分収育林の契約者である「緑のオーナー」に対しては、契約対象森林への案内や植樹祭等のイベント

への招待等を行うことにより、森林と触れ合う機会の提供等に努めるとともに、契約者からの多様な意向に応えるため、契約期間をおおむね10年から20年延長することも可能としている。

また、分収林制度を活用し、企業等が契約者となって社会貢献、社員教育及び顧客との触れ合いの場として森林づくりを行う「法人の森林」も設定している。平成26(2014)年度末時点で、「法人の森林」の設定箇所数は493か所、設定面積は約2千haとなっている。

(イ)地域振興への寄与

(国有林野の貸付け・売払い)

国有林野事業では、農林業をはじめとする地域産業の振興や住民の福祉の向上等に貢献するため、地方公共団体や地元住民等に対して、国有林野の貸付けを行っている。平成26(2014)年度末現在の貸付面積は約7.4万haで、道路、電気、通信、ダム等の公用、公共用又は公益事業用の施設用地が46%、農地や採草放牧地が14%を占めている。

このうち、公益事業用の施設用地については、再生可能エネルギーの固定価格買取制度に基づき経済産業省から発電設備の認定を受けた事業者も貸付対象としており、平成26(2014)年度末現在で66haの貸付けを行っている。これは、平成24(2012)年4月に閣議決定された「エネルギー分野における規制・制度改革に係る方針」に沿って措置したものである。

事例V-15 「ふれあいの森」でどんぐりの苗木を植栽

福島森林管理署(福島県福島市)は、平成27(2015)年4月に公益財団法人日本環境協会と森林づくり活動の協定を締結して、福島県郡山市内に「プロジェクトD・福島ふれあいの森」を設定した。同協会は岩手・宮城・福島の3県で採取したどんぐりを全国で育て、成長した苗木を同3県で植樹する活動を行っている。

同6月には、この「ふれあいの森」で、全国の里親が育てた苗木が植栽された。



苗木の植栽の様子

*12 個人等を対象とした分収育林の一般公募は、平成11(1999)年度から休止している。

また、国有林野の一部に、地元住民を対象として、薪炭材等の自家用林産物採取等を目的とした共同利用を認める「共用林野」を設定している。共用林野は、自家用の落葉や落枝の採取や地域住民の共同のエネルギー源としての立木の伐採、山菜やきのご類の採取等を行う「普通共用林野」、自家用薪炭のための原木採取を行う「薪炭共用林野」及び家畜の放牧を行う「放牧共用林野」の3つに区分される。共用林野の設定面積は、平成26(2014)年度末現在で、115万haとなっている(事例V-16)。

さらに、国有林野のうち、地域産業の振興や住民福祉の向上等に必要な森林や苗畑及び貯木場の跡地

等については、地方公共団体等への売払いを行っている。平成26(2014)年度には、ダム用地や道路用地等として、計309haの売払いを行った。

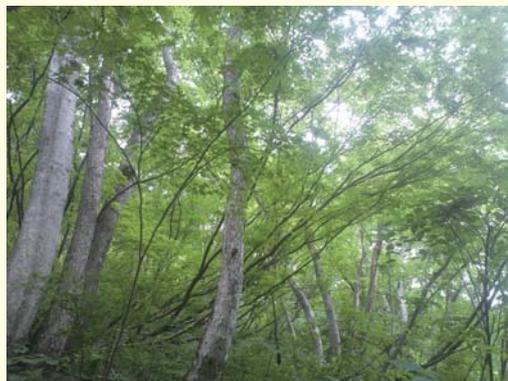
(公衆の保健のための活用)

国有林野事業では、優れた自然景観を有し、森林浴、自然観察、野外スポーツ等に適した国有林野を「レクリエーションの森」に設定して、国民に提供している。「レクリエーションの森」には、「自然休養林」、「自然観察教育林」、「風景林」、「森林スポーツ林」、「野外スポーツ地域」及び「風致探勝林」の6種類がある。平成27(2015)年4月現在、全国で1,075か所、約39万haの国有林野を「レクリエー

事例V-16 共用林野を活用した地域振興に向けた取組

平成24(2012)年度の「国有林野の管理経営に関する法律」の改正により、従来は設定の目的が山菜やきのご類、自家用の薪の採取等に限定されていた共用林野について、バイオマスエネルギー源としての共同利用のための林産物の採取を目的として設定することが可能となった。

山形森林管理署最上支署(山形県最上郡真室川町)では、平成27(2015)年3月に、最上町と地域の関係者による「最上町木質バイオマスエネルギー利用協議会」と、木質バイオマスエネルギーの供給を目的とした共用林野契約(151.21ha)を全国で初めて締結した。今後、協議会では、共用林内の広葉樹を活用して、町内の保健福祉施設等への熱源供給に取り組むこととしている。



共用林野に設定された林分

資料V-12 「レクリエーションの森」の設定状況

種 類	箇所数	面積 (万ha)	利用者数 (百万人)	代表例(所在地)
自然休養林	89	10	18	高尾山(東京都)、赤沢(長野県)、屋久島(鹿児島県)
自然観察教育林	160	3	7	箱根(神奈川県)、軽井沢(長野県)、上高地(長野県)
風景林	477	18	64	摩周(北海道)、嵐山(京都府)、宮島(広島県)
森林スポーツ林	56	1	1	風の松原(秋田県)、扇の仙(兵庫県)
野外スポーツ地域	187	5	26	蔵王(宮城県、山形県)、玉原(群馬県)、苗場(新潟県)
風致探勝林	106	2	9	層雲峡(北海道)、駒ヶ岳(長野県)、虹ノ松原(佐賀県)
合 計	1,075	39	124	

注1：箇所数と面積は、平成27(2015)年4月1日現在の数値。

注2：計の不一致は四捨五入による。

資料：農林水産省「平成26年度 国有林野の管理経営に関する基本計画の実施状況」

ションの森」に設定している(資料V-12)。平成26(2014)年度には、延べ約1.2億人が「レクリエーションの森」を利用した。

「レクリエーションの森」では、地元の地方公共団体を核とする「レクリエーションの森」管理運営協議会をはじめとした地域の関係者と森林管理署等が連携しながら、利用者のニーズに即した管理運営を行っている(事例V-17)。管理運営に当たっては、利用者からの「森林環境整備推進協力金」による収入や、「サポーター制度」に基づく企業等からの資金も活用している。このうち、サポーター制度は、企業等がCSR活動の一環として、「レクリエーションの森」管理運営協議会との協定に基づき、「レクリエーションの森」の整備に必要な資金や労務を提供する制度であり、平成26(2014)年度末現在、全国9か所の「レクリエーションの森」において、延べ12の企業等がサポーターとなっている。

(ウ)東日本大震災からの復旧・復興

(応急復旧と海岸防災林の再生)

平成23(2011)年3月に発生した東日本大震災では、国有林野においても、山腹崩壊や地すべり等の林地荒廃、防潮堤や海岸防災林等の治山施設の被害、法面・路肩の崩壊等の林道施設の被害、林野火災等の森林被害が発生した。

東北森林管理局等では、震災発生の翌日から、へ

リコプターによる現地調査を実施するとともに、現地に担当官を派遣することにより、被害状況を把握して、今後の対応について検討を行った。また、海岸地域において治山施設が流失した箇所のうち、浸水被害が危惧される箇所では、緊急対策工事として大型土嚢^{のう}の設置を行った。さらに、森林管理局及び森林管理署の職員による被災地への食料など支援物資の搬送や、応急仮設住宅用の杭丸太向けの原木の供給にも取り組んだ。

海岸防災林の再生については、国有林野における海岸防災林の復旧工事を行うとともに、民有林においても宮城県知事からの要請を受けて、仙台湾沿岸地区では「民有林直轄治山事業」、気仙沼地区では「特定民有林直轄治山施設災害復旧等事業」により、海岸防災林の復旧に取り組んでいる。また、海岸防災林の復旧工事に必要な資材として使用される木材について、国有林からの供給も行っている(事例V-18)。

(原子力災害からの復旧への貢献)

東京電力福島第一原子力発電所の事故による原子力災害への対応については、森林野外活動等の入込者が増加する夏期を迎えるに当たり、福島県に所在する「レクリエーションの森」等を対象とし、昨年度に引き続き森林の環境放射線モニタリングを実施した。また、関係機関と連携しつつ生活圏周辺の国有林野の除染に取り組んでおり、平成28(2016)

事例V-17 木曾御岳自然休養林における遊歩道の整備

登山、観光、野鳥観察等を目的に多くの人々に利用されている木曾御岳自然休養林(長野県木曾郡王滝村ほか)は、平成26(2014)年9月に発生した御嶽山の噴火に伴う入山規制により一部入林ができない状況となっていたが、平成27(2015)年6月に入山規制が緩和されたことから、民間団体、王滝村、木曾森林管理署(長野県木曾郡上松町)が協力して林内の遊歩道を2年間かけて整備することとした。

同7月には、ボランティアによって老朽化した木道の撤去作業が行われた。今後は、木道の新設工事を行い、来訪者のための環境を整えることとしている。



老朽化した木道の撤去の様子

年3月末現在、福島県、茨城県及び群馬県の3県で約20haの除染を実施している。あわせて、福島県内の国有林野をフィールドとして、森林除染に関する知見の集積や技術開発のための実証事業に取り組んでいる。

また、放射性物質の影響により供給不足となっているきのこ原木については、国有林野から安全な原木を供給することにより支援を行った。

さらに、地方公共団体等から、汚染土壌等の仮置場用地として国有林野を使用したいとの要請があった場合には、国有林野の無償貸付け等により積極的に協力している。平成27(2015)年12月末現在、福島県、茨城県、群馬県及び宮城県の4県22か所で計約68haの国有林野を仮置場用地として、市町村や環境省等に無償貸付け等を行っている。

事例V-18 海岸防災林復旧資材用原木の供給

東北森林管理局では、東日本大震災で被災した宮城県沿岸(仙台市から^{わたり ぐんやまもとちょう}亘理郡山元町にかけての地域)の海岸防災林に植栽された苗木を保護するために必要な防風柵や防風垣に使用するための原木を、システム販売協定に基づき供給した。

協定相手である木材加工業者T社に対して岩手県内の複数の森林管理署から供給され防風柵等に使用された間伐材等は、平成27(2015)年度には原木約3,750m³、平成24(2012)年度からの4年間の合計では約8,820m³となった。



国有林材を使用して作設された防風柵と防風垣



第Ⅵ章

東日本大震災からの復興

平成23(2011)年3月11日に発生した「東日本大震災」では、地震や津波により、森林・林業・木材産業にも大きな被害が発生した。また、東京電力福島第一原子力発電所の事故により、広い範囲の森林が放射性物質に汚染された。農林水産省では、「東日本大震災からの復興の基本方針」に基づき、震災からの復旧及び復興に向けた取組を進めている。

本章では、平成27(2015)年度の動きを中心に、復興に向けた森林・林業・木材産業の取組として、森林等の被害と復旧状況、海岸防災林の復旧・再生、木材の活用等について記述する。また、原子力災害からの復興に向けた取組として、森林の放射性物質対策、安全な林産物の供給、損害の賠償等について記述する。

1. 復興に向けた森林・林業・木材産業の取組

平成23(2011)年3月11日に発生した「平成23年(2011)東北地方太平洋沖地震」では、広い範囲で強い揺れが観測されるとともに、東北地方の太平洋沿岸を中心に大規模な津波被害が発生した。「平成23年(2011)東北地方太平洋沖地震」による被害は未曾有の規模となり、東京電力福島第一原子力発電所の事故による災害を含めて、「東日本大震災」と呼称することとされた*1。

政府は、東日本大震災からの復興に向けて、平成23(2011)年7月に策定した「東日本大震災からの復興の基本方針」に基づき、震災からの復旧と将来を見据えた復興に取り組んでいる。特に、被災地の一刻も早い復旧・復興を目指す観点から、当初の5年間(平成23(2011)年度から平成27(2015)年度まで)を「集中復興期間」と位置付け、取組を進めてきた。

以下では、森林・林業・木材産業における復興への取組として、森林等の被害と復旧状況、海岸防災林の復旧・再生、復興への木材の活用と森林・林業の貢献について、平成27(2015)年度における動向を中心に記述する。

(1) 森林等の被害と復旧状況

東日本大震災における森林等の被害は、青森県から高知県までの15県に及び、山腹崩壊や地すべり等の林地荒廃(458か所)、防潮堤*2等の治山施設の被害(275か所)、法面や路肩の崩壊等の林道施設の被害(2,632か所)、火災による焼損等の森林被害(1,065ha)等が発生した*3。

このうち、治山施設や林道施設等の被害箇所については、国、都道府県、市町村等が「山林施設災害復旧等事業」等により、災害からの復旧に向けた工

事を進めている。平成27(2015)年12月時点で、「山林施設災害復旧等事業」の対象箇所の大部分が工事に着手済みとなっており、約9割の工事が完了している。未着手箇所については、地域や他事業等との調整を行いつつ、準備が整った箇所から速やかに着手することとしている。

林業の被害は、林地や林道施設等への直接の被害に加え、木材加工・流通施設の被災により、これらの工場に供給していた原木等の出荷が困難となるなど間接の被害もあった。林野庁では、平成23(2011)年度から、被災工場に原木等を出荷していた素材生産業者が、非被災工場に原木等を出荷する場合等に、流通コストに対する支援を行った。平成23(2011)年中に、被災工場が順次操業を再開したことに伴い、用材等の流通も回復した。

木材産業の被害は、全国の木材加工・流通施設115か所に及んだ。このうち、製材工場については、青森県から高知県にかけての71か所が被災して、多くの工場が操業を停止した。合板工場については、岩手県と宮城県の大規模な合板工場6か所が被災して、操業を停止した*4。林野庁では、復興に取り組む木材産業等に対し、被災した木材加工・流通施設の廃棄、復旧及び整備や港湾等に流出した木材の回収等への支援、特用林産施設の復旧や再建等の支援を行った。この結果、平成27(2015)年4月までに、木材加工・流通施設全体で98か所が操業を再開している*5。

(2) 海岸防災林の復旧・再生

(海岸防災林の被災と復旧・再生の方針)

東日本大震災では、津波によって青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県及び千葉県にわたる総延長約140kmの海岸防災林において、防潮堤や林帯地盤の損壊、沈下及び流失や、樹木の倒伏及び流失等の被害が発生した。特に、地盤が低く地下水

*1 平成23(2011)年4月1日閣議了解。

*2 高潮や津波等により、海水が陸上に浸入することを防止する目的で、陸岸に設置される堤防。治山事業では、海岸防災林の保護のため、治山施設として防潮堤等を整備している。

*3 農林水産省ホームページ「林野関係被害(第84報)」(平成24(2012)年7月5日付け)

*4 林野庁木材産業課調べ。

*5 林野庁木材産業課調べ。操業を再開していない木材加工・流通施設は、東京電力福島第一原子力発電所の事故に伴い設定された避難指示区域内に施設が立地しているもの、事業再開を断念したものなどである。

位が高い場所では、樹木の根が地中深くに伸びず、津波により樹木が根返りし、流木化した。一方、海岸防災林が、津波エネルギーの減衰や漂流物の捕捉等の一定の津波被害の軽減効果を発揮したことも確認された。

林野庁は平成23(2011)年5月から、学識経験者等から成る「東日本大震災に係る海岸防災林の再生に関する検討会」を開催し、平成24(2012)年2月に「今後における海岸防災林の再生について」を取りまとめ、今後の海岸防災林の再生の方針を示

コラム 東日本大震災後の東北地方における林業・木材産業の生産活動の状況

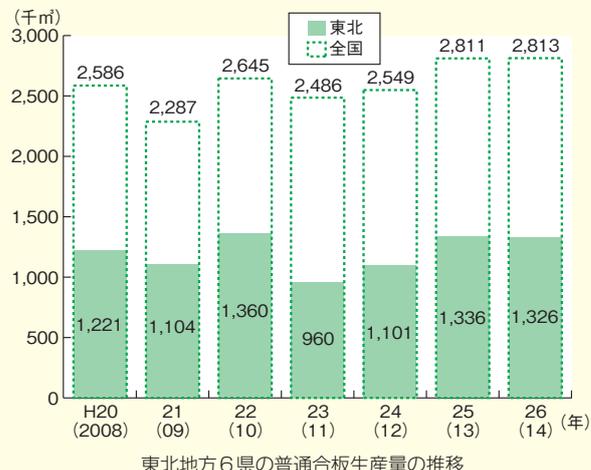
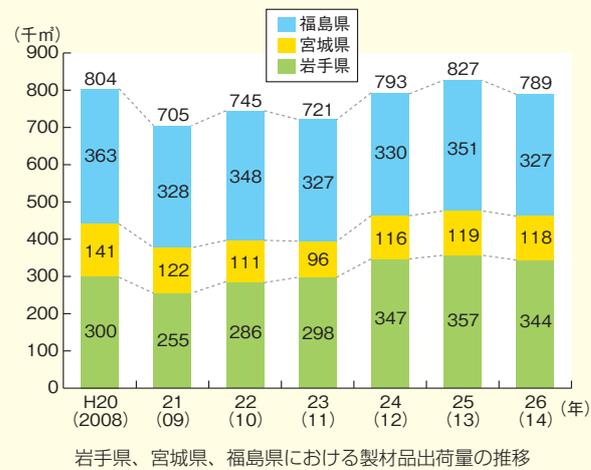
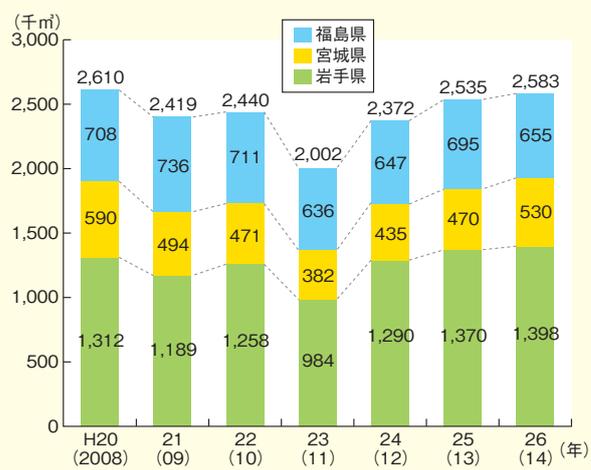
東日本大震災では、特に東北地方の林業・木材産業は大きな被害を受けたが、各関係者の復興に向けた取組により、林業生産や木材製品の生産については、おおむね震災前の水準にまで回復している。

東北地方の林業生産活動について、素材生産量でみると、震災が発生した平成23(2011)年には、震災の被害が大きかった岩手県、宮城県、福島県の素材生産量が大きく減少し、それぞれ、前年比22%減、同19%減、同11%減となった。その後、平成24(2012)年以降は岩手県及び宮城県では回復し、3県の合計では震災前と同程度の水準となっている。しかしながら、福島県においては、他の2県と比較して回復が遅れている。この主な要因としては、東京電力福島第一原子力発電所の事故による避難指示等に伴い、地域によっては林業生産が停滞していることが考えられる。

木材産業について、製材品の出荷量でみると、平成23(2011)年には、岩手県、宮城県、福島県の合計では前年からの大きな減少はなかったが、宮城県において前年比14%減となった。その後、製材工場の復旧等が進み、平成24(2012)年以降は、宮城県においても震災前と同程度まで回復している。

また、東北地方6県(青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県)の普通合板生産量は、震災発生前には、全国の生産量の半数近くを占めていたが、平成23(2011)年には、岩手県と宮城県の大規模な合板工場が被災したことにより、前年比29%減となった。その後、合板工場の復旧等が進んだことにより、平成24(2012)年以降は回復してきており、平成25(2013)年及び平成26(2014)年には震災前と同水準となっている。

資料：農林水産省「木材需給報告書」、「木材統計」



した。同方針では、海岸防災林の復旧・再生に当たって留意すべきこととして、地域の復興計画等との整合、防災機能を発揮する観点から必要な林帯の配置、根系の健全な成長のための生育基盤の造成、背後の林帯を保護する人工盛土の造成、災害廃棄物由来の再生資材の利用、植栽樹種、植栽やその後の保育等におけるNPOや企業等の民間団体等との連携等が示された。被災地の復興に当たっては、同方針を踏まえつつ、被災状況や地域の実情、さらには地域の生態系保全の必要性に応じた再生方法等を考慮しながら、津波や潮害、飛砂及び風害の防備等の機能を発揮する海岸防災林の復旧・再生に取り組むこととしている。

また、復興庁が公表している「復興施策に関する事業計画と工程表」では、海岸防災林については、地域の復興計画と整合を図りつつ、林帯地盤等の復旧が完了した箇所から順次植栽を行い、おおむね10年間で完了することを目指すとしている*6。

なお、平成26(2014)年には、海岸防災林の再生に関する取組事例や提言も踏まえ、様々な植栽樹種・植栽方法について、海岸防災林としての効果やコストの観点から検証する実証試験に着手したところであり、その成果についても今後の海岸防災林の復旧・再生に反映していくこととしている。

(海岸防災林の復旧状況)

被災した海岸防災林の総延長約140kmについては、平成28(2016)年1月末時点で、帰還困難区域等を除き、約114kmで復旧工事*7に着手済みであり、うち約40kmで工事が完了した。

例えば、岩手県上閉伊郡大槌町^{かみへいぐんおつちょう}では、津波により被災した海岸防災林について、盛土等により生育基盤を復旧した上で植栽に着手し、平成27(2015)年7月に復旧工事が全て完了した(事例VI-1)。宮城県^{みやぎけん}の仙台市^{せんだい}から亘理郡山元町^{わたりのぐんやまもとちょう}にわたる仙台湾地区でも、平成24(2012)年度から津波堆積物を盛土材に活用した生育基盤の復旧を開始し、準備が整った箇所から植栽を開始している。また、福島県相馬市^{しほりま}磯部大洲^{いそべおほす}では、津波により被災した海岸防災林約1.4km(約32ha)について、盛土等により生育基盤を復旧し、平成27(2015)年7月から植栽に着手している。

(民間団体等と連携して植栽等を実施)

海岸防災林の復旧・再生については、地域住民、NPO、企業等の参加や協力も得ながら、植栽や保育が進められている。地域の復興に向けたシンボリックな活動として、このような取組は意義があり、また、大規模災害に対する防災意識の向上を図る観点からも重要である。

事例VI-1 地域の住民参加による海岸防災林の復旧・再生の取組

岩手県上閉伊郡大槌町^{かみへいぐんおつちょう}では、津波で約0.4km(約0.6ha)の海岸防災林が流失した。

このため、平成26(2014)年度から、海岸防災林の生育基盤となる盛土の復旧を開始し、平成27(2015)年6月には植栽に着手するとともに、7月には生育基盤復旧の完了を記念して植樹祭を行った。

植樹祭の開催に当たっては、地元^{なみた}の浪板地区復興協議会を窓口として参加を呼びかけ、地元の小学生を含む地域住民など55人が参加し、マツノザイセンチュウ抵抗性クロマツのコンテナ苗450本を植栽した。



住民参加により植樹祭を実施

注：マツノザイセンチュウについては、第II章(68-69ページ)を参照。

*6 復興庁「復興施策に関する事業計画と工程表(平成27年4月版)-公共インフラ、全体版-(平成27(2015)年7月31日)

*7 地盤高が低く地下水位が高い箇所では盛土を行うなど、生育基盤を造成した上で、植栽を実施。

国有林では、海岸防災林の復旧事業地のうち、生育基盤の造成が完了した箇所の一部において、公募による協定方式を活用して、NPOや企業等の民間団体の協力も得ながら植栽等を進めている。平成26(2014)年度には、宮城県東松島市内と福島県相馬市内の国有林において12の民間団体と協定を締結しており、平成27(2015)年度から植栽等の森林整備活動を実施している*8。

(苗木の供給体制の確立と植栽後の管理のための取組)

被災した海岸防災林の再生には、1,000万本以上の苗木が必要になると見込まれている。苗木生産には2～3年を要することから、各地の海岸防災林の再生事業の進捗に合わせて、必要な量の苗木を計画的に確保していくことが必要である。このため、林野庁は平成24(2012)年度から、優良種苗の安定

供給体制を確立するため、事業協同組合等に対して育苗機械や種苗生産施設等の整備を支援しており、苗木増産に向けた取組が進められている。平成25(2013)年度からは、国立研究開発法人森林総合研究所東北育種場等が産官協同で、マツノザイセンチュウ抵抗性クロマツの種子生産を増加させる技術の開発など、抵抗性クロマツ苗木*9の供給体制の確立に向けた研究を行っている(事例VI-2)。

また、海岸防災林について、潮害、飛砂及び風害の防備等の災害防止機能を発揮させるためには、植栽後も、下刈り、除伐、間伐等を継続的に行う必要がある。このため、植栽が行われた海岸防災林の復旧事業地では、地元住民、NPO、企業等の参加や協力も得つつ、治山事業により必要な保育を実施することとしている。

コラム 国連防災世界会議において海岸防災林再生の取組が紹介

平成27(2015)年3月に宮城県仙台市で開催された「第3回国連防災世界会議」の機会を活用し、東日本大震災の津波で被災した海岸防災林の再生に向けた取組に関するシンポジウム「海岸防災林再生に関するシンポジウム～学び育てよう 財産と命を守る海岸防災林～」が開催された。シンポジウムは、公益社団法人国土緑化推進機構の主催により行われ、宮城県名取市長による基調講演、東北森林管理局や海岸防災林再生に取り組む市民団体等による海岸防災林再生の活動が報告された後、今後の海岸防災林の早期再生及び維持管理に関する課題や方策の検討について議論するパネルディスカッションが行われた。また、国連防災世界会議の開催期間中には、「防災の観点から考える海岸防災林」をテーマとするパネル展示も行われた。

国連防災世界会議の機会を活用し、海岸防災林再生の取組を広く伝えたことで、海岸防災林の役割等に関する理解が促進されるとともに、今後の海岸防災林再生の活動への国民の参画が広がることが期待される。



海岸防災林再生のシンポジウム



海岸防災林再生の活動に関するパネル展示

- *8 平成25(2013)年度から、宮城県仙台市内の国有林で14の民間団体、平成26(2014)年度から、宮城県名取市内の国有林で12の民間団体が、協定に基づき植栽等の森林整備活動を実施している。
- *9 抵抗性マツについては、第II章(69ページ)を参照。



(3)復興への木材の活用と森林・林業の貢献

(応急仮設住宅や災害公営住宅等での木材の活用)

東日本大震災では、地震発生直後には最大約47万人の避難者が発生し、平成27(2015)年12月現在でも約18万人が避難生活を余儀なくされている。平成27(2015)年11月現在の避難者等の入居先は、応急仮設住宅(約3.1万戸)、民間住宅(約3.3万戸)、公営住宅等(約0.6万戸)となっており、仮設住宅等への入居戸数は減少し、恒久住宅への移転が進められている^{*10}。

「応急仮設住宅^{*11}」については、被災地の各県が平成25(2013)年4月までに約5.4万戸を建設した^{*12}が、被災3県(岩手県、宮城県、福島県)では、この4分の1以上に当たる約1.5万戸が木造で建設された^{*13}。

「一般社団法人全国木造建設事業協会」では、今回の震災における木造応急仮設住宅の供給実績と評価を踏まえて、大規模災害が発生した場合に、木造の応急仮設住宅を速やかに供給する体制を構築するため、各都道府県との災害協定の締結を進めている。

同協会では、平成28(2016)年2月までに、20都県^{*14}と災害協定を締結している。

また、災害時の木材供給について、地元の森林組合や木材協会等と協定を結ぶ地方公共団体もみられる。

一方、「災害公営住宅^{*15}」については、平成27(2015)年9月末時点で、被災3県において約29,600戸の計画戸数が見込まれている。「東日本大震災からの復興の基本方針」では、「津波の危険性がない地域では、災害公営住宅等の木造での整備を促進する」とされており、構造が判明している計画戸数約28,700戸のうち、2割以上に当たる約7,100戸が木造で建設される予定である。平成27(2015)年9月末時点で、約12,400戸の災害公営住宅が完成しており、このうち3割近い約3,300戸が木造で建設されている(資料VI-1)。

また、被災者の住宅再建を支援する取組も行われている。平成24(2012)年2月には、被災3県の林業・木材産業関係者、建築設計事務所、大工・工務店等の関係団体により、「地域型復興住宅推進協議会」が設立された。同協議会に所属する住宅生産

事例VI-2 海岸防災林の再生に向けた苗木増産の取組

被災した海岸防災林の再生のためにマツノザイセンチュウ抵抗性クロマツ苗木の安定供給が課題となっている中で、宮城県では宮城県農林種苗農業協同組合が中心となり、苗木増産に取り組んでいる。

同協同組合では、抵抗性クロマツのコンテナ苗等の生産量を着実に増加させてきており、平成26(2014)年度には約19.2万本に達している。同県内では、抵抗性クロマツ苗木の種子生産を増加させるなどの技術開発も進められており^注、このような新たな技術の実証や普及を行いながら、更なる苗木増産が進められていくことが期待される。



コンテナで育苗中の抵抗性クロマツ苗木

注：「平成26年度森林及び林業の動向」195ページを参照。

- *10 復興庁「復興の現状」(平成28(2016)年1月19日)
- *11 「災害救助法」(昭和22年法律第118号)第4条第1項第1号に基づき、住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住家を得ることができないものを収容するもの。
- *12 国土交通省ホームページ「応急仮設住宅関連情報」
- *13 国土交通省調べ(平成25(2013)年5月16日現在)。
- *14 徳島県、高知県、宮城県、愛知県、埼玉県、岐阜県、長野県、愛媛県、秋田県、静岡県、広島県、東京都、香川県、神奈川県、三重県、大分県、千葉県、滋賀県、富山県及び青森県。
- *15 災害により住宅を滅失した者に対し、地方公共団体が整備する公営住宅。

者グループは、住宅を再建する被災者に対して、地域ごとに築いているネットワークを活かし、地域の木材等を活用し、良質で被災者が取得可能な価格の住宅を「地域型復興住宅」として提案し、供給している(事例Ⅵ-3)*16。

なお、林野庁では、「東日本大震災復興特別区域法」に基づき市町村が作成する「復興整備計画」等に基づく土地利用調整が本格化する被災地において、迅速な復興に資するよう、居住地の高台移転等に伴う保安林の指定又は解除のための現地調査等や、海岸部の保安林指定適地及び被災した保安林の森林所有者情報の整備等に係る費用について支援を行っている。

このほか、土木分野の復旧・復興事業でも地域の木材が活用されている。例えば、治山施設や港湾施設の復旧事業では、コンクリートの打設に用いられる型枠用合板に、国産間伐材を使用する事例もみられる*17。

(木質系災害廃棄物の有効活用)

東日本大震災では、地震と津波により、多くの建築物や構造物が破壊され、コンクリートくず、木くず、金属くず等の災害廃棄物(がれき)が大量に発生した。13道県239市町村で約2,000万トン発生した災害廃棄物*18は、平成26(2014)年3月末時点で97%が処理され、福島県の一部地域(8市町村)を除く12道県231市町村において処理が完了した。また、約62万トンの広域処理も、平成26(2014)年3月末までに18都府県92件で全ての処理が完了した*19。

このような災害廃棄物のうち、木くずの量は、約135万トンであった。木くずについて

は、平成23(2011)年5月に環境省が策定した「東日本大震災に係る災害廃棄物の処理指針(マスタープラン)」では、木質ボード、ボイラー燃料、発電等に利用することが期待できるとされ、各地の木質ボード工場や木質バイオマス発電施設で利用された。

(木質バイオマスエネルギー供給体制を整備)

「東日本大震災からの復興の基本方針」では、木質系災害廃棄物を活用したエネルギーによる熱電併給を推進するとともに、将来的には、未利用間伐材等の木質資源によるエネルギー供給に移行するとされるなど、木質バイオマスを含む再生可能エネルギーの導入促進が掲げられた。

平成24(2012)年7月に閣議決定された「福島復興再生基本方針」では、目標の一つとして、再生可能エネルギー産業等の創出による地域経済の再生が位置付けられた。これを受けて、福島県^{あいつわかまつ}津若松市では、同月から、未利用間伐材等を主燃料とするバイオマス発電施設が稼働している。

また、「岩手県東日本大震災津波復興計画」や「宮城県震災復興計画」においても、木質バイオマスの

資料Ⅵ-1 災害公営住宅の整備状況

【災害公営住宅整備の全体計画】

	計画戸数(戸)	うち構造判明(戸)		木造率(%)
		うち木造(戸)	木造率(%)	
岩手県	5,771	5,692	1,370	24.1
宮城県	15,924	15,282	3,824	25.0
福島県	7,878	7,745	1,857	24.0
合計	29,573	28,719	7,051	24.6

【災害公営住宅の完成状況】

	完成戸数(戸)		木造率(%)
	うち木造(戸)	木造率(%)	
岩手県	2,198	399	18.2
宮城県	7,311	1,506	20.6
福島県	2,855	1,384	48.5
合計	12,364	3,289	26.6

資料：復興庁「住まいの復興工程表(平成27年9月末現在)」(平成27(2015)年11月17日)を基に林野庁木材産業課作成。

*16 地域型復興住宅推進協議会ほか「地域型復興住宅」(平成24(2012)年3月)

*17 国産間伐材の使用については、「平成25年度森林及び林業の動向」45ページを参照。

*18 福島県の避難区域を除く。

*19 環境省「東日本大震災における災害廃棄物処理について(避難区域を除く)」(平成26(2014)年4月25日)

活用が復興に向けた取組の一つとして位置付けられている。岩手県宮古市^{みやこし}では、平成26(2014)年4月から製材端材及び未利用間伐材等を燃料とする発電施設が稼働しており、また宮城県気仙沼市^{けせんぬまし}でも、同3月から主に未利用間伐材を燃料とする発電施設が稼働している*20。

(復興への森林・林業の貢献)

政府が設置した有識者等から成る復興推進委員会は、平成26(2014)年4月に「新しい東北」の創造に向けた提言を行った。提言では、震災復興の中で、人口減少、高齢化、産業の空洞化等といった課題を解決し、我が国や世界のモデルとなる「創造と可能性のある未来社会」を目指すとしている。森林・林業分野では、豊富な森林資源など再生可能エネルギー資源の導入を推進すること、多重防御の一つとして海岸防災林を整備することなどが挙げられている。

被災地では、「新しい東北」の創造に向けて、復興庁の「新しい東北」先導モデル事業」等により先導的な取組が展開されており、林業分野でも、地域の木材のブランド化など、森林資源の活用を通じて復興に向けた取組が行われている(事例VI-4)。また、復興庁が平成25(2013)年12月に設立した「新しい東北」官民連携推進協議会」では、「新しい東北」復興ビジネスコンテスト」を開始するなど、被災地の産業復興に向けた地域産業の創出に向けた取組が広がっている(事例VI-5)。

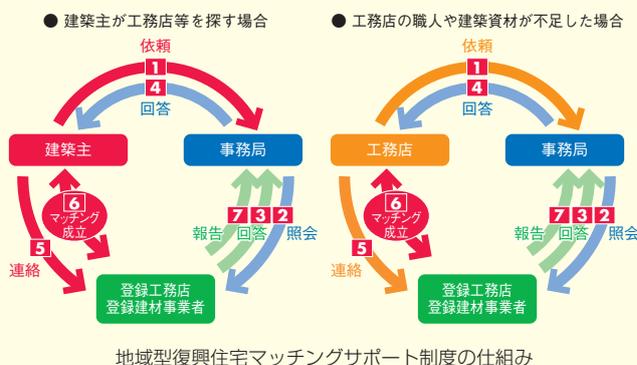
事例VI-3 地域型復興住宅の供給とマッチングの取組

被災地では、住宅の再建に向けて、岩手県、宮城県、福島県の被災3県に地域型復興住宅推進協議会が設立されている。

同協議会に登録された住宅生産者グループが地域型復興住宅の供給に取り組んでいることに加えて、被災3県の地域型復興住宅推進協議会では、ソフト面の支援として「地域型復興住宅マッチングサポート制度」を開始している。この制度では、住宅再建を考えている建築主が工務店等を円滑に見つけられるよう、希望条件に合う工務店・設計者等を紹介しているほか、労働力や建築資材不足が生じた工務店が円滑に工事を進められるよう、対応可能な他の工務店等を紹介するなどの情報提供も行っている。

これらの取組の結果、3県の住宅生産者グループにより、平成26(2014)年度までに岩手県で約8,600戸、宮城県で約6,200戸、福島県で約8,700戸の木造住宅が建設されていると推計^注されており、木材を活用した住宅再建が着実に進んでいる。

注：岩手県地域型復興住宅推進協議会、宮城県地域型復興住宅推進協議会、福島県地域型復興住宅推進協議会調べ。



地域型復興住宅の例

*20 木質バイオマスを活用した発電については、第IV章(168-170ページ)参照。

事例Ⅵ-4 地域の森林資源を活かした復興プロジェクトを開始

宮城県本吉郡南三陸町^{もとしくぐんみなみさんりくちょう}は、分水嶺に囲まれた町であり、山里川海が繋がった自然豊かな町である。伊達政宗公に見出されたと伝わる林業の振興を通じ、震災からの復興と地域の活性化を図ることを目的に、「山さ、ございん^{だてまさむね}プロジェクト」を立ち上げた。平成27(2015)年10月に南三陸町の森林がFSCの森林認証^{注2}を取得したことを足がかりに、地域のスギ材「南三陸杉」にデザインを付加し魅力を発信していく取組や、震災以降は目撃されなくなった、町鳥である「イヌワシ」の生息域を保全するプログラム等を開始している。

平成27(2015)年度には、「南三陸杉」の美しい色味を活かした家具や内装材等への利用を進めていくため、「南三陸杉デザイン塾」を開催している。町内外から塾生を募集し、付加価値のある木材製品を生み出していく取組で、平成27(2015)年度に5回開催され、家具等の木材製品の試作を行った。最終回は、「エコプロダクツ2015^{注3}」において塾生の成果物を出展した。さらに、商品にストーリー性を付加するため、地域で行われていた防火線(火防線)^{注4}の整備を復活させたり、新たな施業の計画を立てたりすることで、イヌワシ生息域の保全を進めている。

このような取組により「南三陸杉」のブランド化を進めることに加え、FSCの森林におけるツアーも実施し、南三陸町全体の活性化を目指すこととしている。



FSC認証を取得した南三陸町の森林



「エコプロダクツ2015」における展示

注1：宮城県の方言で「山へいらっしやい」の意味。

注2：FSC等の森林認証については、第Ⅱ章(75-76ページ)を参照。

注3：一般社団法人産業環境管理協会等が主催する我が国最大級の環境展示会で、毎年開催されている。

注4：ここでは、山火事の延焼を防ぐために、山の尾根沿いに10m程度草木を刈り取った場所を指す。小動物の生息地となり、それを餌とするイヌワシが飛来する場所にもなる。

事例Ⅵ-5 間伐材を利用した割り箸の製造により林業再生と復興に貢献

割り箸を製造・販売しているI社(福島県いわき市)では、地元の間伐材を利用し、付加価値の高い高級割り箸を製造している。同社は、東日本大震災の発生後に、岩手県、宮城県、福島県のスギ間伐材を利用した割り箸について「三県復興 希望のかけ箸」として販売を開始し、売上げの一部を3県各市(岩手県陸前高田市、宮城県栗原市、福島県いわき市)に寄附するなど、復興に向けた取組に力を入れている。

これらの取組は、地域の林業再生と復興に貢献するものであり、平成26(2014)年の「新しい東北」復興ビジネスコンテスト^注の大賞を受賞した。平成27(2015)年度には、間伐材を活用した付加価値の高い商品のアイデアを募集するなど、新たな製品の開発に向けた取組も行っている。



三県復興 希望のかけ箸

注：被災地の地域産業の復興や地域振興に資するビジネスアイデアを表彰し、事業化・発展を支援する取組で、「新しい東北」官民連携推進協議会が平成26(2014)年から開催している。



2. 原子力災害からの復興

東日本大震災に伴う東京電力福島第一原子力発電所の事故により、環境中に大量の放射性物質が放散され、福島県を中心に広い範囲の森林が汚染されるとともに、林業・木材産業にも影響が及んでいる。

以下では、原子力災害からの復興に向け、森林の放射性物質対策、安全な林産物の供給、樹皮やほだ木等の廃棄物の処理、損害の賠償について記述する。

(1) 森林の放射性物質対策

(ア) 「避難指示区域」の見直しと除染の実施

東京電力福島第一原子力発電所の事故により、平成23(2011)年4月に設定された「警戒区域」及び「避難指示区域」は、平成24(2012)年4月から平成25(2013)年8月までに見直しが行われ、

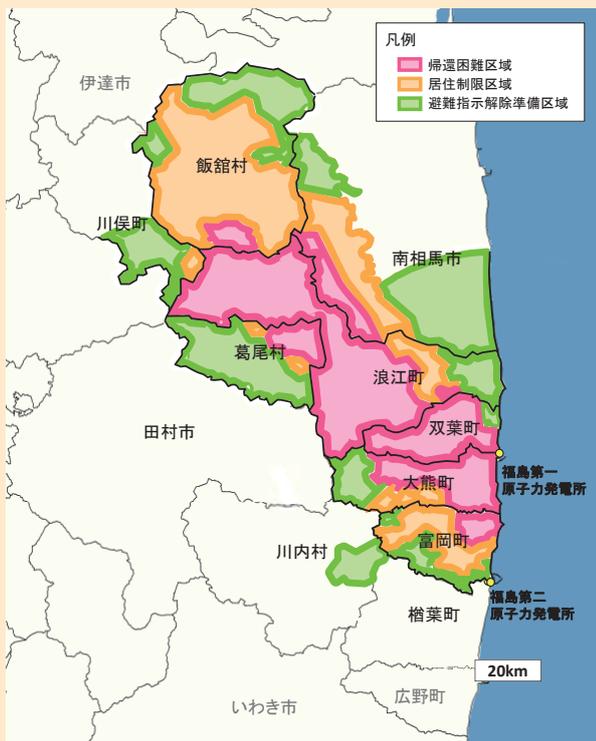
「避難指示解除準備区域^{*21}」、「居住制限区域^{*22}」、「帰還困難区域^{*23}」の3つの区域とされた。

その後、年間積算線量が低下したことなどにより、平成26(2014)年4月に、福島県田村市の避難指示解除準備区域が解除された。平成26(2014)年10月には、双葉郡川内村で、避難指示解除準備区域が解除されるとともに、居住制限区域が避難指示解除準備区域に見直された。平成27(2015)年9月には、双葉郡楢葉町で、避難指示解除準備区域が解除され、平成27(2015)年9月時点で、避難指示区域は1市5町3村で指定されている(資料VI-2)。

東京電力福島第一原子力発電所の事故により放射性物質で汚染された地域では、放射性物質の影響を速やかに低減させることが大きな課題となっている。政府は、平成23(2011)年8月に公布された「平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法」(以下「放射性物質汚染対処特措法」という。)に基づき、除染^{*24}を進めることとしている。

「放射性物質汚染対処特措法」では、「除染特別地域」と「汚染状況重点調査地域」が規定されており、平成28(2016)年2月末時点で、除染特別地域は福島県11市町村で指定されているとともに、汚染状況重点調査地域は8県99市町村が指定されている。「除染特別地域」は、「警戒区域」又は「計画的避難区域」の指定を受けたことがある地域が指定されており、環境大臣が定める「特別地域内除染実施計画」に基づいて、国により除染等が実施されている。また、「汚染状況重点調査地域」は、空間線量率が毎時 $0.23\mu\text{Sv}$ 以上の地域を含む市町村が指定されており、指定を受けた市町村は汚染の状況について調査測定を行った上で「除染実施計画」を定め、この計画に基づき市町村、県、国等により除染等の措置等が実施されている(資料VI-3)。

資料VI-2 避難指示区域の概念図



資料：原子力災害対策本部「避難指示区域の概念図(平成27年9月5日時点)」

- *21 年間積算線量が 20mSv 以下となることが確実であることが確認された地域。
- *22 年間積算線量が 20mSv を超えるおそれがあり、住民の被ばく線量を低減する観点から引き続き避難を継続することを求める地域。
- *23 5年間を経過してもなお年間積算線量が 20mSv を下回らないおそれがあり、年間積算線量が 50mSv 超の地域。
- *24 放射性物質を「取り除く」、「遮る」、「遠ざける」などの方法を組み合わせて環境中にある放射性物質による被ばく線量を低減すること。

(イ)森林除染の実施状況

(森林除染の基本方針)

森林の除染については、「放射性物質汚染対処特措法」と同法による基本方針(平成23(2011)年11月閣議決定)に基づき、住居等近隣における措置を最優先に行うこととされている。環境省は平成23(2011)年12月に策定した「除染関係ガイドライン」の中で、「住居等近隣の森林」の除染の方法について具体的な方法を示している。

環境省が平成25(2013)年9月に公表した「除染の進捗状況についての総点検」においては、森林内の放射性物質に関する研究・実証等により明らかになった知見を踏まえ、「森林における今後の方向性」が示された。これを踏まえ、同12月には「除染関係ガイドライン」の森林部分について、森林内の放射性物質の動態に係る知見や効果的な除染手法に係る知見の追加等の見直しが行われている。

平成27(2015)年12月に、環境省の「第16回環

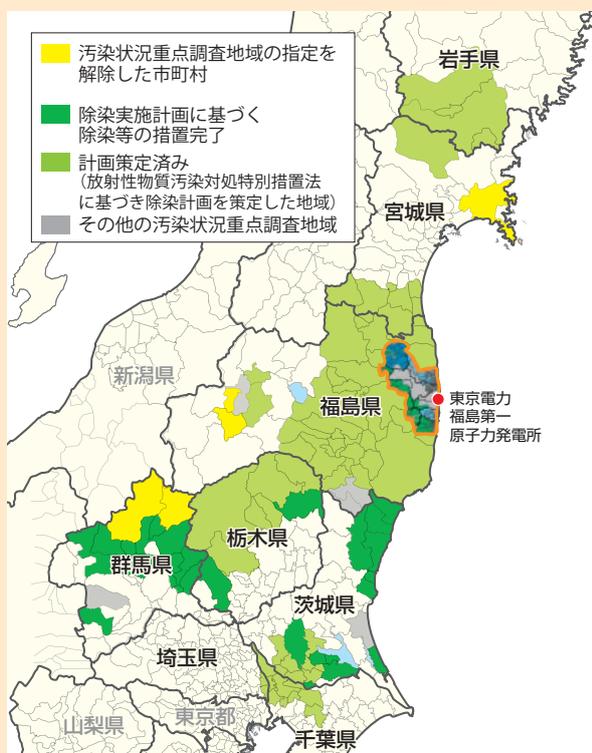
境回復検討会」において、森林から生活圏への放射性物質の流出・飛散に関する調査等から得られた知見に基づき、「森林における放射性物質対策の方向性について」が取りまとめられた。この中で、「住居等近隣の森林」及び「利用者や作業者が日常的に立ち入る森林」については、引き続き必要な除染を進めていくことが適当であるとされた。

一方、森林の表層の堆積有機物や土壌は森林にとって非常に重要なものであるため、広範囲にわたってこれらを除去すれば、土壌流出や地力低下による樹木への悪影響が懸念される。そのため、同取りまとめにおいて、住居等近隣や人が日常的に立ち入るエリア以外の対策として、除染実施後の事後モニタリング等の結果、土壌被覆率が低く、勾配が急でかつ汚染度の高い森林からの経年的な土壌等の流出による再汚染が確認された場合、これまでの森林土壌の流出防止に係る知見等を踏まえ、木柵工、土のう筋工等の対策工を実施することとされた。また、同エリアにおける林業の再生のための取組として、被ばく線量管理を行う必要のない平均空間線量率 $2.5\mu\text{Sv/h}$ 以下の場所での作業を原則としつつ、作業の機械化による屋外作業時間の短縮など、作業者の被ばく低減に取り組みながら、引き続き、間伐等の森林整備と放射性物質対策を一体的に実施する事業や、林業再生に向けた実証事業等を推進することとした。

(森林除染の方法と実施状況)

「除染関係ガイドライン」等においては、「住居等近隣の森林」について、林縁から5~10mの除染が特に効果的との知見を踏まえて、林縁から20m程度の範囲を目安に、落葉等の堆積有機物の除去を行うこととしている。これにより除染の効果が得られない場合には、林縁から5mを目安に追加的に堆積有機物残さ(土壌表面に残った堆積有機物のくず)の除去を実施することや、谷間にある線量が高い居住地を取り囲む森林等については、面的な除染が終了した後においても相対的に線量が高い場合には、例外的に効果的な個別対応を20mよりも広げて実施することが可能としている^{*25}。

資料VI-3 「除染実施計画」の策定状況



注：図中オレンジ色の囲み内は、環境省により「特別地域内除染実施計画」が策定された地域。
資料：環境省ホームページ「除染情報サイト」(平成28(2016)年2月末時点)

*25 環境省「除染関係ガイドライン 平成25年5月第2版(平成26年12月追補)」

「利用者や作業者が日常的に立ち入る森林」については、個別の状況に応じた対応を行うこととしている。平成28(2016)年3月に取りまとめられた、「福島県の森林・林業の再生に向けた総合的な取組^{*26}」を踏まえ、ほだ場、炭焼場、キャンプ場、遊歩道・散策道・林道、休憩所、広場、駐車場など、森林内の人々の憩いの場や人が立ち入る機会の多い場所について、立入り頻度や滞在時間、土壌流出のリスク等を勘案し、適切に除染を実施することとしている。

また、その他の森林については、森林から生活圏への放射性物質の流出防止のための対策工(木柵工等)の実施が可能としている。

住居等近隣の森林等について、「除染特別地域」では、環境省が約4,500ha(平成28(2016)年2月現在)で除染を実施済みであり^{*27}、また「汚染状況重点調査地域」では、民有林は市町村が約2,400ha(平成28(2016)年1月末現在)で^{*28}、国有林は林野庁が福島県、茨城県及び群馬県の3県約20ha(平成28(2016)年3月末現在)で除染を実施済みである^{*29}。

**(ウ)森林内の放射性物質に関する調査・研究
(森林内の放射性物質の分布状況の推移を調査)**

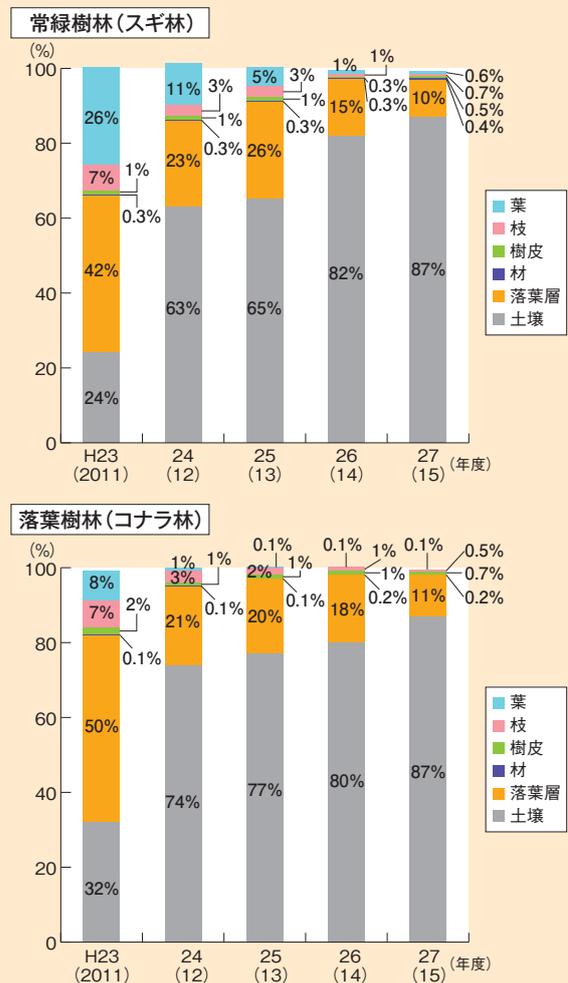
林野庁は、平成23(2011)年度から、東京電力福島第一原子力発電所からの距離が異なる福島県内の3か所の森林を対象として、放射性セシウムの濃度と蓄積量の推移を調査している。葉や枝、樹皮、落葉層の濃度は、平成24(2012)年度には大幅に低下し、その後も低下傾向を示した。また、これまでの調査では、材の放射性セシウム濃度は樹木の他の部位に比べると全般的に低く、大きな変化は認められていない。一方、落葉層の下の土壌については、深さ5cmまでの層の濃度が、平成24(2012)年度に大幅に上昇した後、平成25(2013)年度以降は明瞭な傾向はみられず、深さ5cmより深い層の濃度は、深さ5cmまでの層より大幅に低い状態が続いて

いる。

森林全体の放射性セシウムの蓄積量の分布は、地上部の樹木に蓄積する割合が減少し、落葉層や土壌の浅い層に蓄積する割合が増加している(資料VI-4)。また、森林全体の放射性セシウムの蓄積量の変化や渓流水中の放射性セシウム濃度の調査等から、放射性セシウムは森林内に留まり、森林外への流出量は少ないと考察されている^{*30}。

林野庁では、森林内の放射性物質の分布状況等に

資料VI-4 調査地における部位別の放射性セシウム蓄積量の割合の変化



資料：林野庁ホームページ「平成27年度 森林内の放射性物質の分布状況調査結果について」(平成28(2016)年3月25日)

*26 詳細については、202-203ページを参照。
 *27 環境省ホームページ「除染情報サイト」
 *28 環境省ホームページ「除染情報サイト」。福島県分については、福島県ホームページ「市町村除染地域(汚染状況重点調査地域)における除染実施状況」による。
 *29 林野庁業務課調べ。
 *30 林野庁ホームページ「平成27年度 森林内の放射性物質の分布状況調査結果について」(平成28(2016)年3月25日)

ついて、継続的に調査を進めていくとともに、調査結果を踏まえ、より効果的な放射性物質対策技術の検証や開発など、森林の除染や森林からの放射性物質の拡散防止等に向けた取組を進めている。

(落葉等除去や伐採等に伴う空間線量率の推移及び放射性物質の移動)

林野庁は、平成23(2011)年度から、福島県内の森林に設定した試験地において、落葉等除去や伐採等の作業を実施し、その後の空間線量率の推移について調査を行った。その結果、作業の実施により空間線量率は低減し^{*31}、その後はおおむね物理的減衰(放射性物質の崩壊に伴う減衰)に応じて低減しており、安定的に推移している。

また、落葉等除去や伐採等の作業を実施した後の土砂等や放射性セシウムの移動状況についても調査している。その結果、土砂等移動量と放射性セシウム移動量はほぼ同様の傾向を示すことが確認された。また、落葉等除去を実施した箇所では1年目の放射性セシウムの移動量が、何も実施していない対照区に比べて多くなることが確認されたが、2年目以降は対照区と同程度であった。伐採を実施した箇所では1年目の移動量は比較的軽微であり、2年目以降はおおむね対照区と同程度であった。

(萌芽更新木に含まれる放射性物質)

平成25(2013)年度から、東京電力福島第一原子力発電所の事故後に伐採した根株から発生した萌芽更新木等に含まれる放射性セシウムの濃度についても調査している。萌芽更新木の葉と枝に含まれる放射性セシウムの濃度の比較では、葉に含まれる濃度が高いという傾向がみられた。また、コナラとクヌギの樹種による比較では、コナラに含まれる放射性セシウムの濃度が高いという傾向がみられた。

また、平成26(2014)年度からはカリウム施肥を行った場合の放射性セシウムの吸収抑制効果についても調査を開始している^{*32}。

(林業再生対策の取組)

平成25(2013)年度からは、林業再生の観点から、間伐等の森林整備と放射性物質対策を一体的に推進する実証事業を実施している。平成27(2015)年度までに、汚染状況重点調査地域等に指定されている福島県内37市町村の森林において、県や市町村等の公的主体による間伐等の森林整備を行うとともに、森林整備に伴い発生する枝葉等の処理及び減容化や、木柵等の設置による放射性物質の拡散抑制対策等を実施している。さらに平成26(2014)年度からは、避難指示区域の解除・見直しにより地域住民の早期帰還に向けた動きが本格化している状況を踏まえ、避難指示解除準備区域等を対象に伐採木の活用策を含めた林業の再生や適正な森林管理を進めていくため、試行的な間伐等を通じた作業者の被ばくの低減策等の実証を実施している。また、森林における放射性物質に関する情報について、シンポジウムや講習会の開催やパンフレットの作成・配布等を通じて普及啓発を行っている。

(工)汚染土壌等の仮置場用地として国有林野を提供

各地で除染作業が進むことに伴い、放射性物質に汚染された除去土壌等が大量に発生している。平成27(2015)年9月末時点で、除染により発生した除去土壌等の保管量は、福島県で約915万^m³(仮置場1,028か所、現場保管約11万3千か所)^{*33}、その他の県で約42万^m³(仮置場42か所、現場保管約2万3千か所)^{*34}となっており、除染を迅速に実施するため仮置場の確保が重要となっている。

林野庁では、地方公共団体等から、汚染土壌等の仮置場用地として国有林野を使用したいとの要請があった場合、国有林野の無償貸付け等を行っている。平成27(2015)年12月末現在、福島県、茨城県、群馬県及び宮城県の4県22か所で計約68haの国有林野を提供している^{*35}。

*31 現在では森林内の放射性セシウムの8割程度が土壌中に滞留しており、落葉等除去や伐採による低減効果は限定的である。

*32 林野庁ホームページ「平成26年度 森林における放射性物質対策関係事業の結果について」

*33 福島県除染対策課資料(福島県内市町村)及び環境省資料

*34 環境省資料

*35 林野庁業務課調べ。なお、仮置場を設置する場合には、設置主体が地域住民の同意を得るとともに、二次汚染の防止措置を講ずるなどの対応を行うことが必要である。



(オ) 森林除染等における労働者の安全確保

避難指示区域の見直しに伴い、「避難指示解除準備区域」では、除染作業以外の生活基盤の復旧や製造業等の事業活動が認められ、営林についても再開できることが認められた^{*36}。

これを踏まえ、平成24(2012)年7月、「東日本大震災により生じた放射性物質により汚染された土壌等を除染するための業務等に係る電離放射線障害防止規則」(以下「除染電離則^{*37}」という。)が改正

され、「除染特別地域」又は「汚染状況重点調査地域」内においては、除染業務に加え、1万Bq/kgを超える汚染土壌等を扱う業務(以下「特定汚染土壌等取扱業務」という。)や、土壌等を扱わない場合であっても平均空間線量率が $2.5\mu\text{Sv/h}$ を超える場所で行う業務(以下「特定線量下業務」という。)については、従事者の被ばく線量の測定による線量管理や内部被ばく防止のための措置、事業者が労働者に対して行う特別教育等が求められることになった^{*38}。

資料VI-5 福島の森林・林業の再生に向けた総合的な取組(骨子)

福島では、多くの人々が森林とともに暮らし、林業を生業とする生活を営んでこられた。福島の森林・林業の再生は、福島の復興にとって大変重要なものである。福島の県民生活における安全・安心の確保、森林・林業の再生に向けて、県民の理解を得ながら、関係省庁が連携して、以下の取組を総合的に進めていく。

I. 森林・林業の再生に向けた取組**1. 生活環境の安全・安心の確保に向けた取組**

- 生活環境の安全・安心の確保のために、住居等の近隣の森林の除染を引き続き着実に実施するとともに、必要な場合には、三方を森林に囲まれた居住地の林縁から20m以遠の森林の除染や土壌流出防止柵を設置するなどの対策を実施。

2. 住居周辺の里山の再生に向けた取組

- 住居周辺の里山等の森林について、地元の要望を踏まえて、森林内の人々の憩いの場や日常的に人が立ち入る場所について適切に除染を実施。
- 広葉樹林や竹林等における林業の再生等の取組を実施。
- 上記に加え、避難指示区域(既に解除された区域も含む。)及びその周辺の地域において、モデル地区を選定し、里山再生を進めるための取組を総合的に推進し、その成果を的確な対策の実施に反映。

3. 奥山等の林業の再生に向けた取組

- 間伐等の森林整備と放射性物質対策を一体的に実施する事業や、林業再生に向けた実証事業などを推進。
- 作業向けにわかりやすい放射線安全・安心対策のガイドブックを新たに作成。

II. 調査研究等の将来に向けた取組の実施

- 森林の放射線量のモニタリング、放射性物質の動態把握や放射線量低減のための調査研究に引き続き取り組み、対策の構築につなげるなど、将来にわたり、森林・林業の再生のための努力を継続。

III. 情報発信とコミュニケーション

- 森林の放射性物質に係る知見をはじめとして、森林・林業の再生のための政府の取組等について、地元の自治体や住民の方に対して、ホームページ、パンフレットや広報誌への掲載などにより、最新の情報を発信し、丁寧に情報提供。
- 地元の自治体、地域のコミュニティ等の要望に応じて、専門家の派遣も含めてコミュニケーションを行うことにより、福島の皆様の安全・安心を確保する取組を継続。

資料：福島の森林・林業の再生のための関係省庁プロジェクトチーム(平成28(2016)3月9日)資料1

*36 原子力被災者生活支援チーム「避難指示解除準備区域内での活動について」(平成24(2012)年5月9日)

*37 「労働安全衛生法」第22条、第27条等に基づく厚生労働省令(平成23年厚生労働省令第152号)

*38 「東日本大震災により生じた放射性物質により汚染された土壌等を除染するための業務等に係る電離放射線障害防止規則等の一部を改正する省令の施行について」(平成24(2012)年6月15日付け基発0615第7号厚生労働省労働基準局長通知)

林野庁では、除染電離則の改正を受けて、平成24(2012)年7月に「森林内等の作業における放射線障害防止対策に関する留意事項等について(Q&A)」を作成し、森林内の個別の作業が特定汚染土壌等取扱業務や特定線量下業務に該当するかどうかをフローチャートで判断できるように整理するとともに、実際に森林内作業を行う際の作業手順や留意事項を解説している^{*39}。

また、平成25(2013)年度から、汚染状況重点調査地域の森林で作業を行う事業者(合計520名)に対し、放射線障害防止に関する講習の開催と線量測定器の支給を行った。

さらに、平成25(2013)年には、福島県内の試験地において、機械の活用による作業者の被ばく低減等について検証を行い、キャビン付林業機械による作業の被ばく線量は、屋外作業と比べて35～40%少なくなるとの結果が得られた^{*40}。このため林野庁では、林業に従事する作業者の被ばくを低減するため、リースによる高性能林業機械の導入を支援している。

(カ)福島森林・林業の再生に向けた総合的な取組

平成28(2016)年2月に、福島の森林・林業の再生を加速させるべく、「福島の森林・林業の再生のための関係省庁プロジェクトチーム」が設置され、復興庁、農林水産省、環境省等の関係省庁が連携して検討を行い、平成28(2016)年3月に「福島の森林・林業の再生に向けた総合的な取組」を取りまとめた(資料VI-5)。

今後、この総合的な取組に基づき、関係省庁が連携して取組を進めていくこととしている。

(2)安全な林産物の供給

(特用林産物の出荷制限の状況と生産継続・再開に向けた取組)

食品中の放射性物質については、検査の結果、基

準値を超える食品に地域的な広がりが見られた場合には、原子力災害対策本部長が関係県の知事に出荷制限等を指示してきた。

きのこや山菜等の特用林産物については、「一般食品」の放射性セシウムの基準値100Bq/kgが適用されており、平成28(2016)年1月現在、12県175市町村で、原木しいたけ、野生きのこ、たけのこ、くさそてつ、こしあぶら、ふきのとう、たらのめ、ぜんまい、わらび等23品目の特用林産物に出荷制限が指示されている。原木しいたけについては、6県93市町村で出荷制限が指示されている。

林野庁は、原木きのこの生産再開に向けて、平成25(2013)年10月に「放射性物質低減のための原木きのこ栽培管理に関するガイドライン」を策定し、全国の都道府県に周知した。同ガイドラインでは、生産された原木きのこが食品の基準値を超えないようにするための具体的な栽培管理方法として、原木・ほだ木は指標値以下の原木を使用すること、発生したきのこの放射性物質を検査することなどの必須工程のほか、状況に応じて原木・ほだ木を洗浄することなどを示している(資料VI-6)。

原木きのこについては、平成28(2016)年1月現在、5県47市町村で出荷制限が解除(一部解除を含む)され、生産再開が進みつつある。また、各地では、きのこの産地再生に向けた取組が行われている(事例VI-6)。林野庁では、きのこ等の特用林産物生産者の生産継続・再開に向けて、安全なきのこの生産に必要なほだ木の洗浄機械の整備等を支援しているほか、きのこ原木の非破壊検査機^{*41}を用いた安全性確保のための技術の検証等を実施している。

このほか、林野庁では、野生のきのこ・山菜等の出荷制限の解除が円滑に進むよう、平成27(2015)年11月に「野生きのこ等の出荷制限解除に向けた検査等の具体的運用」の考え方を整理し、具体的

*39 農林水産省プレスリリース「森林内等の作業における放射線障害防止対策に関する留意事項等について(Q&A)」(平成24(2012)年7月18日付け)

*40 農林水産省プレスリリース「森林における放射性物質の拡散防止技術検証・開発事業の結果について」(平成25(2013)年8月27日付け)

*41 きのこ原木の放射性物質の検査は、チェーンソー等を用いて原木からおが粉を採取し、検査機器で計測する(破壊検査)が、原木のままの検査を可能とするもの。「平成26年度森林及び林業の動向」204ページを参照。



な検査方法や出荷管理について関係都県に周知した。このような中で、野生のきのこ・山菜類、たけのこの出荷制限の解除も進みつつある。

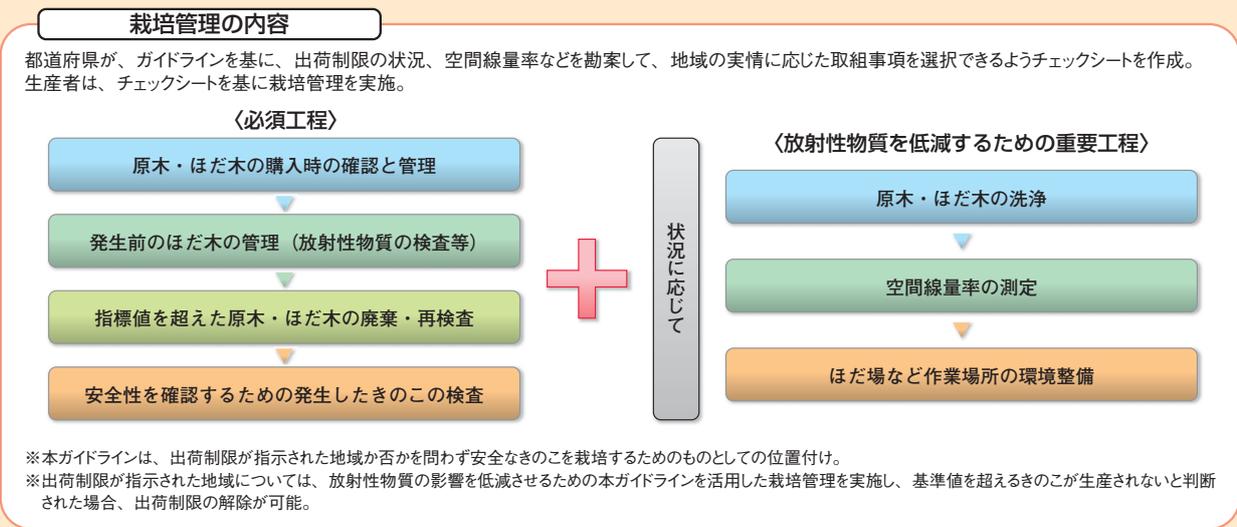
(きのこ原木等の管理と需給状況)

林野庁は、食品中の放射性物質の基準値を踏まえて、きのこ原木と菌床用培地の「当面の指標値」（きのこ原木とほだ木は50Bq/kg、菌床用培地と菌床は200Bq/kg）を設定しており^{*42}、都道府県や業

界団体に対し、同指標値を超えるきのこ原木と菌床用培地の使用、生産及び流通が行われないよう要請を行っている^{*43}。

東日本大震災以前には、きのこ原木は、各県における必要量のほとんどが自県内で調達されていたものの、他県から調達される原木については、その半分以上が福島県から調達されていたことから^{*44}、多くの県できのこ原木の安定調達に影響が生じた。

資料VI-6 放射性物質低減のための原木きのこ栽培管理に関するガイドラインの概要



資料：林野庁「放射性物質低減のための原木きのこ栽培管理に関するガイドライン」

事例VI-6 きのこの産地再生に向けた販路拡大の取組

福島県では、東日本大震災以降休止していた「福島県きのこまつり」が平成26(2014)年度に再開されるなど、きのこの産地再生に向けた取組が進められている。

平成27(2015)年7月には、公益社団法人福島県森林・林業・緑化協会及び福島県きのこ振興協議会が、県産きのこの福島県外における販路拡大に向け、大阪府大阪市において「福島のきのこ祭りin大阪」を開催した。この取組では、しいたけ、なめこ、エリンギ等の菌床きのこの展示及び採取体験等を行うとともに、福島県で生産されるきのこの安全・安心のための対策や郷土料理等について紹介した。このような取組を通じ、福島県で生産されるきのこについての正確な情報を発信し、近畿地方等における販路の拡大につなげていくこととしている。



「福島県きのこ祭りin大阪」の様子

*42 「「きのこ原木及び菌床用培地の当面の指標値の設定について」の一部改正について」（平成24(2012)年3月28日付け23林政経第388号林野庁林政部経営課長・木材産業課長等連名通知）、「「きのこ原木及び菌床用培地の当面の指標値の設定について」の一部改正について」（平成24(2012)年8月30日付け24林政経第179号林野庁林政部経営課長・木材産業課長等連名通知）
 *43 「きのこ原木及び菌床用培地の指標値の設定について」（平成23(2011)年10月6日付け23林政経第213号林野庁林政部経営課長・木材産業課長等連名通知）
 *44 「平成23年度森林及び林業の動向」43-44ページを参照。

このような中、林野庁では、平成23(2011)年度から、有識者、生産者、流通関係者等から成るきのこ原木の安定供給検討委員会^{*45}を開催し、全国4地区の安定供給実行委員会^{*46}と連携して、需要者と供給者のマッチングを行っている^{*47}。

きのこ原木の需給状況については、平成25(2013)年9月以降は、森林所有者等によるきのこ原木の供給可能性がきのこ生産者等によるきのこ原木の供給希望量を上回っており、平成27(2015)年5月末時点で供給希望量が供給可能性を上回ったものの、平成27(2015)年9月末時点では再び供給可能性が供給希望量を上回った(資料VI-7)。総量では供給可能性が上回る状況が多くなっており、きのこ原木のマッチングが進んでいると考えられるが、供給可能な樹種の約6割がクヌギであるのに対して、供給希望の樹種はコナラが約9割となっており、樹種別にみるとミスマッチが生じている状況にある。

林野庁では、引き続き、供給希望量の多いコナラを主体に供給可能性の掘り起こしを行うとともに、

きのこ原木のマッチングを推進することとしている。

このほか、日本特用林産振興会では、「西日本産クヌギ原木を使用した東日本での原木しいたけ栽培指針」を作成し、しいたけ生産者等に周知することにより、クヌギを用いた栽培方法の普及にも取り組んでいる。

(薪、木炭、木質ペレットの管理)

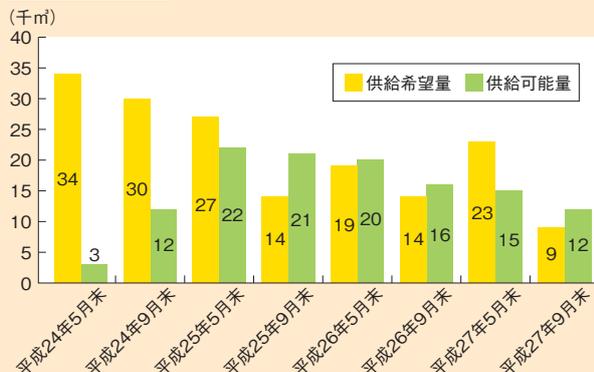
林野庁は、平成23(2011)年11月に、調理加熱用の薪と木炭に関する放射性セシウム濃度の「当面の指標値」(燃焼した際の放射性セシウムの濃縮割合を勘案し、薪は40Bq/kg、木炭は280Bq/kg(いずれも乾重量))を設定し^{*48}、都道府県や業界団体に対し、同指標値を超える薪や木炭の使用、生産及び流通が行われないよう要請を行っている。

平成24(2012)年11月には、木質ペレットについても放射性セシウム濃度に関する「当面の指標値」(樹皮を除いた木材を原料とするホワイトペレットと樹皮を含んだ木材を原料とする全木ペレットは40Bq/kg、樹皮を原料とするバークペレットは300Bq/kg)を設定している^{*49}。

(木材製品や作業環境等の放射性物質の調査・分析)

林野庁では、消費者に安全な木材製品が供給されるよう、福島県内において民間団体が行う木材製品や木材加工施設の作業環境における放射性物質の測定及び分析に対して、継続的に支援している。これまでの調査では、木材製品の放射性セシウム表面密度は、測定対象とした全木材及びその全加工過程で、「放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律」で定める管理区域からの持ち出し基準(4 Bq/cm²)以下であった。また、木材加工施設内における粉じんの放射性セシウム濃度は、検出限界以下であった。

資料VI-7 きのこ原木の需給状況



資料：林野庁プレスリリース「きのこ原木の需給状況」(平成24(2012)年6月4日付け、平成24(2012)年11月30日付け、平成25(2013)年6月12日付け、平成25(2013)年11月11日付け、平成26(2014)年6月17日付け、平成26(2014)年11月18日付け、平成27(2015)年7月1日付け、平成27(2015)年11月27日付け)

- *45 平成25(2013)年度までは「きのこ生産資材安定供給検討委員会」、平成26(2014)年度からは「安全なきのこ原木の安定供給体制構築に係わる検討委員会」と呼称。
- *46 平成25(2013)年度までは「安定供給実行委員会」、平成26(2014)年度からは「安全なきのこ原木安定供給体制構築支援に係わる実行委員会」と呼称。
- *47 「平成24年度森林及び林業の動向」61ページを参照。
- *48 「調理加熱用の薪及び木炭の当面の指標値の設定について」(平成23(2011)年11月2日付け23林政経第231号林野庁林政部経営課長・木材産業課長通知)
- *49 林野庁プレスリリース「木質ペレット及びストーブ燃焼灰の放射性セシウム濃度の調査結果及び木質ペレットの当面の指標値の設定等について」(平成24(2012)年11月2日付け)

福島県においても、県産材製材品の表面線量調査を定期的に行っており、放射線防護の専門家から環境や健康への影響がないとの評価が得られている。

このほか、林野庁では、製材品等の効率的な測定検査手法の検証・開発について支援を行っており、これまで、原木用、製材品用の表面線量の自動測定装置が開発されている。平成27(2015)年度には、原木の自動選別機用測定装置が試作され、原木の受入れから木材製品の出荷に至る安全証明体制構築に向けた取組が進められている。

(3) 樹皮やほだ木等の廃棄物の処理

木材加工の工程で発生する樹皮(バーク)は、ボイラー等の燃料、堆肥、家畜の敷料等として利用されてきた。しかしながら、樹皮(バーク)を含む木くずの燃焼により、高濃度の放射性物質を含む灰が生成される事例が報告されたことなどから、樹皮(バーク)の利用が進まなくなり、製材工場等に滞留する状況が続いていた。林野庁では、滞留している樹皮(バーク)について、平成25(2013)年度から廃棄物処理施設での処理を支援しており、樹皮(バーク)の滞留量は、ピーク時である平成25(2013)年8月の約8万トンから、平成27(2015)年8月には約2万トンへと減少した。

また、「当面の指標値」を超えたため使用できなくなったほだ木等についても、焼却により高濃度の放射性物質を含む灰が生成される懸念から、焼却処理が進まない状況にあり、平成27(2015)年12月現在においても、放射性物質の影響により使用できなくなったほだ木等が、依然としてほだ場等で一時保管されている。林野庁では、ほだ木等の一時保管等の経費に対して支援しているほか、放射性物質の影響により使用できなくなったほだ木等の処理促進が図られるよう、環境省と連携しながら、市町村等に対して働きかけ等を行ってきた。平成27(2015)年度には、焼却施設において、放射性物質濃度の測

定を行うことで安全性を確認しながら、ほだ木等の処理が進められている。

(4) 損害の賠償

東京電力福島第一原子力発電所の事故による被害者の迅速、公正かつ適正な救済を図るため、文部科学省が設置した原子力損害賠償紛争審査会は、一定の範囲で賠償すべき損害として、避難指示等に伴う損害に加え、出荷制限の指示等による損害やいわゆる風評被害を含め、農林漁業者等の様々な損害を示している^{*50}。

林業関係では、これまで、避難指示等に伴い事業に支障が生じたことによる減収等について賠償が行われている。農林水産省が東京電力株式会社、関係県及び関係団体から聞き取りを行った結果によると、平成27(2015)年12月末までに総計約56億円の賠償が請求され、約54億円の賠償金が支払われている。

また、原木しいたけ等に関する損害賠償の請求・支払状況については、関係県からの聞き取りによると、平成27(2015)年11月末現在、請求額約273億円に対し、支払額は約255億円となっている。林野庁は、東京電力株式会社に対して、特用林産物生産者等への賠償金が適切かつ迅速に支払われるよう要請を行うとともに、生産者には、これまでの個別事例を踏まえた賠償の対象項目や請求方法等の周知に努めている。

避難指示区域内の森林(山林の土地及び立木)に係る財物賠償については、東京電力株式会社が平成26(2014)年9月から賠償請求の受付を開始しており^{*51}、平成27(2015)年3月からは避難指示区域以外の福島県内の立木についても財物賠償の請求受付を開始している^{*52}。

*50 原子力損害賠償紛争審査会「東京電力株式会社福島第一、第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針」(平成23(2011)年8月5日)

*51 東京電力プレスリリース「宅地・田畑以外の土地および立木に係る財物賠償について」(平成26(2014)年9月18日付け)

*52 東京電力プレスリリース「福島県の避難指示区域以外の地域における立木に係る財物賠償について」(平成27(2015)年3月19日付け)

第2部

平成27年度
森林及び林業施策

概説

1 施策の重点（基本的事項）

「森林・林業基本計画」（平成23（2011）年7月閣議決定）に沿って、以下の森林・林業施策を積極的に展開した。

また、「総合的なTPP関連政策大綱」（平成27（2015）年11月TPP総合対策本部決定）に即し、生産性向上等体質強化のための合板・製材工場等の整備と原木を安定的に供給するための間伐材の生産及び路網整備等に対する支援、違法伐採対策のための合法木材の利用促進や違法伐採に係る現地情報の収集、付加価値の高い木材製品の輸出拡大のための輸出向け木材製品のブランド化や新たな輸出先国等における販売促進の取組の支援等について、平成27（2015）年度補正予算において計上した。

（1）森林の有する多面的機能の発揮に関する施策

森林の有する多面的機能を将来にわたって持続的に発揮させていくため、面的なまとまりをもった森林経営の確立、多様で健全な森林の整備及び国土の保全等の施策を総合的かつ体系的に推進した。

特に、森林資源を循環利用し安定的な木材の供給体制の構築に資するとともに森林吸収量の確保を図るための森林整備や、集中豪雨・地震等に対する山地防災力の強化を図るための治山事業を推進した。また、森林の有する多面的機能の発揮や山村の活性化のため、地域の活動組織等が実施する保安全管理や施業集約化に必要な森林情報の収集等の取組に対して支援した。

（2）林業の持続的かつ健全な発展に関する施策

林業の持続的かつ健全な発展を図るため、効率的かつ安定的な林業経営の育成、施業集約化等の推進、低コストで効率的な作業システムによる施業の実施、これらを担う人材の育成及び確保等の施策を推進した。

特に、林業への就業前の青年に対する給付金や、「緑の雇用」事業のメニューの拡充等により林業を

担う人材の育成を推進するとともに、急傾斜地等における効率的な作業システムに対応した次世代型の架線系林業機械の開発等を推進した。

（3）林産物の供給及び利用の確保に関する施策

森林の有する多面的機能の持続的な発揮及び林業の持続的かつ健全な発展を図るとともに、環境負荷の少ない循環型社会を実現する上で重要な役割を果たす森林・林業に収益が還元されるよう、原木の安定供給体制の整備、加工及び流通の合理化及び低コスト化並びに木材の利用拡大を推進した。

特に、CLT（直交集成板）の強度データの収集や耐火部材の開発を推進するとともに、CLT等を活用した建築技術の実用化に向けた実証及び国産材CLTの生産体制の整備を推進した。また、国産材の安定的かつ効率的な供給等を図るため、高性能林業機械、木材加工流通施設、木造公共建築物、木質バイオマス利活用施設の整備等を推進した。

（4）国有林野の管理及び経営に関する施策

国土保全等公益的機能の高度発揮に重要な役割を果たしている国有林野の特性を踏まえるとともに、多様化する国民の要請に対する適切な対応及び森林・林業の再生への貢献のため、公益重視の管理経営を一層推進した。また、組織、技術力及び資源を活用して、林業技術の開発普及及び人材育成をはじめとした民有林に対する指導やサポート等を積極的に実施した。

（5）団体の再編整備に関する施策

森林組合等による施業の集約化活動に対する支援を行いながら、施業の集約化、合意形成及び森林経営計画の作成を最優先の業務として取り組むよう指導するとともに、国、地方公共団体等からの事業委託が組合員のために行う森林整備等を妨げないよう指導した。

2 財政措置

（1）財政措置

諸施策を実施するため、表のとおり林業関係の一

林業関係の一般会計等の予算額

(単位：百万円)

区 分	平成 26 (2014) 年度	平成 27 (2015) 年度
林業関係の一般会計予算額	379,899	357,000
治山事業の推進	64,479	66,446
森林整備事業の推進	136,706	146,885
災害復旧等	24,330	15,660
保安林等整備管理	493	491
森林計画	1,022	925
森林の整備・保全	4,962	4,535
林業振興対策	7,092	6,594
林産物供給等振興対策	4,604	4,429
森林整備・林業等振興対策	56,830	31,700
林業試験研究及び林業普及指導	10,087	10,019
森林病虫害等防除	876	870
林業金融	349	62
国際林業協力	291	217
森林整備地域活動支援対策	150	150
その他	67,628	68,017
東日本大震災復興特別会計予算額	68,288	50,213
国有林野事業債務管理特別会計予算額	312,126	321,125
森林国営保険事業・歳出	4,172	-

注 1：予算額は補正後のものである。

注 2：一般会計及び東日本大震災復興特別会計には、他省庁計上予算を含む。

注 3：総額と内訳の計が一致しないのは、四捨五入による。

一般会計予算及び東日本大震災復興特別会計予算の確保に努めた。

(2) 森林・山村に係る地方財政措置

「森林・山村対策」及び「国土保全対策」等を引き続き実施し、地方公共団体の取組を促進した。

「森林・山村対策」としては、

- ① 公有林等における間伐等の促進
- ② 国が実施する「森林整備地域活動支援交付金」と連携した施業の集約化に必要な活動
- ③ 国が実施する「緑の雇用」現場技能者育成対策事業等と連携した林業の担い手育成及び確保に必要な研修
- ④ 民有林における長伐期化及び複層林化と林業公

社がこれを行う場合の経営の安定化の推進

- ⑤ 地域で流通する木材利用のための普及啓発及び木質バイオマスエネルギー利用促進対策
- ⑥ 市町村の森林所有者情報の整備

等に要する経費等に対して、引き続き地方交付税措置を講じた。

「国土保全対策」としては、ソフト事業として、U・Iターン受入対策、森林管理対策等に必要な経費に対する普通交付税措置、上流域の水源維持等のための事業に必要な経費を下流域の団体が負担した場合の特別交付税措置を講じた。また、公の施設として保全及び活用を図る森林の取得及び施設の整備、農山村の景観保全施設の整備等に要する経費を地方債の対象とした。

3 立法措置

第190回通常国会に、林業の成長産業化を実現するため、「森林法等の一部を改正する法律案」を提出した。

4 税制上の措置

林業に関する税制について、平成27(2015)年度税制改正において、

- ① 山林所得に係る森林計画特別控除について、収入金額が2,000万円超の者の2,000万円を超える部分の控除率を10%とした上で、適用期限を3年間延長すること(所得税)
 - ② 林業・木材加工業・木材市場業・堆肥製造業に係る軽油引取税の課税免除の特例措置の適用期限を3年間延長すること
 - ③ 森林組合等の法人税の軽減税率の特例の適用期限を2年間延長すること
 - ④ 特定中小企業者等に該当する林業者等が経営改善設備を取得した場合の特別償却又は法人税額等の特別控除について、対象者から認定経営革新等支援機関等(森林組合を含む。)を除外する等の見直しを行った上で、適用期限を2年間延長すること(所得税、法人税)
 - ⑤ 森林組合等の貸倒引当金の特例の適用期限を2年間延長すること(法人税)
 - ⑥ 独立行政法人農林漁業信用基金が受ける抵当権の設定登記等に対する登録免許税の税率の軽減措置の適用期限を2年間延長すること
- 等の措置を講じた。

5 金融措置

(1)株式会社日本政策金融公庫資金制度

株式会社日本政策金融公庫資金の林業関係資金については、造林等に必要な長期低利資金について、貸付計画額を224億円とした。沖縄県については、沖縄振興開発金融公庫の農林漁業関係貸付計画額を50億円とした。

森林の取得や木材の加工及び流通施設等の整備を

行う林業者等に対する利子助成を実施した。

東日本大震災により被災した林業者等に対する利子助成を実施するとともに、無担保・無保証人貸付けを実施した。

(2)林業・木材産業改善資金制度

経営改善等を行う林業者・木材産業事業者に対し、都道府県から無利子資金である林業・木材産業改善資金の融通を行った。

その貸付枠は、100億円とした。

(3)木材産業等高度化推進資金制度

木材の生産又は流通の合理化を推進するために必要な資金等を低利で融通した。

その貸付枠は、600億円とした。

(4)独立行政法人農林漁業信用基金による債務保証制度

林業経営の改善等に必要な資金の融通を円滑にするため、独立行政法人農林漁業信用基金による債務保証の活用を促進した。

東日本大震災により被災した林業者・木材産業者に対する保証料等の助成を実施した。

(5)林業就業促進資金制度

新たに林業に就業しようとする者の円滑な就業を促進するため、新規就業者や認定事業主に対する研修受講や就業準備に必要な資金の林業労働力確保支援センターによる貸付制度を通じた支援を行った。

その貸付枠は、5億円とした。

6 政策評価

効果的かつ効率的な行政の推進、行政の説明責任の徹底を図る観点から、「行政機関が行う政策の評価に関する法律」(平成13年法律第86号)に基づき、「農林水産省政策評価基本計画」(5年間計画)及び毎年度定める「農林水産省政策評価実施計画」により、事前評価(政策を決定する前に行う政策評価)や事後評価(政策を決定した後に行う政策評価)を推進した。

I 森林の有する多面的機能の発揮に関する施策

1 面的まとまりをもった森林経営の確立

(1) 実効性の高い森林計画制度の普及及び定着

地域に最も密着した行政主体である市町村が策定し、地域の森林整備のマスタープランとなる市町村森林整備計画について、国及び都道府県が例示する森林の機能等を参考として、森林・林業関係者をはじめとする国民の理解と協力を得ながら、発揮を期待する機能ごとの区域とその施業方法を市町村が主体的かつ柔軟に決定するとともに、これらの区域や路網計画等の図示化が進むよう、都道府県に対する助言等を行った。

(2) 適切な森林施業の確保

適切な伐採及び更新の確保を推進するため、伐採及び伐採後の造林の届出制度の適正な運用を図った。

適正な間伐又は保育が実施されていない森林に対しては、行政の裁定による施業の代行を行う要間伐森林制度の適正な運用等を図った。

また、伐採に係る手続が適正になされた木材の証明等の普及を図った。

(3) 路網整備の推進

傾斜区分別の作業システムに応じた目指すべき路網整備の水準を目安として、地域の実情を踏まえ、林道や森林作業道がそれぞれの役割等に応じて適切に組み合わされた路網の整備を推進した。

また、既設林道の長寿命化を図るため、トンネルや橋梁等の計画的・定期的な点検診断・補強等を推進した。

(4) 森林関連情報収集・提供の推進

持続的な森林経営の推進及び地域森林計画等の樹立に資するため、民有林と国有林を通じ、森林土壌や生物多様性等の森林経営の基準・指標に係るデータを継続的に把握するための森林資源のモニタリングを引き続き実施するとともに、データの公表及び

活用を進めた。

森林簿情報について、施業履歴等の明確化や精度向上を図り、都道府県と市町村等との間での共有化を進めるとともに、森林施業の集約化を図るため、森林経営計画の作成等に必要な森林情報が、個人情報保護に関する法令等に則しつつ、森林組合等の林業事業体に提供されるよう、都道府県に対する助言等を行った。

また、森林所有者情報については、新たに森林の土地の所有者となった場合の市町村長への届出制度の適正な運用を図るとともに、登記簿、地籍調査等の情報について、地方公共団体など行政機関の間や内部での共有を推進した。

2 多様で健全な森林への誘導

(1) 多様な森林への誘導と森林における生物多様性の保全

健全な森林の育成のための間伐はもとより、長伐期林、育成複層林、針広混交林、広葉樹林等多様で健全な森林への誘導に向けた効率的な整備を推進した。

具体的には、一定の広がりにおいて様々な生育段階や樹種から構成される森林がモザイク状に配置されている状態を目指し、立地条件等を踏まえつつ、育成複層林への移行や長伐期化等による多様な森林整備を推進した。さらに、これらの推進に向けた効率的な施業技術の普及やコンセンサスの醸成等を図った。

加えて、原生的な森林生態系、希少な生物の生育地又は生息地、溪畔林など水辺森林の保全及び管理等を進め、森林における生物多様性の保全と持続可能な利用の調和を図った。

(2) 多様な森林整備に資する優良種苗の確保

森林整備の基礎資材となる優良種苗について、安定的な生産及び供給を図るとともに、地球温暖化防止対策や花粉発生源対策の推進、海岸防災林等被災した森林の再生等の多様なニーズへの対応を図るため、新たな品種の開発に取り組むほか、コンテナ苗生産の技術研修等の取組に対して支援した。

また、これらの新品種の苗木の生産拡大に向けて、育苗機械や種苗生産施設等の整備に対して支援した。

(3) 公的な関与による森林整備の推進

急傾斜地など立地条件が悪く、自助努力によっては適切な整備が図られない森林等について、公益的機能の発揮を確保するため、針広混交林の造成等を行う水源林造成事業等を実施するとともに、地方公共団体が森林所有者と締結する協定に基づき行う森林の整備等や、鳥獣被害対策を支援した。

また、荒廃した保安林等について、治山事業による整備を実施した。

(4) 花粉発生源対策の推進

ア 少花粉スギ等の花粉症対策苗木の生産体制の整備

少花粉スギ等の苗木生産量の増大を図るため、ミニチュア採種園等の整備、育苗機械及び種苗生産施設の整備、コンテナ苗の利用拡大のための協議会の設置や技術研修等の取組を支援しつつ、無花粉スギ品種等の開発に取り組むとともに、コンテナ苗の需要拡大に取り組んだ。

イ 花粉の少ない森林への転換等の推進

花粉発生源となっているスギ人工林等の伐倒とコンテナを用いて生産された花粉症対策苗木への植替え、広葉樹の導入による針広混交林への誘導等を推進した。また、花粉飛散量予測のためのスギ雄花着生状況調査や、ヒノキ雄花の観測技術の開発等を推進した。

3 地球温暖化防止策及び適応策の推進

(1) 地球温暖化防止策の推進

京都議定書第2約束期間(平成25(2013)年から平成32(2020)年)における森林経営による吸収量の国際的算入上限である1990年総排出量比3.5%を確保し、平成32(2020)年度における我が国の

温室効果ガス削減目標を達成できるよう、森林・林業基本計画や「森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法」(平成20年法律第32号)等に基づき、間伐等の森林の適正な整備や保安林等の適切な管理及び保全、成長に優れた種苗の確保に向けた生産体制の構築、「国民参加の森林づくり」、木材及び木質バイオマスの利用拡大、「木づかい運動」等の森林吸収源対策を推進した。

(2) 吸収量の確保及び検証体制の強化

京都議定書第1約束期間(平成20(2008)年から平成24(2012)年)に引き続き、平成25(2013)年以降においても森林吸収量を算定し、報告する義務があるため、土地利用変化量や伐採木材製品(HWP)の炭素蓄積変化量の把握等必要な基礎データの収集及び分析を行った。あわせて、条約事務局による国際審査等に備え、技術的課題の分析及び検討を行った。

(3) 地球温暖化の影響に対する適応策の推進

地球温暖化との関連性が指摘されている集中豪雨等に起因する山地災害への対応、被害先端地域における松くい虫被害の拡大防止、生物の生育又は生息環境の変化に備えた生物の移動経路を確保するための「緑の回廊」の設定等、地球温暖化の影響の軽減を図る取組を推進した。

(4) 地球温暖化問題への国際的な対応

気候変動に関する国際的な枠組みづくりに積極的に参画し、貢献するとともに、REDD+^{*1}の実施に当たって促進すべきセーフガード(生物多様性の保全や先住民の権利の尊重等)への対応を評価及び検証する手法を検討した。また、途上国の森林劣化の防止に資する技術開発及び人材育成、森林減少及び劣化を抑制する場合の機会費用等の分析、森林保全が経済価値を創出する事業モデルの開発、民間企業等のREDD+への参入促進等に対して支援した。

*1 途上国の森林減少及び劣化に由来する温室効果ガスの排出の削減(REDD: Reducing Emissions from Deforestation and forest Degradation in developing countries)に、森林炭素蓄積の保全、持続可能な森林経営及び森林炭素蓄積の強化を加えたもの。

4 東日本大震災等の災害からの復旧、国土の保全等の推進

(1) 被災した海岸防災林の復旧及び再生

潮害の防備、飛砂・風害の防備等の災害防止機能を有し、地域の生活環境の保全に重要な役割を果たしている海岸防災林について、被災箇所ごとの地形条件及び地域の合意形成の状況等を踏まえながら、津波に対する減災機能も考慮した復旧及び再生を推進した。

なお、生育基盤の造成等に当たっては、災害廃棄物由来の再生資材を活用することにより災害廃棄物処理の促進に貢献するとともに、NPO等の民間団体とも連携しつつ植栽等を推進した。

(2) 災害からの復旧の推進

東日本大震災や平成26(2014)年の集中豪雨等により被災した治山施設について、治山施設災害復旧事業^{*2}により復旧を図るとともに、集中豪雨等により新たに発生した崩壊地等のうち緊急を要する箇所について、災害関連緊急治山事業等により早期の復旧整備を図った。

また、林道施設、山村環境施設及び森林に被害が発生した場合は、林道施設災害復旧事業^{*3}、災害関連山村環境施設復旧事業及び森林災害復旧事業(激甚災害に指定された場合)^{*4}により、早期復旧を図った。

さらに、大規模災害発生時には、被害箇所の調査を実施するとともに、山地災害が確認された場合には、災害復旧についての助言を行う専門家の派遣等、森林管理局等による都道府県に対する支援を引き続き迅速かつ円滑に実施した。

(3) 保安林の適切な指定・管理の推進

水源の涵養^{かん}、土砂流出の防備等の公益的機能の発揮が特に要請される森林について保安林に指定する

など、保安林の配備を計画的に推進するとともに、衛星デジタル画像等を活用した保安林の現況等に関する総合的な情報管理や巡視及び指導の徹底等により、保安林の適切な管理の推進を図ったほか、伐採、転用規制等の適切な運用を図った。

また、東日本大震災からの迅速な復興に資するため、復興整備計画等に基づく保安林の指定及び解除等に対して支援した。

(4) 地域の安全・安心の確保のための効果的な治山事業の推進

近年、頻発する集中豪雨や地震等による大規模災害の発生のおそれが高まっていることを踏まえ、山地災害による被害を未然に防止し、軽減する事前防災・減災の考え方に立ち、地域の安全・安心を確保するため、効果的かつ効率的な治山対策を推進した。具体的には、山地災害を防止し、地域の安全性の向上を図るための治山施設の設置等のハード対策や、地域におけるソフト対策と連携して、山地災害危険地区を地図情報として住民に提供する等の取組を総合的に推進した。また、重要な水源地や集落の水源地となっている保安林等において、浸透能力及び保水能力の高い森林土壌を有する森林の維持及び造成を推進した。

特に、平成26(2014)年の台風第11号や前線等に伴う集中豪雨等により発生した山地災害の復旧整備を推進するとともに、荒廃山地の復旧等と荒廃森林の整備の一体的な実施、治山施設の機能強化を含む長寿命化対策やコスト縮減対策、海岸防災林の整備・保全対策等を推進した。

また、流木災害の防止対策等における他の国土保全に関する施策と連携した取組、工事の実施に当たっての木材の積極的な利用、生物多様性の保全等に資する治山対策を推進した。

*2 「公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法」(昭和26年法律第97号)に基づき被災した林地荒廃防止施設及び地すべり防止施設を復旧する事業。

*3 「農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律」(昭和25年法律第169号)に基づき被災した林道施設を復旧する事業。

*4 「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」(昭和37年法律第150号)に基づき被災した森林を復旧する事業。

(5) 松くい虫等の病害虫防除対策等の総合的かつ効率的実施

マツ材線虫病による松くい虫被害対策については、保全すべき松林において、被害のまん延防止のための薬剤散布、被害木の伐倒駆除や健全な松林を維持するための衛生伐^{*5}を実施するとともに、その周辺の松林において、広葉樹林等への樹種転換を推進した。また、抵抗性マツ品種の開発及び普及を促進した。

カシノナガキクイムシが媒介するナラ菌による「ナラ枯れ」被害対策については、予防や駆除を積極的に推進した。林野火災の予防については、全国山火事予防運動等の普及活動や予防体制の強化等を図った。

さらに、各種森林被害の把握及び防止のため、森林保全推進員を養成するなどの森林保全管理対策を地域との連携により推進した。

(6) 野生鳥獣の生息動向に応じた効果的な森林被害対策の推進

「鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律」（平成19年法律第134号）を踏まえ、関係府省等による鳥獣保護管理施策との一層の連携強化を図りつつ、野生鳥獣による被害及びその生息状況を踏まえた効果的な森林被害対策を推進するとともに、地域の実情に応じた各般の被害対策を促進するための支援措置等を行った。

また、地域の実情に応じて、野生鳥獣の生息環境となる針広混交の育成複層林や天然生林に誘導するなど、野生鳥獣との共存に配慮した対策を適切に推進した。

5 森林・林業の再生に向けた研究・技術の開発及び普及

(1) 研究・技術開発等の効率的かつ効果的な推進

森林・林業・木材産業分野の研究・技術開発戦略等を踏まえ、国及び国立研究開発法人森林総合研究所が都道府県の試験研究機関、大学、学術団体、民

間企業等との産学官連携の強化を図りつつ、研究・技術開発を効率的かつ効果的に推進した。

ア 試験研究の効率的推進

国立研究開発法人森林総合研究所において、「森林・林業基本計画」や「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律」（平成22年法律第36号）等に基づく森林・林業施策について、その優先事項を踏まえ、

- ① 森林・林業の再生に向けた森林管理技術・作業体系と林業経営システムの開発
- ② 林業の再生に対応した木材及び木質資源の利用促進技術の開発
- ③ 地球温暖化の防止、水源の^{かん}涵養、国土の保全、生物多様性の保全等の森林の機能発揮に向けた研究
- ④ 林木の新品種の開発と森林の生物機能の高度利用に向けた研究
- ⑤ 研究基礎となる情報の収集、整備及び活用の推進
- ⑥ 林木等の遺伝資源の収集、保存及び配布並びに種苗の生産や配布等を推進した。

また、効率的な研究及びその成果の活用を図るため、国立研究開発法人森林総合研究所が主導的な役割を担いつつ、都道府県の試験研究機関等と連携して試験研究を推進した。

イ 森林・林業・木材利用に関する技術の開発

急傾斜地等における低コストで効率的な作業システムの確立を図るため、

- ① IT技術等を活用し、安全性と省エネルギー化に優れ、急傾斜地等における効率的な作業システムに対応した林業機械の開発
- ② ロボット技術を活用した運材作業等の自動化への実証支援
- ③ 低コスト造林技術等について、実証によるデータの収集・整理及びその導入に向けたノウハウの提案

*5 被害木を含む不用木及び不良木の除去及び処理。

等を実施した。

また、林地残材や未利用間伐材等を活用するため、これらを原料とする木質バイオマスの高付加価値製品や熱効率の高い固形燃料の開発、セルロースナノファイバーの実用化に向けた取組等、新たな木質バイオマスの加工・利用システムの技術開発等を推進した。

(2)放射性物質による影響の調査とそれに対応した技術開発等

東京電力福島第一原子力発電所事故により、放射性物質に汚染された森林について、汚染実態を把握するため、樹冠部から土壌中まで階層ごとに分布している放射性物質の挙動に係る調査及び解析を行った。

また、汚染された森林における除染等の放射性物質対策に係る技術の早期確立を目指し、森林施業等による放射性物質の拡散防止・低減等技術の検証及び開発や、県及び市町村との連携による必要なデータの蓄積等、地域の除染等の放射性物質対策に向けた取組を推進した。加えて、避難指示解除準備区域等において、伐採木の林内活用を通じた拡散抑制策など、指示解除後における林業の円滑な再開に向けた知見を整理するための森林施業等の実証を実施した。

さらに、消費者に安全な木材製品を供給するため、木材製品、作業環境等に係る放射性物質の調査及び分析、放射性物質を効率的に測定する技術の検証及び開発並びに安全証明体制の構築に対して支援した。

加えて、放射性物質が付着したことにより利用できず、製材工場等に滞留している樹皮(バーク)の処理費用等に対して支援した。

このほか、被災地における森林整備を円滑に進めるため、伐採に伴い発生する副産物の減容化や、ほだ木等の原木林の再生等に向けた実証的な取組を進めた。

(3)効率的かつ効果的な普及指導の推進

国と都道府県が協同した林業普及指導事業を実施するとともに、都道府県間の均衡のとれた普及指導

水準を確保するための林業普及指導員の資格試験や研修を行ったほか、林業普及指導員の普及活動に必要な機材の整備等の経費について林業普及指導事業交付金を交付した。

また、地域全体の森林づくりや林業の再生に向けた構想及びその実現に向けた活動の展開を図るため、林業普及指導事業等を通じ、地域の指導的林業者、施業等の集約化に取り組む林業事業者、市町村等を対象とした重点的な普及活動を効率的かつ効果的に推進した。

さらに、林業研究グループに対する支援のほか、各人材の育成段階や専門分野に応じた研修を実施することにより、林政の重要な課題に対応するための人材の育成を図った。

6 森林を支える山村の振興

(1)地域特産物の振興等による山村の就業機会の増大

きのこ生産に必要な資材の安定供給を図るとともに、新たな需要の創出を通じた特用林産物の消費拡大を図るため、

- ① コーディネーターによるマッチングを通じたきのこ原木等の安定供給体制の構築
 - ② 新たな需要の創出に向け、新規用途開拓など品目別の課題の解決に向けた取組
- に対して支援した。

また、多くの地域で生産の継続が困難となるなど厳しい状況となっている乾しいたけ生産の再生を図るため、原木しいたけの競争力強化に資する生産資材の導入等に対して支援した。

さらに、東日本大震災の被災地等において、その復興や食料供給の場の形成及び特用林産施設の効率化を推進するため、生産、加工及び流通施設の整備や被災生産者等のきのこ等の生産再開に必要な生産資材の導入に対して支援した。

(2)放射性物質の影響に対応した安全な特用林産物の供給確保

安全な特用林産物の供給と生産の継続のため、非破壊検査機を用いたきのこ原木等に係る放射性物質

の検査手法の確立のための取組、安全な山菜、きのこ等の栽培方法や利用方法の検討等及び放射性物質による汚染を低減させ産地を再生させるための技術の検証に対して支援するとともに、放射性物質による被害を防除するためのほだ木の洗浄機械や簡易ハウス等の整備に対して支援した。

また、都道府県が行う放射性物質の検査を支援するため、国においても必要な検査を実施した。

さらに、消費者の信頼確保及び消費拡大を図るため、しいたけの安全性に関する普及啓発活動や、トレーサビリティシステムの構築及び産地等の情報を伝える取組に対して支援した。

(3) 里山林など山村固有の未利用資源の活用

ア 里山資源の継続的かつ多様な利用

里山林など山村固有の未利用資源を活用し、山村の活性化を図るため、

- ① 未利用間伐材等の利用を促進するための木質バイオマス利活用施設整備等に対する支援
- ② 地域住民等からなる活動組織が実施する里山林の景観の保全及び整備、侵入竹の伐採及び除去、広葉樹をしいたけ原木等として利用するための伐採活動等に対する支援
- ③ 山村地域の未利用資源等の発掘・活用を通じた地域経済の活性化に向けた取組に対する支援を実施した。

イ 森林分野でのクレジット化の取組の推進

平成25(2013)年度に開始されたJ-クレジット制度を通じ、森林整備による温室効果ガスの吸収や、木質バイオマスの化石燃料代替利用による排出削減の取組を促進した。

(4) 都市と山村の交流等を通じた山村への定住の促進

ア 山村振興対策等の推進

平成27(2015)年3月に改正が行われた「山村振興法」(昭和40年法律第64号)に基づいて、都道府県による山村振興基本方針と市町村による山村振興計画の作成及びこれに基づく産業の振興等に関する事業の推進を図った。

また、山村地域の産業の振興に加え住民福祉の向上にも資する林道の整備等に対して助成するとともに、都道府県が市町村に代わって整備することができる基幹的な林道を指定し、その整備に対して助成した。

さらに、山村地域の安全・安心の確保に資するため、治山施設の設置や保安林の整備に加え、地域における避難体制の整備等と連携した効果的な治山対策を推進した。

このほか、農山漁村における定住や二地域居住、都市との地域間交流に資する農山漁村の活性化に向けた取組に対して支援した。

加えて、振興山村の農林漁業者等に対し、株式会社日本政策金融公庫から長期かつ低利の振興山村・過疎地域経営改善資金の融通を行った。

イ 過疎地域対策等の推進

人口が著しく減少し、生活環境の整備等が他の地域より低位にある過疎地域及び半島地域について、都道府県が市町村に代わって整備することができる基幹的な林道を指定し、その整備に対して助成した。

また、過疎地域の農林漁業者等に対し、株式会社日本政策金融公庫から長期かつ低利の振興山村・過疎地域経営改善資金の融通を行った。

7 社会的コスト負担の理解の促進

森林の有する多面的機能の持続的発揮のための社会的コストの負担方法については、一般財源による対応のほか、国及び地方における環境問題に対する税等の活用、上下流の関係者の連携による基金の造成や分収林契約の締結、森林整備等のための国民一般からの募金、森林吸収量等のクレジット化等の様々な手法が存在することを踏まえ、地球温暖化対策にこたえつつ森林・林業の再生を図っていくことの重要性について国民の理解を得ながら、森林吸収源対策を含めた諸施策を実施するとともに、国全体としての財源確保等を検討した。

8 国民参加の森林づくりと森林の多様な利用の推進

(1) 多様な主体による森林づくり活動の促進

国民参加の森林づくりを推進するため、

- ① 全国植樹祭、全国育樹祭等の国土緑化行事、緑の少年団活動発表大会等の実施
- ② 「森林づくり」や「木づかい」に対する国民の理解を醸成するための幅広い普及啓発
- ③ NPO等による森林づくり活動及び木への親しみや木の文化への理解を深め、木材の良さや利用の意義を学ぶ「木育」の実践

に対して支援した。

(2) 森林環境教育等の充実

森林体験等の森林環境教育や里山林の再生等、森林の多様な利用を推進するため、

- ① 幅広い体験活動の機会の提供、体験活動の場に関する情報の提供、教育関係機関等との連携の強化
- ② 林業後継者等の林業体験学習等の促進
- ③ 年齢や障害の有無にかかわらず全ての利用者が森林と触れ合えるよう配慮した、国民に開かれた森林及び施設の整備の推進
- ④ 地域住民等からなる活動組織が実施する森林環境教育や研修活動に対する支援等を実施した。

9 国際的な協調及び貢献

(1) 国際協力の推進

ア 国際対話への参画等

世界における持続可能な森林経営に向けた取組を推進するため、国連森林フォーラム (UNFF)、国連食糧農業機関 (FAO) 等の国際対話に積極的に参画し、貢献するほか、関係各国、各国際機関等と連携を図りつつ、国際的な取組を推進した。とりわけ、モントリオール・プロセス^{*6}については、事務局として参加12か国間の連絡調整、総会等の開催支援

を行ったほか、他の国際的な基準・指標プロセスとの連携及び協調の促進等についても積極的に貢献した。

また、世界における持続可能な森林経営の推進に向けた課題の解決に引き続きイニシアティブを發揮していく観点から、森林・林業問題に関する幅広い関係者の参加による国際会議を開催した。

イ 開発途上国の森林保全等のための調査及び技術開発

途上国における森林の減少及び劣化の抑制や持続可能な森林経営を推進するため、REDD+の実施に当たって促進すべきセーフガードへの対応を評価及び検証する手法を検討するとともに、簡素で効率的な森林炭素モニタリング技術の開発及び人材育成、森林減少及び劣化を抑制する場合の機会費用等の分析、森林保全が経済価値を創出する事業モデルの開発、民間企業がREDD+に参入する際の技術的課題の調査等に対して支援した。

ウ 二国間における協力

開発途上国からの要請を踏まえ、独立行政法人国際協力機構 (JICA) を通じ、専門家派遣、研修員受入れや、これらと機材供与を効果的に組み合わせた技術協力プロジェクトを実施するとともに、開発途上地域の森林管理計画の策定等を内容とする開発計画調査型技術協力を実施した。

また、開発途上国からの要請を踏まえ、JICAを通じた植林案件に対する無償資金協力及び円借款による支援を検討した。

さらに、日中林業担当局庁の長による定期対話、日韓農林水産技術協力委員会及び日中農業科学技術交流グループ会議を通じた技術交流を推進した。

このほか、違法伐採及びこれに関連する貿易に関する対話等により、違法伐採対策を推進した。

エ 国際機関を通じた協力

熱帯地域における持続可能な森林経営及び違法伐採対策を推進するため、国際熱帯木材機関 (ITTO)

*6 「平成27年度森林及び林業の動向」第1部-第2章(73-74ページ)参照。

への拠出を通じ、熱帯木材生産国における法執行能力やガバナンスの向上、地域住民による持続可能な森林経営の実施等に対して支援した。

また、世界における持続可能な森林経営を推進するため、国連森林フォーラム(UNFF)への拠出を通じ、世界の各地域の森林関係機関の活動の強化に対して支援した。

さらに、我が国の民間団体等が行う中国への植林協力を推進するため、日中民間緑化協力委員会を通じた協力に対して支援した。

オ 民間組織による活動への支援

日本NGO連携無償資金協力制度^{*7}及び草の根・人間の安全保障無償資金協力制度^{*8}等により、我が国のNGOや現地NGO等が開発途上国で行う植林、森林保全の活動に対して支援した。

(2)違法伐採対策の推進

二国間、地域間、多国間協力を通じて、違法伐採及びこれに関連する貿易に関する対話、途上国における人材の育成、合法性等の証明された木材及び木材製品(合法木材)の普及等による違法伐採対策を推進した。

また、我が国においては、合法木材が木材供給事業者から一般消費者に至るまで円滑に供給されるための体制の整備、合法性証明の信頼性を向上させる取組、違法伐採対策の重要性について一般企業や消費者等の理解を得るための国際シンポジウムの開催等の取組等に加え、新たに第三者による供給状況の調査も実施し、合法木材の普及拡大を引き続き推進した。

II 林業の持続的かつ健全な発展に関する施策

1 望ましい林業構造の確立

林業の持続的かつ健全な発展を図るため、効率的かつ安定的な林業経営の育成、施業集約化の推進、低コストで効率的な作業システムによる施業の推進並びにこれらを担う人材の育成及び確保等の施策を講じた。

(1)効率的かつ安定的な林業経営の育成

生産コストの低減を図るため、意欲ある森林所有者、森林組合及び民間事業者による森林経営計画の作成、施業の集約化、路網の整備等を推進した。

このほか、「林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法」(昭和54年法律第51号)に基づく金融・税制上の措置等を講じた。

(2)施業集約化等の推進

森林経営計画に基づき面的まとまりをもって森林施業を行う者に対して、間伐等やこれと一体となった丈夫で簡易な路網の開設等に対して支援した。

また、施業の集約化の促進を図るため、森林情報の収集、森林の現況調査、境界確認、施業提案書の作成、森林所有者の合意形成の活動、既存路網の簡易な改良等に対して支援した。

さらに、3次元地図や過去の空中写真などの森林情報を活用した施業提案や森林境界の確認等をモデル的に実証した。

このほか、民有林と国有林が連携した森林共同施業団地の設定等の取組を推進した。

(3)低コストで効率的な作業システムの整備及び普及並びに定着

低コストで効率的な作業システムの確立を図るため、

- ① IT技術等を活用し、安全性と省エネルギー化に

^{*7} 日本のNGOが開発途上国・地域で実施する経済・社会開発プロジェクト及び緊急人道支援プロジェクトに対し資金協力を行う制度。
^{*8} 開発途上国の地方公共団体、教育・医療機関並びに途上国において活動している国際及びローカルNGO等が実施する比較的小規模なプロジェクトに対し、日本の在外公館が中心になって資金協力を行う制度。

優れ、急傾斜地等における効率的な作業システムに対応した林業機械の開発

- ② 低コスト造林技術等の実証によるデータの収集・整理及びその導入に向けたノウハウの提案等
- ③ リース等による高性能林業機械の導入の支援等を実施した。

また、国有林においては、現場技能者等の育成のための研修フィールドを提供した。

2 人材の育成及び確保等

(1) 現場技能者や技術者等人材の育成

ア 「緑の雇用」事業等を通じた現場技能者の育成

林業への就業に向けて、林業大学校等において必要な知識の習得等を行うなど、将来的に林業経営をも担い得る有望な人材として期待される青年に対し、就業準備資金を給付した。

また、新規就業者等に対しては、段階的かつ体系的な研修カリキュラムにより、安全作業等に必要な知識並びに技術及び技能の習得に関する研修を実施するとともに、その定着に向けた就業環境の整備に対して支援した。一定程度の経験を有する者に対しては、工程・コスト管理等のほか、関係者との合意形成、労働安全衛生管理等に必要な知識並びに技術及び技能の習得に関するキャリアアップ研修を実施した。これらの研修修了者については、統括現場管理責任者(フォレストマネージャー)等として農林水産省が備える名簿に登録することにより林業就業者のキャリア形成に対して支援した。

さらに、急傾斜地等での効率的な架線集材を実現する高度な索張り技術等のマニュアルの作成やこれらの技術を備えた技能者の育成プログラムの開発等を行うとともに、丈夫で簡易な森林作業道の作設を行う技能者の能力向上に必要な知識及び技能の習得に関する研修等を実施した。

イ 林業経営を担うべき人材の育成及び確保

効率的な経営を行う林業経営者の育成及び確保を図るため、地域のリーダー的な森林所有者で組織する林業研究グループ等が行う研修会や交流会に対して支援した。

また、林業研究グループ等が新規就業者等に対して行う地域社会への定着促進活動等に対して支援した。

さらに、林業後継者を育成し、確保するため、森林・林業関係学科の高校生等を対象にした就業体験や山村地域の小中学生等を対象にした地域の森林・林業に関する体験学習等に対して支援した。

ウ 施業集約化等を担う人材及び地域の森林経営を支援する人材の育成

森林所有者に対し森林施業を提案する人材(森林施業プランナー)の能力向上のため、集合研修、中小企業診断士等の専門家チームの派遣を行うとともに、森林施業プランナーに係る資格認定制度の普及等の取組に対して支援した。

また、市町村森林整備計画の策定等への支援を通じて、地域の森林づくりの全体像を描くとともに、森林所有者等に対し指導等を行う人材(森林総合監理士(フォレスター))の候補となる若手技術者の育成を図るため、研修の実施及び研修カリキュラムの改善を行うとともに、研修参加等に対して支援した。

さらに、技術者の育成に向けて、体系的な人材育成のあり方を検討した。

エ 女性の林業経営への参画、女性林業者のネットワーク化の促進等

女性の林業への参画や定着を促進するため、全国レベルの交流会の開催や優良活動事例等の情報提供による女性林業者や女性林業グループ等のネットワーク化に対して支援した。

(2) 雇用管理の改善

都道府県及び林業労働力確保支援センターによる林業事業体の社会保険及び退職金制度への加入状況等に応じた雇用管理改善の指導を促すとともに、林業事業体による従業員の雇用管理や処遇の改善に役立つよう作成した人事管理マニュアルの普及及び活用を推進した。

また、林業事業体に専門家を派遣し、経営者と従業員が仕事ぶりや能力を評価する共通の物差しをもち、経営者が適切に能力評価を行って処遇等に反映

するシステムの導入に対して支援した。

(3)労働安全衛生の向上

安全な伐木技術の習得など就業者の技能向上のための研修、林業事業体への安全巡回指導、振動障害及び蜂刺傷災害の予防対策、労働安全衛生マネジメントシステムの普及啓発、安全作業器具の開発及び改良等を、近年の労働災害の発生状況を踏まえつつ効果的に実施した。

また、林業事業体の自主的な安全活動を促進するため、労働安全コンサルタントの活用を推進した。

3 林業災害による損失の補填

災害によって林業の再生産が阻害されることを防止するとともに林業経営の安定を図るため、国立研究開発法人森林総合研究所が行う火災、気象災及び噴火災による森林の損害を補填する森林保険の普及に努めた。

Ⅲ 林産物の供給及び利用の確保に関する施策

1 効率的な加工・流通体制の整備

(1)国産材の安定供給体制の整備

森林組合等の林業事業体による施業の集約化、路網整備、高性能林業機械の活用による低コスト作業システムの普及等を推進した。また、民有林と国有林の関係者が広域的に連携した協議会の開催、広域的な原木の安定供給に向けて必要な施設整備等の取組を支援した。加えて、CLT等に利用するラミナ等の安定供給に向けた中小製材工場の連携等を盛り込んだ地域循環型の構想の作成等に対して支援した。

また、森林所有者と素材生産から製品の加工・流通に至るまでの関係者による協議会等を設置し、森林認証材の供給体制の構築についてのモデル的な取組に対して支援した。

(2)加工・流通体制の整備

品質及び性能の確かな製品を低コストで安定供給するため、

- ① 製品の安定供給や地域材の競争力強化に資する木材加工流通施設等に対する支援
- ② 製材業、合板製造業等を営む企業が実施する設備導入に対する利子の一部助成

等により、木材加工流通施設等の整備を推進した。

2 木材利用の拡大

(1)公共建築物等

平成22(2010)年10月1日に施行された「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律」第7条第2項第4号に規定する各省各庁の長が定める「公共建築物における木材の利用の促進のための計画」に基づいた各省各庁の木材利用の取組を進め、国自らが率先して木材利用を推進した。

また、同法第9条第1項に規定する市町村方針の作成に対して支援した。

さらに、地域で流通する木材利用の一層の拡大に

向けて、設計上の工夫や効率的な木材調達を通じた、低コストでの木造公共建築物等の整備に対して支援した。

このほか、木造公共建築物の整備に係る設計段階からの技術支援及び木造公共建築物を整備した者に対する利子助成等を実施した。

(2)住宅、土木用資材等

中高層建築物への利用が期待されるCLTについて、平成28(2016)年度の建築基準の整備に向けて強度データ等の収集や耐火部材の開発を推進するとともに、CLT等を活用した建築技術の実用化に向けた実証及び国産材CLTの生産体制の整備を推進した。

このほか、中高層建築物等への木材利用を促進するため、木材を利用した建築に携わる設計者等を育成する取組に対して支援した。

地域で流通する木材を活かして住宅を建設する「顔の見える木材での家づくり」など、工務店等と木材加工業者、素材生産者等の連携による地域材の利用拡大に向けた取組を支援した。また、木造住宅等の健康及び省エネに関するデータ取得等に対して支援した。

製品の供給に当たっては、品質管理を徹底し、乾燥材等の品質及び性能の明確な製品の安定供給を推進するとともに、JASマーク等による品質及び性能の表示を促進した。

長伐期化に伴って大径化したスギ等の利用を拡大するための技術や製材用材の利用価値を高めるための技術の開発など、地域の特性に応じた木質部材や工法の開発・普及の取組に対して支援した。

加えて、木造住宅の新築や内装・外装の木質化、木材製品等の購入に対しポイントを付与し、地域の農林水産品と交換する木材利用ポイント事業については、ポイント発行及び商品交換の申請の受付を引き続き実施し、平成28(2016)年3月末で事業を終了した。

さらに、土木分野等における木材の利用について、関係業界への働きかけやワークショップ等を通じて促進した。

(3)木質バイオマスの利用

未利用間伐材等の木質バイオマスの利用を促進するため、木質燃料製造施設、木質バイオマス発電施設、木質バイオマスボイラー等の整備を推進した。

また、木質バイオマスを利用した発電、熱供給又は熱電併給の推進のために必要な調査を行うとともに、全国各地の木質バイオマス関連施設の円滑な導入に向けた相談窓口の設置、小規模発電の取組への助言等のサポートを行う体制の確立に対して支援した。

このほか、木質バイオマスの高付加価値製品、発電効率の高い木質バイオマス発電システム等の開発及び改良や、セルロースナノファイバーの実用化に向けた取組等に対して支援した。

(4)木材等の輸出促進

地域材を利用した付加価値の高い製品の輸出を中国や韓国等に拡大していくため、

- ① 日本産材を用いた木造軸組工法モデル建築の海外における展示
- ② 日本と中国の住宅・木材製品等関係者による製品開発・普及のための検討
- ③ 輸出先国の規格及び規制への対応
- ④ 関係機関と連携した輸出先国の情報収集及び提供

等、木材輸出拡大に向けた戦略的な活動を推進した。

3 東日本大震災からの復興に向けた木材等の活用

被災者の住宅再建及び被災地域の林業・木材産業の復興を図るため、地域で流通する木材を活用した木造復興住宅の普及の取組に対して支援した。

また、復興に向け、被災地域における木質バイオマス関連施設の整備を引き続き推進した。

4 消費者等の理解の醸成

木を使うことが森林の整備や林業、山村の振興に結びつくことへの理解の醸成一層効果的かつ効率的に行い、森林整備の推進及び地域で流通する木材

等の森林資源の利用の拡大を図るため、シンポジウムの開催や展示会への出展等による「木づかい運動」の推進、森林づくり活動等と一体となった広報、イベント開催等の普及啓発活動を実施した。

特に、木の良さや価値を再発見させる木製品や建築物、木材を利用し地域の活性化につなげている取組など、木材を活用した様々な取組を幅広く表彰する「ウッドデザイン賞(新・木づかい顕彰)」の創設を支援した。

また、木への親しみや木の文化への理解を深め、木材の良さや利用の意義を学ぶ「木育」の取組を広げるため、木育を担う人材の育成や教育現場で活用できる木育プログラムの開発等を支援した。

5 林産物の輸入に関する措置

WTO交渉や、TPPをはじめとするEPA(経済連携協定)及びFTA(自由貿易協定)交渉に当たっては、世界有数の林産物の輸入国として、各国の森林の有する多面的機能の発揮を損なうことのない適正な貿易の確保や、国内の林業・木材産業への影響にも配慮して対処した。また、持続可能な森林経営、違法伐採対策、輸出入に関する規制等の情報収集、交換及び分析を行い、国際的な連携を図った。

IV 国有林野の管理及び経営に関する施策

1 公益重視の管理経営の一層の推進

国土保全等の公益的機能の高度発揮に重要な役割を果たしている国有林野の特性を踏まえるとともに、多様化する国民の要請への適切な対応、森林・林業の再生への貢献のため、森林・林業基本計画等に基づき、次の施策を着実に推進した。

その際、流域の実態を踏まえながら、民有林と国有林が一体となった地域の森林整備や林業・木材産業の振興を図るため、森林の流域管理システムの下で民有林との連携を推進した。

(1) 森林計画の策定

「国有林野の管理経営に関する法律」(昭和26年法律第246号)等に基づき、32森林計画区において、地域管理経営計画、国有林の地域別の森林計画及び国有林野施業実施計画を策定した。

(2) 健全な森林の整備の推進

国民のニーズに応えるため、個々の国有林野を重視すべき機能に応じ、山地災害防止タイプ、自然維持タイプ、森林空間利用タイプ、快適環境形成タイプ及び水源涵養タイプに区分し、これらの機能類型区分ごとの管理経営の考え方に即して適切な森林の整備を推進した。その際、地球温暖化防止や生物多様性の保全に貢献するほか、地域経済や山村社会の持続的な発展に寄与するよう努めた。具体的には、人工林の多くが未だ間伐が必要な育成段階にある一方、伐採適期を迎えた高齢級の人工林が年々増加しつつあることを踏まえ、間伐を推進するとともに、育成複層林へ導くための施業、長伐期施業及び小面積かつモザイク的配置に留意した施業を推進した。なお、再造林に当たっては、効率的・効果的な手法の導入に努めた。

また、林道及び主として林業機械が走行する森林作業道が、それぞれの役割等に応じて適切に組み合わせられた路網の整備を推進するとともに、「公益的機能維持増進協定制度」を活用した民有林との一体

的な整備及び保全の取組を推進した。

(3) 森林の適切な保全管理の推進

国有林においては、公益重視の管理経営を一層推進し、保安林等の保全・管理、国有林の地域別の森林計画の樹立、森林・林業に関する知識の普及及び技術指導等を行った。

生物多様性の保全の観点から、原生的な森林生態系や希少な野生生物が生育し、又は生息する森林については、厳格な保全・管理を行う「保護林」や野生生物の移動経路となる「緑の回廊」に設定し、モニタリング調査等を通じた適切な保全・管理を推進した。溪流等と一体となった森林については、その連続性を確保することにより、よりきめ細やかな森林生態系ネットワークの形成に努めた。その他の森林については、適切な間伐の実施等、多様で健全な森林の整備及び保全を推進した。

また、野生生物や森林生態系等の状況を的確に把握し、必要に応じて植生の回復等の措置を講じた。

さらに、世界自然遺産の「知床」^{しれとこ}、「白神山地」^{しらかみ}、「小笠原諸島」^{おがさわら}及び「屋久島」^{やくしま}並びに世界自然遺産の国内候補地である「奄美大島」^{あまみおおしま}、「徳之島」^{とくのしま}、「沖縄島北部及び西表島」^{いりおてしま}における森林の保全対策を推進するとともに、「富士山－信仰の対象と芸術の源泉」等の世界文化遺産登録地やその候補地及びこれらの緩衝地帯内に所在する国有林野について、森林景観等に配慮した管理経営を行った。

また、森林における野生鳥獣被害防止のため新技術の導入及び実証等を実施するほか、地域住民等多様な主体との連携により野生鳥獣と住民の棲み分け又は共存に向けた地域づくり、自然再生の推進、国有林野内に生育し、又は生息する国内希少野生動物種の保護を図る事業等を実施した。

二酸化炭素の吸収源として算入される天然生林の適切な保護及び保全を図るため、グリーン・サポート・スタッフ(森林保護員)による巡視や入林者へのマナーの啓発を行うなど、きめ細やかな森林の保全・管理活動を実施した。

(4) 国有林野内の治山事業の推進

国有林野内の治山事業においては、近年頻発する

集中豪雨や地震等による大規模災害の発生のおそれが高まっていることを踏まえ、山地災害による被害を防止し、軽減する事前防災・減災の考え方に立ち、民有林における国土保全施策との一層の連携により、効果的かつ効率的な治山対策を推進し、地域の安全と安心の確保を図った。

具体的には、荒廃山地の復旧等と荒廃森林の整備の一体的な実施、治山施設の機能強化を含む長寿命化対策やコスト縮減対策、海岸防災林の整備・保全対策等を推進した。また、流木災害の防止対策等における他の国土保全に関する施策と連携した取組、国有林と民有林を通じた計画的な事業の実施、積極的な木材利用及び生物多様性の保全に資する治山対策等を推進した。

(5) 林産物の供給

適切な施業の結果得られる木材について、持続的かつ計画的な供給に努めるとともに、その推進に当たっては、未利用間伐材等の木質バイオマス利用等の新規需要の開拓に向け、安定供給システム販売等による国有林材の戦略的な供給に努めた。その際、林産物の供給に当たっては、間伐材の利用促進を図るため、列状間伐や路網と高性能林業機械の組合せ等による低コストで効率的な作業システムの定着に向けて取り組んだ。また、国産材の安定供給体制の構築に資するため、民有林材を需要先へ直送する取組の普及及び拡大等国産材の流通合理化を図る取組に対して支援した。

さらに、国産材の2割を供給している国有林の特性を活かし、地域の木材需要が急激に増減した場合に、需要に見合った供給を行うため、地域の需給動向及び関係者の意見等を迅速かつ的確に把握する取組を推進した。

(6) 国有林野の活用

国有林野の所在する地域の社会経済状況、住民の意向等を考慮して、地域における産業の振興及び住民の福祉の向上に資するよう、貸付け、売払い等による国有林野の活用を積極的に推進した。

その際、国土の保全や生物多様性の保全等に配慮しつつ、再生可能エネルギー源を利用した発電に資

する国有林野の活用にも努めた。

さらに、「レクリエーションの森」について、民間活力を活かしつつ、利用者のニーズに対応した施設の整備、自然観察会等の実施、レクリエーションの場の提供等を行うなど、その活用を推進した。

2 森林・林業再生に向けた国有林の貢献

国有林野事業の組織、技術力及び資源を活用し、

- ① 低コストで効率的な作業システムの民有林における普及及び定着
- ② 林業事業者の育成
- ③ 森林共同施業団地の設定による民有林と連携した施業
- ④ 市町村を技術面で支援する人材等の育成
- ⑤ 先駆的な技術等の事業レベルでの試行等を通じた民有林経営に対する支援
- ⑥ 花粉症対策苗やコンテナ苗等の生産拡大に向けた苗木の需要見通しの提示
- ⑦ カラマツ種子の安定供給に向けた旧採種園の再整備等に取り組んだ。

3 国民の森林としての管理経営

国有林野の管理経営の透明性の確保を図るため、情報の開示や広報の充実を進めるとともに、森林計画の策定等の機会を通じて国民の要請の的確な把握とそれを反映した管理経営の推進に努めた。

体験活動及び学習活動の場としての「遊々の森」の設定及び活用を図るとともに、農山漁村における体験活動と連携し、森林・林業に関する体験学習のためのフィールドの整備及びプログラムの作成を実施するなど、学校、NPO、企業等の多様な主体と連携して森林環境教育を推進した。

また、NPO等による森林づくり活動の場としての「ふれあいの森」、伝統文化の継承等に貢献する「木の文化を支える森」、企業等の社会貢献活動の場としての「法人の森林」など国民参加の森林づくりを推進した。

V 団体の再編整備に関する施策

森林組合等による施業の集約化活動に対する支援を行いながら、施業集約化、合意形成及び森林経営計画の作成を最優先の業務として取り組むよう指導するとともに、国、地方公共団体等からの事業委託が組合員のために行う森林整備等を妨げないよう指導を行った。

また、森林組合の合併等による経営基盤の強化並びに内部統制機能の確保及び法令等遵守(コンプライアンス)意識の徹底による業務執行体制の安定強化に向けた指導を実施した。さらに、組合員に対する森林組合の経営の透明性を確保するため、森林組合の決算書類等の様式等に従って経営内容が整理、情報開示されるよう指導したほか、森林組合系統の適正な組織運営及び業務運営を確保するための検査を引き続き実施した。

加えて、東日本大震災により被災した森林組合等に対する利子助成を引き続き実施した。

平成 28 年度
森林及び林業施策

第190回国会（常会）提出

概説	1
1 施策の背景(基本的認識)	1
2 財政措置	1
3 税制上の措置	2
4 金融措置	3
5 政策評価	3
I 森林の有する多面的機能の発揮に関する施策	4
1 面的まとまりをもった森林経営の確立	4
2 多様で健全な森林への誘導	4
3 地球温暖化防止策及び適応策の推進	5
4 東日本大震災等の災害からの復旧、国土の保全等の推進	6
5 森林・林業の再生に向けた研究・技術の開発及び普及	7
6 森林を支える山村の振興	8
7 社会的コスト負担の理解の促進	9
8 国民参加の森林づくりと森林の多様な利用の推進	9
9 国際的な協調及び貢献	10
II 林業の持続的かつ健全な発展に関する施策	11
1 望ましい林業構造の確立	11
2 人材の育成及び確保等	12
3 林業災害による損失の補填	13
III 林産物の供給及び利用の確保に関する施策	13
1 効率的な加工・流通体制の整備	13
2 木材利用の拡大	13
3 東日本大震災からの復興に向けた木材等の活用	14
4 消費者等の理解の醸成	14
5 林産物の輸入に関する措置	15
IV 国有林野の管理及び経営に関する施策	15
1 公益重視の管理経営の一層の推進	15
2 森林・林業再生に向けた国有林の貢献	17
3 国民の森林としての管理経営	17
V 団体の再編整備に関する施策	18

概説

1 施策の背景（基本的認識）

森林は、国土の保全、水源の涵養^{かん}、地球温暖化防止等の多面的機能の発揮を通じて、国民が安全で安心して暮らせる社会の実現に大きな役割を果たしている。また、森林は、我が国が有する貴重な再生可能資源であり、木材等の林産物の供給源として地域の経済活動とも深く結びついている。こうした森林の恩恵を国民が将来にわたって永続的に享受するには、これを適正に整備し、及び保全することが重要である。

また、林業は、森林生態系の生産力に基礎をおき、適切な生産活動を通じて、森林の有する多面的機能の発揮や山村地域における雇用創出に大きな役割を果たしており、その持続的かつ健全な発展を図る必要がある。

さらに、低炭素社会の実現が世界的な課題となる中、京都議定書目標達成計画（平成20（2008）年3月閣議決定）に基づき取り組んできた森林吸収源対策については、森林吸収量の確保のため、平成27（2015）年11月から12月にかけて開催された「気候変動枠組条約第21回締約国会議（COP21）」において新たな枠組みとして採択された「パリ協定」を踏まえ、間伐をはじめとした適切な森林整備の実施など森林による二酸化炭素の吸収作用の保全・強化に、気候変動枠組条約の締約国として、引き続き取り組むことが重要である。

一方、平成23（2011）年3月の東日本大震災により、森林・林業関係でも、海岸防災林等への甚大かつ広域な被害や原子力災害が発生した。東日本大震災からの復旧・復興については、平成28（2016）年度からの5年間で「復興・創生期間」と位置づけられたところであり、一刻も早い復旧・復興に向けて、復旧・復興事業の着実な推進に取り組むことが重要となっている。

また、頻発する集中豪雨等により毎年各地で山地災害が発生しており、山地防災力の強化に向けた対策が重要となっている。

このような中、「森林・林業基本計画」（平成23（2011）年7月閣議決定）、「日本再興戦略」改訂2015」（平成27（2015）年6月閣議決定）、「まち・ひと・しごと創生総合戦略（2015改訂版）」（平成27（2015）年12月閣議決定）、「農林水産業・地域の活力創造プラン」（平成26（2014）年6月改訂（農林水産業・地域の活力創造本部決定））及び「総合的なTPP関連政策大綱」（平成27（2015）年11月TPP総合対策本部決定）等を踏まえ、林業の成長産業化の実現等に向け、CLT（直交集成板）等の新たな製品及び技術の開発及び普及のスピードアップや公共建築物等の木造化、木質バイオマスの利用促進等による新たな木材需要の創出、林産物輸出等需要フロンティアの開拓、需要者ニーズに対応した国産材の安定供給体制の構築、合板及び製材の国際競争力の強化、適切な森林の整備及び保全等を通じた緑の国土強靱化^{しん}、地球温暖化防止など森林の多面的機能の維持及び向上等に取り組む必要がある。

2 財政措置

（1）財政措置

平成28（2016）年度林野庁関係予算においては、一般会計に非公共事業約1,033億円、公共事業約1,900億円を計上する。特に、「農林水産業・地域の活力創造プラン」に沿って、新たな木材需要の創出、国産材の安定的・効率的な供給体制の構築等により、林業の成長産業化の実現を図るとともに、森林・林業の多面的機能の維持及び向上のため、

- ① 「次世代林業基盤づくり交付金」による、間伐・路網整備やCLT等を製造する木材加工流通施設、木質バイオマス関連施設、苗木生産施設等の整備など地域の実情に応じた川上から川下までの総合的な支援
- ② 施業集約化に向けた、森林所有者・森林境界の明確化の取組や、航空レーザ計測で取得した森林情報のICT活用による共有等の支援
- ③ 「新たな木材需要創出総合プロジェクト」による、CLT等の新たな製品・技術の開発・普及や地域材の利用拡大等の支援、違法伐採対策の推進や合法木材の普及促進

直近3か年の林業関係予算の推移

(単位：億円、%)

区 分	平成26(2014)年度	平成27(2015)年度	平成28(2016)年度
公共事業費	1,913 (100.9)	1,918 (100.3)	1,900 (99.0)
非公共事業費	1,003 (100.0)	985 (98.2)	1,033 (104.9)
国有林野事業債務管理特別会計	3,154 (103.6)	3,226 (102.3)	3,307 (102.5)
森林保険特別会計	42 (100.0)	—	—
東日本大震災復興特別会計			
(公共事業)	577 (147.7)	434 (75.3)	304 (69.9)
(非公共事業)	107 (179.5)	69 (64.1)	63 (91.0)

注：当初予算額であり、()は前年度比率。上記のほか、農山漁村地域整備交付金、地域再生基盤強化交付金がある。

- ④ 「森林・林業人材育成対策」による、林業への就業前の青年に対する給付金の給付や、「緑の雇用」事業の拡充等による、新規就業者の確保・育成等の支援
- ⑤ 「シカによる森林被害緊急対策事業」による、国と自治体の広域的な連携の下でのシカの計画的な捕獲・防除等の支援
- ⑥ 花粉の少ない品種等を対象とした採種園等の造成・改良、コンテナ苗の生産技術研修等の支援や花粉症対策苗木への植替えの促進
- ⑦ 豊富な森林資源の循環利用や地球温暖化防止等を図るための森林整備事業、集中豪雨等に対する山地災害等の防止・軽減を図るための治山事業等の推進
- 等の施策を重点的に講ずる。

また、東日本大震災復興特別会計に非公共事業約63億円、公共事業約304億円を盛り込む。

(2)森林・山村に係る地方財政措置

「森林・山村対策」及び「国土保全対策」等を引き続き実施し、地方公共団体の取組を促進する。

「森林・山村対策」としては、

- ① 公有林等における間伐等の促進
- ② 国が実施する「森林整備地域活動支援交付金」と連携した施業の集約化に必要な活動
- ③ 国が実施する「緑の雇用」現場技能者育成対策事業等と連携した林業の担い手育成及び確保に必要な研修
- ④ 民有林における長伐期化及び複層林化と林業公

社がこれを行う場合の経営の安定化の推進

- ⑤ 地域で流通する木材利用のための普及啓発及び木質バイオマスエネルギー利用促進対策
 - ⑥ 市町村の森林所有者情報の整備
- 等に要する経費等に対して、引き続き地方交付税措置を講ずる。

「国土保全対策」としては、ソフト事業として、U・Iターン受入対策、森林管理対策等に必要な経費に対する普通交付税措置、上流域の水源維持等のための事業に必要な経費を下流域の団体が負担した場合の特別交付税措置を講ずる。また、公の施設として保全及び活用を図る森林の取得及び施設の整備、農山村の景観保全施設の整備等に要する経費を地方債の対象とする。

また、上記のほか、森林吸収源対策等の推進を図るため、林地台帳の整備、森林所有者の確定など森林整備の実施に必要な地域の主体的な取組に要する経費について、地方交付税措置を講ずる。

3 税制上の措置

林業に関する税制について、平成28(2016)年度税制改正において、

- ① エネルギー環境負荷低減推進設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額等の特別控除について、対象設備に木質バイオマス発電設備等を追加する等の見直しを行った上で、適用期限を2年間延長すること(所得税、法人税)
- ② 森林組合の合併に係る課税の特例の適用期限を

3年間延長すること(法人税)等の措置を講ずる。

その貸付枠は、5億円とする。

4 金融措置

(1)株式会社日本政策金融公庫資金制度

株式会社日本政策金融公庫資金の林業関係資金については、造林等に必要の長期低利資金について、貸付計画額を152億円とする。沖縄県については、沖縄振興開発金融公庫の農林漁業関係貸付計画額を60億円とする。

森林の取得や木材の加工及び流通施設等の整備を行う林業者等に対する利子助成を実施する。

東日本大震災により被災した林業者等に対する利子助成を実施するとともに、無担保・無保証人貸付けを実施する。

(2)林業・木材産業改善資金制度

経営改善等を行う林業者・木材産業事業者に対し、都道府県から無利子資金である林業・木材産業改善資金の融通を行う。

その貸付枠は、100億円とする。

(3)木材産業等高度化推進資金制度

木材の生産又は流通の合理化を推進するために必要な資金等を低利で融通する。

その貸付枠は、600億円とする。

(4)独立行政法人農林漁業信用基金による債務保証制度

林業経営の改善等に必要の資金の融通を円滑にするため、独立行政法人農林漁業信用基金による債務保証の活用を促進する。

東日本大震災により被災した林業者・木材産業者に対する保証料等の助成を実施する。

(5)林業就業促進資金制度

新たに林業に就業しようとする者の円滑な就業を促進するため、新規就業者や認定事業主に対する研修受講や就業準備に必要な資金の林業労働力確保支援センターによる貸付制度を通じた支援を行う。

5 政策評価

効果的かつ効率的な行政の推進、行政の説明責任の徹底を図る観点から、「行政機関が行う政策の評価に関する法律」(平成13年法律第86号)に基づき、「農林水産省政策評価基本計画」(5年間計画)及び毎年度定める「農林水産省政策評価実施計画」により、事前評価(政策を決定する前に行う政策評価)や事後評価(政策を決定した後に行う政策評価)を推進する。

I 森林の有する多面的機能の発揮に関する施策

1 面的まとまりをもった森林経営の確立

(1) 実効性の高い森林計画制度の普及及び定着

地域の森林整備のマスタープランとして、地域に最も密着した行政主体である市町村が策定する市町村森林整備計画について、国及び都道府県が例示する森林の機能等を参考に、森林・林業関係者をはじめとする国民の理解と協力を得ながら、市町村が主体的かつ柔軟に、発揮を期待する機能ごとの区域とその施策方法を決定するとともに、これらの区域や路網計画等の図示化が進むよう、都道府県に対する助言等を行う。

(2) 適切な森林施業の確保

適切な伐採及び更新の確保を推進するため、伐採及び伐採後の造林の届出制度の適正な運用を図る。

適正な間伐又は保育が実施されていない森林に対しては、行政の裁定による施業の代行を行う要間伐森林制度の適正な運用等を図る。

また、伐採に係る手続が適正になされた木材の証明等の普及を図る。

(3) 路網整備の推進

傾斜区分別の作業システムに応じた目指すべき路網整備の水準を目安として、地域の実情を踏まえ、林道や森林作業道がそれぞれの役割等に応じて適切に組み合わせられた路網の整備を推進する。

また、林業専用道等の機能強化のため、局部構造の改良等を推進するほか、既設林道の長寿命化を図るため、トンネルや橋梁等の計画的・定期的な点検診断・補強等を推進する。

(4) 森林関連情報収集・提供の推進

持続的な森林経営の推進及び地域森林計画等の樹立に資するため、民有林と国有林を通じ、森林土壌や生物多様性等の森林経営の基準・指標に係るデータを継続的に把握するための森林資源のモニタリングを引き続き実施するとともに、データの公表及び

活用を進める。

森林簿情報について、施業履歴等の明確化や精度向上を図り、都道府県と市町村等との間での共有化を進めるとともに、森林施業の集約化を図るため、森林経営計画の作成等に必要な森林情報が、個人情報保護に関する法令等に則しつつ、森林組合等の林業事業体に提供されるよう、都道府県に対する助言等を行う。

また、森林所有者情報や境界情報については、新たに森林の土地の所有者となった場合の市町村長への届出制度の適正な運用を図るとともに、登記簿、地籍調査等の情報について、地方公共団体など行政機関の間や内部での共有を推進し、データベース化を進める。

2 多様で健全な森林への誘導

(1) 多様な森林への誘導と森林における生物多様性の保全

健全な森林の育成のための間伐はもとより、長伐期林、育成複層林、針広混交林、広葉樹林等多様で健全な森林への誘導に向けた効率的な整備を推進する。

具体的には、一定の広がりにおいて様々な生育段階や樹種から構成される森林がモザイク状に配置されている状態を目指し、立地条件等を踏まえつつ、育成複層林への移行や長伐期化等による多様な森林整備を推進する。さらに、これらの推進に向けた効率的な施業技術の普及やコンセンサスの醸成等を図る。

加えて、原生的な森林生態系、希少な生物の生育地又は生息地、溪畔林など水辺森林の保全及び管理等を進め、森林における生物多様性の保全と持続可能な利用の調和を図る。

(2) 多様な森林整備に資する優良種苗の確保

主伐後の再造林を確実に実施するとともに、花粉発生源対策や地球温暖化防止等の社会的なニーズに対応した優良種苗の安定供給を図るため、種穂の生産拡大に対して支援するほか、新たな品種の開発に取り組む。

また、これらの優良種苗の生産拡大に向けて、コンテナ苗を低価格で大量に供給するための生産施設

等の整備、コンテナ苗生産の技術研修等の取組に対して支援する。

(3) 公的な関与による森林整備の推進

急傾斜地など立地条件が悪く、自助努力によっては適切な整備が図られない森林等について、公益的機能の発揮を確保するため、針広混交林の造成等を行う水源林造成事業等を実施するとともに、地方公共団体が森林所有者と締結する協定に基づき行う森林の整備等や、鳥獣被害対策を支援する。

また、荒廃した保安林等について、治山事業による整備を実施する。

(4) 花粉発生源対策の推進

ア 少花粉スギ等の花粉症対策苗木の生産体制の整備

少花粉スギ等の苗木生産量の増大を図るため、採種園等の整備、コンテナ苗を低コストで大量に供給するための生産施設等の整備、人工交配による種子の生産拡大のための取組、コンテナ苗の利用拡大のための協議会の設置や技術研修等の取組を支援しつつ、無花粉スギ品種等の開発に取り組むとともに、コンテナ苗の需要拡大に取り組む。

イ 花粉の少ない森林への転換等の推進

森林所有者に対する花粉症対策苗木への植替えの働きかけを支援するとともに、花粉発生源となっているスギ人工林等の伐倒とコンテナを用いて生産された花粉症対策苗木への植替え、広葉樹の導入による針広混交林への誘導等を推進する。また、花粉飛散量予測のためのスギ雄花着生状況調査や、ヒノキ雄花の観測技術の開発等を推進する。

3 地球温暖化防止策及び適応策の推進

(1) 地球温暖化防止策の推進

平成32(2020)年度及び平成42(2030)年度に

おける我が国の温室効果ガス削減目標の達成に向け、京都議定書第2約束期間(平成25(2013)年から平成32(2020)年)における森林経営による吸収量の国際的算入上限である1990年総排出量比3.5%を確保できるよう、森林・林業基本計画や「森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法」(平成20年法律第32号)等に基づき、年平均52万haの間伐等の森林の適正な整備や保安林等の適切な管理及び保全、成長に優れた種苗の確保に向けた生産体制の構築、「国民参加の森林づくり」、木材及び木質バイオマスの利用拡大、「木づかい運動」等の森林吸収源対策を推進する。

(2) 吸収量の確保及び検証体制の強化

京都議定書第1約束期間(平成20(2008)年から平成24(2012)年)に引き続き、平成25(2013)年以降においても森林吸収量を算定し、報告する義務があるため、土地利用変化量や伐採木材製品(HWP)の炭素蓄積変化量の把握等必要な基礎データの収集及び分析を行う。あわせて、条約事務局による国際審査等に備え、技術的課題の分析及び検討を行う。

(3) 地球温暖化の影響に対する適応策の推進

平成27(2015)年8月に策定された「農林水産省気候変動適応計画」及び同11月に閣議決定された「気候変動の影響への適応計画」に基づき、地球温暖化との関連性が指摘されている集中豪雨等に起因する山地災害への対応、将来影響について知見の少ない人工林等における影響把握等の研究・技術開発等を推進する。

(4) 地球温暖化問題への国際的な対応

気候変動に関する国際的な枠組みづくりに積極的に参画し、貢献するとともに、二国間クレジット制度(JCM)*¹におけるREDD+*²の実施ルールを検

*1 途上国において優れた低炭素技術の普及や緩和活動を実施し、途上国の持続可能な開発に貢献するとともに、温室効果ガス排出削減・吸収への日本の貢献を定量的に評価し、日本の削減目標の達成に活用する制度。

*2 途上国の森林減少及び劣化に由来する温室効果ガスの排出の削減(REDD: Reducing Emissions from Deforestation and forest Degradation in developing countries)に、森林炭素蓄積の保全、持続可能な森林経営及び森林炭素蓄積の強化を加えたもの。

討する。また、途上国の森林劣化の防止に資する技術開発及び人材育成、森林減少及び劣化を抑制する場合の機会費用等の分析、森林保全が経済価値を創出する事業モデルの開発、民間企業等のREDD+への参入促進等に対して支援する。

4 東日本大震災等の災害からの復旧、国土の保全等の推進

(1) 被災した海岸防災林の復旧及び再生

潮害の防備、飛砂・風害の防備等の災害防止機能を有し、地域の生活環境の保全に重要な役割を果たしている海岸防災林について、被災箇所ごとの地形条件及び地域の合意形成の状況等を踏まえながら、津波に対する減災機能も考慮した復旧及び再生を推進する。

なお、生育基盤の造成等に当たっては、災害廃棄物由来の再生資材を活用することにより災害廃棄物処理の促進に貢献するとともに、NPO等の民間団体とも連携しつつ植栽等を推進する。

(2) 災害からの復旧の推進

東日本大震災や平成27(2015)年の集中豪雨等により被災した治山施設について、治山施設災害復旧事業^{*3}により復旧を図るとともに、集中豪雨等により新たに崩壊地等が発生した場合には、緊急を要する箇所について、災害関連緊急治山事業等により早期の復旧整備を図る。

また、林道施設、山村環境施設及び森林に被害が発生した場合は、林道施設災害復旧事業^{*4}、災害関連山村環境施設復旧事業及び森林災害復旧事業(激甚災害に指定された場合)^{*5}により、早期復旧を図る。

さらに、大規模災害発生時には、被害箇所の調査を実施するとともに、山地災害が確認された場合には、災害復旧についての助言を行う専門家の派遣等、

森林管理局等による都道府県に対する支援を引き続き迅速かつ円滑に実施する。

(3) 保安林の適切な指定・管理の推進

水源の涵養^{かん}、土砂流出の防備等の公益的機能の発揮が特に要請される森林について保安林に指定するなど、保安林の配備を計画的に推進するとともに、衛星デジタル画像等を活用した保安林の現況等に関する総合的な情報管理や巡視及び指導の徹底等により、保安林の適切な管理の推進を図るほか、伐採、転用規制等の適切な運用を図る。

(4) 地域の安全・安心の確保のための効果的な治山事業の推進

近年、頻発する集中豪雨や地震等による大規模災害の発生のおそれが高まっていることを踏まえ、山地災害による被害を未然に防止し、軽減する事前防災・減災の考え方に立ち、地域の安全・安心を確保するため、効果的かつ効率的な治山対策を推進する。具体的には、山地災害の発生する危険性の高い地区のよりの確な把握に向け、山地災害危険地区の再調査を推進する。また、山地災害を防止し、地域の安全性の向上を図るための治山施設の設置等のハード対策や、地域におけるソフト対策と連携して、山地災害危険地区を地図情報として住民に提供する等の取組を総合的に推進する。さらに、重要な水源地や集落の水源地となっている保安林等において、浸透能力及び保水能力の高い森林土壌を有する森林の維持及び造成を推進する。

特に、平成27(2015)年の台風第18号や前線等に伴う集中豪雨等により発生した山地災害の復旧整備を推進するとともに、荒廃山地の復旧等と荒廃森林の整備の一体的な実施、治山施設の機能強化を含む長寿命化対策やコスト縮減対策、海岸防災林の整備・保全対策等を推進する。

また、流木災害の防止対策等における他の国土保

*3 「公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法」(昭和26年法律第97号)に基づき被災した林地荒廃防止施設及び地すべり防止施設を復旧する事業。

*4 「農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律」(昭和25年法律第169号)に基づき被災した林道施設を復旧する事業。

*5 「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」(昭和37年法律第150号)に基づき被災した森林を復旧する事業。

全に関する施策と連携した取組、工事の実施に当たっての木材の積極的な利用、生物多様性の保全等に資する治山対策を推進する。

(5) 松くい虫等の病害虫防除対策等の総合的かつ効率的実施

マツ材線虫病による松くい虫被害対策については、保全すべき松林において、被害のまん延防止のための薬剤散布、被害木の伐倒駆除や健全な松林を維持するための衛生伐^{*6}を実施するとともに、その周辺の松林において、広葉樹林等への樹種転換を推進する。また、抵抗性マツ品種の開発及び普及を促進する。

カシノナガキクイムシが媒介するナラ菌による「ナラ枯れ」被害対策については、予防や駆除を積極的に推進する。林野火災の予防については、全国山火事予防運動等の普及活動や予防体制の強化等を図る。

さらに、各種森林被害の把握及び防止のため、森林保全推進員を養成するなどの森林保全管理対策を地域との連携により推進する。

(6) 野生鳥獣の生息動向に応じた効果的な森林被害対策の推進

「鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律」（平成19年法律第134号）を踏まえ、関係府省等による鳥獣保護管理施策との一層の連携強化を図りつつ、野生鳥獣による被害及びその生息状況を踏まえた効果的な森林被害対策を推進するとともに、シカの広域的な捕獲をモデル的に実施するなど地域の実情に応じた各般の被害対策を促進するための支援措置等を行う。

また、地域の実情に応じて、野生鳥獣の生息環境となる針広混交の育成複層林や天然生林に誘導するなど、野生鳥獣との共存に配慮した対策を適切に推進する。

5 森林・林業の再生に向けた研究・技術の開発及び普及

(1) 研究・技術開発等の効率的かつ効果的な推進

森林・林業・木材産業分野の研究・技術開発戦略等を踏まえ、国及び国立研究開発法人森林総合研究所が都道府県の試験研究機関、大学、学術団体、民間企業等との産学官連携の強化を図りつつ、研究・技術開発を効率的かつ効果的に推進する。

ア 試験研究の効率的推進

国立研究開発法人森林総合研究所において、「森林・林業基本計画」や「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律」（平成22年法律第36号）等に基づく森林・林業施策について、その優先事項を踏まえ、

- ① 森林の多面的機能の高度発揮に向けた森林管理技術の開発
- ② 国産材の安定供給に向けた持続的林業システムの開発
- ③ 木材及び木質資源の利用技術の開発
- ④ 森林生物の利用技術の高度化と林木育種による多様な品種開発及び育種基盤技術の強化等を推進する。

また、効率的な研究及びその成果の活用を図るため、国立研究開発法人森林総合研究所が主導的な役割を担いつつ、都道府県の試験研究機関等と連携して試験研究を推進する。

イ 森林・林業・木材利用に関する技術の開発

林業の収益性の向上や木材需要に対応した原木の安定供給等を着実に推進するため、

- ① 素材や木質バイオマスの生産を効率化する林業機械の開発・改良
- ② 低コスト造林技術等の実証によるデータの収集・整理及びその導入に向けたノウハウの提案等を実施する。

また、林地残材や未利用間伐材等を活用するため、これらを原料とする、セルロースナノファイバー等

*6 被害木を含む不用木及び不良木の除去及び処理。

の付加価値の高い製品や熱効率の高い固形燃料の製造・利用技術の開発等、新たな木質バイオマスの加工・利用システムの技術開発等を推進する。

(2)放射性物質による影響の調査とそれに対応した技術開発等

東京電力福島第一原子力発電所事故により、放射性物質に汚染された森林について、汚染実態を把握するため、樹冠部から土壤中まで階層ごとに分布している放射性物質の挙動に係る調査及び解析を行う。

また、汚染された森林における除染等の放射性物質対策に係る技術の早期確立を目指し、森林施業等による放射性物質の拡散防止・低減等技術の検証及び開発や、県及び市町村との連携による必要なデータの蓄積等、地域の除染等の放射性物質対策に向けた取組を推進する。加えて、避難指示解除準備区域等において、伐採木の林内活用を通じた拡散抑制策など、指示解除後における林業の円滑な再開に向けた知見を整理するための森林施業等の実証を実施する。

さらに、消費者に安全な木材製品を供給するため、木材製品、作業環境等に係る放射性物質の調査及び分析、放射性物質を効率的に除去し、低減する技術の検証及び開発並びに安全証明体制の構築に対して支援する。

加えて、放射性物質が付着したことにより利用できず、製材工場等に滞留している樹皮(バーク)の処理費用等に対して支援する。

このほか、被災地における森林整備を円滑に進めるため、伐採に伴い発生する副産物の減容化や、木質バイオマスの利用の推進、ほだ木等の原木林の再生等に向けた実証的な取組を進める。

(3)効率的かつ効果的な普及指導の推進

国と都道府県が協同した林業普及指導事業を実施するとともに、都道府県間の均衡のとれた普及指導水準を確保するための林業普及指導員の資格試験や研修を行うほか、林業普及指導員の普及活動に必要な機材の整備等の経費について林業普及指導事業交付金を交付する。

また、地域全体の森林づくりや林業の再生に向けた構想及びその実現に向けた活動の展開を図るため、林業普及指導事業等を通じ、地域の指導的林業者、施業等の集約化に取り組む林業事業者、市町村等を対象とした重点的な普及活動を効率的かつ効果的に推進する。

さらに、林業研究グループに対する支援のほか、各人材の育成段階や専門分野に応じた研修を実施することにより、林政の重要な課題に対応するための人材の育成を図る。

6 森林を支える山村の振興

(1)地域特産物の振興等による山村の就業機会の増大

きのこ生産に必要な資材の安定供給を図るとともに、新たな需要の創出を通じた特用林産物の消費拡大を図るため、

- ① コーディネーターによる需給情報の提供を通じたきのこ原木等の安定供給体制の構築
- ② 新たな需要の創出に向け、新規用途開拓など品目別の課題の解決に向けた取組

に対して支援する。

また、原木しいたけの需要や価格の回復基調を定着させるため、生産性や品質向上に向けた取組に対して支援する。

さらに、東日本大震災の被災地等において、その復興や食料供給の場の形成及び特用林産施設の効率化を推進するため、生産、加工及び流通施設の整備や被災生産者等のきのこ等の生産再開に必要な生産資材の導入に対して支援する。

(2)放射性物質の影響に対応した安全な特用林産物の供給確保

安全な特用林産物の供給と生産の継続のため、安全な山菜、きのこ等の栽培方法や利用方法の検討等及び放射性物質による汚染を低減させ産地を再生させるための技術の検証に対して支援するとともに、放射性物質による被害を防除するためのほだ木の洗浄機械や簡易ハウス等の整備に対して支援する。

また、都道府県が行う放射性物質の検査を支援す

るため、国においても必要な検査を実施する。

(3) 里山林など山村固有の未利用資源の活用

ア 里山資源の継続的かつ多様な利用

里山林など山村固有の未利用資源を活用し、山村の活性化を図るため、

- ① 未利用間伐材等の利用を促進するための木質バイオマス利活用施設整備等に対する支援
- ② 地域住民等からなる活動組織が実施する里山林の景観の保全及び整備、侵入竹の伐採及び除去、広葉樹をしいたけ原木等として利用するための伐採活動等に対する支援
- ③ 山村の地域資源の発掘・活用を通じた所得・雇用の増大を図る取組に対する支援

を実施する。

イ 森林分野でのクレジット化の取組の推進

平成25(2013)年度に開始されたJ-クレジット制度を通じ、森林整備による温室効果ガスの吸収や、木質バイオマスの化石燃料代替利用による排出削減の取組を促進する。

(4) 都市と山村の交流等を通じた山村への定住の促進

ア 山村振興対策等の推進

「山村振興法」(昭和40年法律第64号)に基づいて、都道府県による山村振興基本方針と市町村による山村振興計画に基づく産業の振興等に関する事業の推進を図る。

また、山村地域の産業の振興に加え住民福祉の向上にも資する林道の整備等に対して助成するとともに、都道府県が市町村に代わって整備することができる基幹的な林道を指定し、その整備に対して助成する。

さらに、山村地域の安全・安心の確保に資するため、治山施設の設置や保安林の整備に加え、地域における避難体制の整備等と連携した効果的な治山対策を推進する。

このほか、農山漁村における定住や二地域居住、都市との地域間交流に資する農山漁村の活性化に向けた取組に対して支援する。

加えて、振興山村の農林漁業者等に対し、株式会社日本政策金融公庫から長期かつ低利の振興山村・過疎地域経営改善資金の融通を行う。

イ 過疎地域対策等の推進

人口が著しく減少し、生活環境の整備等が他の地域より低位にある過疎地域及び半島地域について、都道府県が市町村に代わって整備することができる基幹的な林道を指定し、その整備に対して助成する。また、基幹的な林道について、利用区域内森林面積の要件を引き下げるなど、指定要件を緩和する。

さらに、過疎地域の農林漁業者等に対し、株式会社日本政策金融公庫から長期かつ低利の振興山村・過疎地域経営改善資金の融通を行う。

7 社会的コスト負担の理解の促進

森林の有する多面的機能の持続的発揮のための社会的コストの負担方法については、一般財源による対応のほか、国及び地方における環境問題に対する税等の活用、上下流の関係者の連携による基金の造成や分収林契約の締結、森林整備等のための国民一般からの募金、森林吸収量等のクレジット化等の様々な手法が存在する。地球温暖化防止に果たす森林の役割への期待に応えつつ森林吸収源対策を含めた森林・林業の諸施策の着実な推進を図っていくため、どのような手法を組み合わせるコストを負担すべきか、国民の理解を得ながら、都市・地方を通じて国民に等しく負担を求める税制等の新たな仕組みを含め、国全体としての財源確保等を検討する。

8 国民参加の森林づくりと森林の多様な利用の推進

(1) 多様な主体による森林づくり活動の促進

国民参加の森林づくりを推進するため、

- ① 全国植樹祭、全国育樹祭等の国土緑化行事、緑の少年団活動発表大会等の実施
- ② 「森林づくり」や「木づかい」に対する国民の理解を醸成するための幅広い普及啓発
- ③ NPO等による森林づくり活動及び木への親し

みや木の文化への理解を深め、木材の良さや利用の意義を学ぶ「木育」^{もくいく}の実践に対して支援する。

(2) 森林環境教育等の充実

森林体験等の森林環境教育や里山林の再生等、森林の多様な利用を推進するため、

- ① 幅広い体験活動の機会の提供、体験活動の場に関する情報の提供、教育関係機関等との連携の強化
- ② 林業後継者等の林業体験学習等の促進
- ③ 年齢や障害の有無にかかわらず全ての利用者が森林と触れ合えるよう配慮した、国民に開かれた森林及び施設の整備の推進
- ④ 地域住民等からなる活動組織が実施する森林環境教育や研修活動に対する支援等を実施する。

9 国際的な協調及び貢献

(1) 国際協力の推進

ア 国際対話への参画等

世界における持続可能な森林経営に向けた取組を推進するため、国連森林フォーラム (UNFF)、国連食糧農業機関 (FAO) 等の国際対話に積極的に参画し、貢献するほか、関係各国、各国際機関等と連携を図りつつ、国際的な取組を推進する。とりわけ、モンリオール・プロセス^{*7}については、事務局として参加12か国間の連絡調整、総会等の開催支援を行うほか、他の国際的な基準・指標プロセスとの連携及び協調の促進等についても積極的に貢献する。

また、日中林業担当局庁の長による定期対話、日韓林業分野におけるハイレベル定期対話、日中韓持続可能な森林経営に関する3か国対話を推進する。

さらに、世界における持続可能な森林経営の推進に向けた課題の解決に引き続きイニシアティブを発揮していく観点から、森林・林業問題に関する幅広い関係者の参加による国際会議を開催する。

イ 開発途上国の森林保全等のための調査及び技術開発

途上国における森林の減少及び劣化の抑制や持続可能な森林経営を推進するため、二国間クレジット制度 (JCM) における REDD+ の実施ルールを検討する。また、途上国の森林劣化の防止に資する技術開発及び人材育成、森林減少及び劣化を抑制する場合の機会費用等の分析、森林保全が経済価値を創出する事業モデルの開発、民間企業等の REDD+ への参入促進等に対して支援する。

ウ 二国間における協力

開発途上国からの要請を踏まえ、独立行政法人国際協力機構 (JICA) を通じ、専門家派遣、研修員受入れや、これらと機材供与を効果的に組み合わせた技術協力プロジェクトを実施するとともに、開発途上地域の森林管理計画の策定等を内容とする開発計画調査型技術協力を実施する。

また、開発途上国からの要請を踏まえ、JICA を通じた森林・林業案件に対する無償資金協力及び円借款による支援を検討する。

さらに、日韓農林水産技術協力委員会及び日中農業科学技術交流グループ会議を通じた技術交流を推進する。加えて、日インド森林及び林業分野の協力覚書に基づき両国の協力を推進する。

エ 国際機関を通じた協力

熱帯地域における持続可能な森林経営及び違法伐採対策を推進するため、国際熱帯木材機関 (ITTO) への拠出を通じ、熱帯木材生産国における法執行能力やガバナンスの向上、地域住民による持続可能な森林経営の実施等に対して支援する。

また、世界における持続可能な森林経営を推進するため、国連森林フォーラム (UNFF) への拠出を通じ、世界の各地域の森林関係機関の活動の強化に対して支援する。

さらに、我が国の民間団体等が行う中国への植林協力を推進するため、日中民間緑化協力委員会を通じた協力に対して支援する。

*7 「平成27年度森林及び林業の動向」第1部-第2章(73-74ページ)参照。

オ 民間組織による活動への支援

日本NGO連携無償資金協力制度^{*8}及び草の根・人間の安全保障無償資金協力制度^{*9}等により、我が国のNGOや現地NGO等が開発途上国で行う植林、森林保全の活動に対して支援する。

(2) 違法伐採対策の推進

二国間、地域間、多国間協力を通じて、違法伐採及びこれに関連する貿易に関する対話、途上国における人材の育成、合法性等の証明された木材及び木材製品(合法木材)の普及等による違法伐採対策を推進する。

また、我が国においては、「総合的なTPP関連政策大綱」も踏まえ、合法木材が木材供給事業者から一般消費者に至るまで円滑に供給されるための体制の整備、合法性証明の信頼性を向上させる取組、違法伐採対策の重要性について一般企業や消費者等の理解を得るための取組等に加え、第三者による供給状況の調査も実施し、合法木材の普及拡大を引き続き推進する。

Ⅱ 林業の持続的かつ健全な発展に関する施策

1 望ましい林業構造の確立

林業の持続的かつ健全な発展を図るため、効率的かつ安定的な林業経営の育成、施業集約化の推進、低コストで効率的な作業システムによる施業の推進並びにこれらを担う人材の育成及び確保等の施策を講ずる。

(1) 効率的かつ安定的な林業経営の育成

生産コストの低減を図るため、意欲ある森林所有者、森林組合及び民間事業者による森林経営計画の作成、施業の集約化、路網の整備等を推進する。

このほか、「林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法」(昭和54年法律第51号)に基づく金融・税制上の措置等を講ずる。

(2) 施業集約化等の推進

森林経営計画に基づき面的まとまりをもって森林施業を行う者に対して、間伐等やこれと一体となった丈夫で簡易な路網の開設等に対して支援する。

また、施業の集約化の促進を図るため、森林情報の収集、森林の現況調査、境界確認、施業提案書の作成、森林所有者の合意形成の活動、既存路網の簡易な改良等に対して支援するとともに、施業提案や森林境界の確認の手法として3次元地図や過去の空中写真などの森林情報の活用を推進する。

さらに、航空レーザ計測で取得した森林資源情報等の大量の情報を効率的かつ安全に利活用するため、ICTによる情報共有の実証及びシステムの標準化を支援する。

このほか、民有林と国有林が連携した森林共同施業団地の設定等の取組を推進する。

^{*8} 日本のNGOが開発途上国・地域で実施する経済・社会開発プロジェクト及び緊急人道支援プロジェクトに対し資金協力を行う制度。
^{*9} 開発途上国の地方公共団体、教育・医療機関並びに途上国において活動している国際及びローカルNGO等が実施する比較的小規模なプロジェクトに対し、日本の在外公館が中心になって資金協力を行う制度。

(3)低コストで効率的な作業システムの整備及び普及並びに定着

林業の収益性の向上や木材需要に対応した原木の安定供給等を着実に推進するため、

- ① 素材や木質バイオマスの生産を効率化する林業機械の開発・改良
- ② 低コスト造林技術等の実証によるデータの収集・整理及びその導入に向けたノウハウの提案
- ③ リース等による高性能林業機械の導入の支援等を実施する。

また、国有林においては、現場技能者等の育成のための研修フィールドを提供する。

2 人材の育成及び確保等

(1)現場技能者や技術者等人材の育成

ア 「緑の雇用」事業等を通じた現場技能者の育成

林業への就業に向けて、林業大学校等において必要な知識の習得等を行うなど、将来的に林業経営をも担い得る有望な人材として期待される青年に対し、就業準備資金を給付する。

また、新規就業者等に対しては、段階的かつ体系的な研修カリキュラムにより、安全作業等に必要な知識並びに技術及び技能の習得に関する研修を実施するとともに、その定着に向けた就業環境の整備に対して支援する。一定程度の経験を有する者に対しては、工程・コスト管理等のほか、関係者との合意形成、労働安全衛生管理等に必要な知識並びに技術及び技能の習得に関するキャリアアップ研修を実施する。これらの研修修了者については、統括現場管理責任者(フォレストマネージャー)等として農林水産省が備える名簿に登録することにより林業就業者のキャリア形成に対して支援する。

さらに、急傾斜地等での効率的な架線集材を実現する高度な索張り技術等を備えた技能者の育成のための研修を行うとともに、丈夫で簡易な森林作業道の作設を行う技能者の能力向上に必要な知識及び技能の習得に関する研修等を実施する。

イ 林業経営を担うべき人材の育成及び確保

効率的な経営を行う林業経営者の育成及び確保を

図るため、地域のリーダー的な森林所有者で組織する林業研究グループ等が行うコンクール等に対して支援する。

さらに、林業後継者を育成し、確保するため、森林・林業関係学科の高校生等を対象にした就業体験や山村地域の小中学生等を対象にした地域の森林・林業に関する体験学習等に対して支援する。

ウ 施業集約化等を担う人材及び地域の森林経営を支援する人材の育成

森林所有者に対し森林施業を提案する人材(森林施業プランナー)について、全国的に一定の質を確保しつつ、地域ごとの特性を踏まえたより実践力のある者を育成するため、研修カリキュラムや認定基準の策定、各種研修の実施等の取組に対して支援する。

また、市町村森林整備計画の策定等への支援を通じて、地域の新たな課題に対応し、地域の森林づくりの全体像を描くとともに、森林所有者や森林施業プランナー等に対し指導等を行う人材(森林総合監理士(フォレスター))の候補となる若手技術者の育成を図るため、研修カリキュラムを改善し研修を実施する。

エ 女性の林業経営への参画、女性林業者のネットワーク化の促進等

女性の林業への参画や定着を促進するため、全国レベルの交流会の開催や優良活動事例等の情報提供による女性林業者や女性林業グループ等のネットワーク化、女性の参入促進のための林業体験等を支援する。

また、女性林業従事者の抱える問題の実態把握を行うとともに、解決方策等を調査する。

(2)雇用管理の改善

都道府県及び林業労働力確保支援センターによる林業事業体の社会保険及び退職金制度への加入状況等に応じた雇用管理改善の指導を促すとともに、林業事業体による従業員の雇用管理や処遇の改善に役立つよう作成した人事管理マニュアルの普及及び活用を推進する。

また、林業事業体に専門家を派遣し、経営者と従業員が仕事ぶりや能力を評価する共通の物差しをもち、経営者が適切に能力評価を行って処遇等に反映するシステムの導入に対して支援する。

(3)労働安全衛生の向上

安全な伐木技術の習得など就業者の技能向上のための研修、林業事業体への安全巡回指導、振動障害及び蜂刺傷災害の予防対策、労働安全衛生マネジメントシステムの普及啓発、安全作業器具の開発及び改良等を、近年の労働災害の発生状況を踏まえつつ効果的に実施する。

また、林業事業体の自主的な安全活動を促進するため、労働安全コンサルタントの活用を推進する。

3 林業災害による損失の補填

災害によって林業の再生産が阻害されることを防止するとともに林業経営の安定を図るため、国立研究開発法人森林総合研究所が行う火災、気象災及び噴火災による森林の損害を補填する森林保険の普及に引き続き努める。

Ⅲ 林産物の供給及び利用の確保に関する施策

1 効率的な加工・流通体制の整備

(1)国産材の安定供給体制の整備

需要に応じた低コストで効率的な木材の生産・供給、木材利用の拡大を実現するため、間伐・路網整備やCLT等を製造する木材加工流通施設、木質バイオマス関連施設、苗木生産施設等の整備などを総合的に支援する。また、川上と川中・川下が連携し、需給情報の共有化を徹底するとともに、民有林と国有林の連携による地域材の安定供給体制を構築する。

加えて、国際的な木材取引においては森林認証材が標準となってきたことから、将来的な木材製品等の輸出拡大に向けた国際基準での森林認証制度の普及を図る。

(2)加工・流通体制の整備

品質及び性能の確かな製品を低コストで安定供給するため、

- ① 製品の安定供給や地域材の競争力強化に資する木材加工流通施設等に対する支援
 - ② 「総合的なTPP関連政策大綱」に即し、生産性向上等の体質強化を図るための木材加工流通施設整備と間伐材の生産及び路網整備等を一体的に支援
 - ③ 製材業、合板製造業等を営む企業が実施する設備導入に対する利子の一部助成
- 等により、木材加工流通施設等の整備を推進する。

2 木材利用の拡大

(1)公共建築物等

平成22(2010)年10月1日に施行された「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律」第7条第2項第4号に規定する各省各庁の長が定める「公共建築物における木材の利用の促進のための計画」に基づいた各省各庁の木材利用の取組を進め、国自らが率先して木材利用を推進する。

また、同法第9条第1項に規定する市町村方針の作成に対して支援する。

さらに、地域で流通する木材利用の一層の拡大に向けて、設計上の工夫や効率的な木材調達を通じた、低コストでの木造公共建築物等の整備に対して支援する。

このほか、木造公共建築物の整備に係る設計段階からの技術支援及び木造公共建築物を整備した者に対する利子助成等を実施する。

(2)住宅、土木用資材等

CLT強度データ等の収集や耐火部材の開発を推進するとともに、CLT等を活用した建築技術の実用化に向けた実証及び国産材CLTの生産体制の整備を推進する。

このほか、中高層建築物等への木材利用を促進するため、木材を利用した建築に携わる設計者等を育成する取組に対して支援する。

地域で流通する木材を活かして住宅を建設する「顔の見える木材での家づくり」など、工務店等と林業・木材加工業の連携による地域材の利用拡大に向けた取組に対して支援する。また、木造住宅等の健康効果・環境貢献等の評価・普及の取組に対して支援する。

製品の供給に当たっては、品質管理を徹底し、乾燥材等の品質及び性能の明確な製品の安定供給を推進するとともに、JASマーク等による品質及び性能の表示を促進する。

大径化したスギ等の製材需要創出・高付加価値化に向けた新たな製品・技術の開発や、店舗等低層非住宅建築物の木質化に向けた取組に対して支援する。

さらに、土木分野等における木材の利用について、関係業界への働きかけやワークショップ等を通じて促進する。

(3)木質バイオマスの利用

未利用間伐材等の木質バイオマスの利用を促進するため、木質燃料製造施設、木質バイオマスボイラー等の整備を推進する。

また、木質バイオマスを利用した発電、熱供給又

は熱電併給の推進のために必要な調査を行うとともに、全国各地の木質バイオマス関連施設の円滑な導入に向けた相談窓口の設置、小規模発電の取組への助言等のサポートを行う体制の確立、燃料の安定供給体制の強化を支援する。

このほか、発電効率の高い木質バイオマス発電システム等の開発及び改良や、林地残材等の未利用材を原料とするセルロースナノファイバー等の高付加価値製品の製造・利用技術の開発等に対して支援する。

(4)木材等の輸出促進

「総合的なTPP関連政策大綱」を踏まえ、地域材を利用した付加価値の高い木材製品の輸出を中国や韓国等に拡大していくため、

- ① 日本産木材を用いた木造軸組工法モデル住宅の海外における建築及び展示
 - ② 輸出向け木材製品のブランド化の取組
 - ③ 展示会出展、PR活動、市場調査等輸出先国における販売促進活動
 - ④ 国内検討会やセミナーの開催等による輸出情報の共有と輸出促進体制の強化
- 等、木材輸出拡大に向けた取組を支援する。

3 東日本大震災からの復興に向けた木材等の活用

被災者の住宅再建及び被災地域の林業・木材産業の復興を図るため、地域で流通する木材を活用した木造復興住宅の普及を推進する。

また、復興に向け、被災地域における木質バイオマス関連施設の整備を引き続き推進する。

4 消費者等の理解の醸成

木を使うことが森林の整備や林業、山村の振興に結びつくことへの理解の醸成を一層効果的かつ効率的に行い、森林整備の推進及び地域で流通する木材等の森林資源の利用の拡大を図るため、シンポジウムの開催や展示会への出展等による「木づかい運動」の推進、森林づくり活動等と一体となった広報、イ

ベント開催等の普及啓発活動を実施する。

特に、木の良さや価値を再発見させる木製品や建築物、木材を利用し地域の活性化につなげている取組など、木材を活用した様々な取組を幅広く表彰する「ウッドデザイン賞(新・木づかい顕彰)」を支援する。

また、木への親しみや木の文化への理解を深め、木材の良さや利用の意義を学ぶ「^{もくいく}木育」の取組を広げるため、これまで開発した^{もくいく}木育プログラムの活用による^{もくいく}木育指導者の養成など、効果的な^{もくいく}木育の推進を図る。

5 林産物の輸入に関する措置

WTO交渉や、EU等との間におけるEPA(経済連携協定)及びFTA(自由貿易協定)交渉に当たっては、世界有数の林産物の輸入国として、各国の森林の有する多面的機能の発揮を損なうことのない適正な貿易の確保や、国内の林業・木材産業への影響にも配慮して対処する。また、持続可能な森林経営、違法伐採対策、輸出入に関する規制等の情報収集、交換及び分析を行い、国際的な連携を図る。

IV 国有林野の管理及び経営に関する施策

1 公益重視の管理経営の一層の推進

国土保全等の公益的機能の高度発揮に重要な役割を果たしている国有林野の特性を踏まえるとともに、多様化する国民の要請への適切な対応、森林・林業の再生への貢献のため、森林・林業基本計画等に基づき、次の施策を着実に推進する。

その際、流域の実態を踏まえながら、民有林と国有林が一体となった地域の森林整備や林業・木材産業の振興を図るため、森林の流域管理システムの下で民有林との連携を推進する。

(1) 森林計画の策定

「国有林野の管理経営に関する法律」(昭和26年法律第246号)等に基づき、30森林計画区において、地域管理経営計画及び国有林野施業実施計画を策定するとともに、31森林計画区において、国有林の地域別の森林計画を策定する。

(2) 健全な森林の整備の推進

国民のニーズに応えるため、個々の国有林野を重視すべき機能に応じ、山地災害防止タイプ、自然維持タイプ、森林空間利用タイプ、快適環境形成タイプ及び水源涵^{かん}養タイプに区分し、これらの機能類型区分ごとの管理経営の考え方に即して適切な森林の整備を推進する。その際、地球温暖化防止や生物多様性の保全に貢献するほか、地域経済や山村社会の持続的な発展に寄与するよう努める。具体的には、人工林の多くが未だ間伐が必要な育成段階にある一方、伐採適期を迎えた高齢級の人工林が年々増加しつつあることを踏まえ、間伐を推進するとともに、育成複層林へ導くための施業、長伐期施業及び小面積かつモザイク的配置に留意した施業を推進する。なお、再造林に当たっては、効率的・効果的な手法の導入に努める。

また、林道及び主として林業機械が走行する森林作業道が、それぞれの役割等に応じて適切に組み合わせられた路網の整備を推進するとともに、「公益的

機能維持増進協定制度」を活用した民有林との一体的な整備及び保全の取組を推進する。

(3) 森林の適切な保全管理の推進

国有林においては、公益重視の管理経営を一層推進し、保安林等の保全・管理、国有林の地域別の森林計画の樹立、森林・林業に関する知識の普及及び技術的指導を行う。

生物多様性の保全の観点から、原始的な森林生態系や希少な野生生物が生育し、又は生息する森林については、厳格な保護・管理を行う「保護林」や野生生物の移動経路となる「緑の回廊」に設定し、モニタリング調査等を通じた適切な保護・管理を推進する。溪流等と一体となった森林については、その連続性を確保することにより、よりきめ細やかな森林生態系ネットワークの形成に努める。その他の森林については、適切な間伐の実施等、多様で健全な森林の整備及び保全を推進する。

また、野生生物や森林生態系等の状況を的確に把握し、植生の回復等の措置を講ずる。

さらに、世界自然遺産の「知床」^{しれとこ}、「白神山地」^{しらかみ}、「小笠原諸島」^{おがさわら}及び「屋久島」^{やくしま}並びに世界自然遺産の国内候補地である「奄美大島」^{あまみ}、「徳之島」^{とくのしま}、「沖縄島北部及び西表島」^{おきなわしま}における森林の保全対策を推進するとともに、「富士山－信仰の対象と芸術の源泉」等の世界文化遺産登録地やその候補地及びこれらの緩衝地帯内に所在する国有林野について、森林景観等に配慮した管理経営を行う。

また、森林における野生鳥獣被害防止のため、広域的かつ計画的な捕獲と効果的な防除等を実施するほか、地域住民等多様な主体との連携により野生鳥獣と住民の棲み分け又は共存に向けた地域づくり、自然再生の推進、国有林野内に生育し、又は生息する国内希少野生動植物種の保護を図る事業等を実施する。

二酸化炭素の吸収源として算入される天然生林の適切な保護及び保全を図るため、グリーン・サポート・スタッフ(森林保護員)による巡視や入林者へのマナーの啓発を行うなど、きめ細やかな森林の保全・管理活動を実施する。

(4) 国有林野内の治山事業の推進

国有林野内の治山事業においては、近年頻発する集中豪雨や地震・火山等による大規模災害の発生のおそれが高まっていることを踏まえ、山地災害による被害を防止し、軽減する事前防災・減災の考え方に立ち、民有林における国土保全施策との一層の連携により、効果的かつ効率的な治山対策を推進し、地域の安全と安心の確保を図る。

具体的には、荒廃山地の復旧等と荒廃森林の整備の一体的な実施、予防治山対策や火山防災対策の強化、治山施設の機能強化を含む長寿命化対策やコスト縮減対策、海岸防災林の整備・保全対策等を推進する。また、流木災害の防止対策等における他の国土保全に関する施策と連携した取組、国有林と民有林を通じた計画的な事業の実施、積極的な木材利用及び生物多様性の保全に資する治山対策等を推進する。

(5) 林産物の供給

適切な施業の結果得られる木材について、持続的かつ計画的な供給に努めるとともに、その推進に当たっては、未利用間伐材等の木質バイオマス利用等の新規需要の開拓に向け、安定供給システム販売等による国有林材の戦略的な供給に努める。その際、林産物の供給に当たっては、間伐材の利用促進を図るため、列状間伐や路網と高性能林業機械の組合せ等による低コストで効率的な作業システムの定着に向けて取り組む。また、国産材の安定供給体制の構築に資するため、民有林材を需要先へ直送する取組の普及及び拡大等国産材の流通合理化を図る取組に対して支援する。

さらに、国産材の2割を供給している国有林の特性を活かし、地域の木材需要が急激に増減した場合に、需要に見合った供給を行うため、地域の需給動向及び関係者の意見等を迅速かつ的確に把握する取組を推進する。

(6) 国有林野の活用

国有林野の所在する地域の社会経済状況、住民の意向等を考慮して、地域における産業の振興及び住民の福祉の向上に資するよう、貸付け、売払い等に

よる国有林野の活用を積極的に推進する。

その際、国土の保全や生物多様性の保全等に配慮しつつ、再生可能エネルギー源を利用した発電に資する国有林野の活用にも努める。

さらに、「レクリエーションの森」について、民間活力を活かしつつ、利用者のニーズに対応した施設の整備、自然観察会等の実施、レクリエーションの場の提供等を行うなど、その活用を推進する。

の「ふれあいの森」、伝統文化の継承等に貢献する「木の文化を支える森」、企業等の社会貢献活動の場としての「法人の森林」など国民参加の森林づくりを推進する。

2 森林・林業再生に向けた国有林の貢献

国有林野事業の組織、技術力及び資源を活用し、

- ① 低コストで効率的な作業システムの民有林における普及及び定着
 - ② 林業事業体の育成
 - ③ 森林共同施業団地の設定による民有林と連携した施業
 - ④ 市町村を技術面で支援する人材等の育成
 - ⑤ 先駆的な技術等の事業レベルでの試行等を通じた民有林経営に対する支援
 - ⑥ 花粉症対策苗やコンテナ苗等の生産拡大に向けた苗木の需要見通しの提示
 - ⑦ 種子の安定供給に向けた旧採種園の再整備
 - ⑧ 花粉症対策品種の穂木の安定供給に向け、人工造林地を穂木の採取源として活用するための条件整備
- 等に取り組む。

3 国民の森林としての管理経営

国有林野の管理経営の透明性の確保を図るため、情報の開示や広報の充実を進めるとともに、森林計画の策定等の機会を通じて国民の要請の的確な把握とそれを反映した管理経営の推進に努める。

体験活動及び学習活動の場としての「遊々の森」の設定及び活用を図るとともに、農山漁村における体験活動と連携し、森林・林業に関する体験学習のためのフィールドの整備及びプログラムの作成を実施するなど、学校、NPO、企業等の多様な主体と連携して森林環境教育を推進する。

また、NPO等による森林づくり活動の場として

V 団体の再編整備に関する施策

森林組合等による施業の集約化活動に対する支援を行いながら、施業集約化、合意形成及び森林経営計画の作成を最優先の業務として取り組むよう指導するとともに、国、地方公共団体等からの事業委託が組合員のために行う森林整備等を妨げないよう指導を行う。

また、森林組合の合併等による経営基盤の強化並びに内部統制機能の確保及び法令等遵守（コンプライアンス）意識の徹底による業務執行体制の安定強化に向けた指導を実施する。さらに、組合員に対する森林組合の経営の透明性を確保するため、森林組合の決算書類等の様式等に従って経営内容が整理、情報開示されるよう指導するほか、森林組合システムの適正な組織運営及び業務運営を確保するための検査を引き続き実施する。

加えて、東日本大震災により被災した森林組合等に対する利子助成を引き続き実施する。